

第二百二十三回国参議院文教委員会會議録第五号

平成四年四月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

真島 一男君

小林 正君

肥田美代子君

針生 雄吉君

四月十六日

松本 英一君

吉田 達男君

高桑 榮松君

四月十七日

平井 卓志君

真島 一男君

四月二十二日

真島 一男君

田代由紀男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

真島 一男君

田代由紀男君

補欠選任

平井 卓志君

松本 英一君

吉田 達男君

高桑 榮松君

針生 雄吉君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

高桑 榮松君

Table with columns for Government Ministers (国務大臣), Government Commissioners (政府委員), and Secretaries (事務局側). Lists names and titles such as 文部大臣 鳩山 邦夫君, 文部大臣官房長 野崎 弘君, etc.

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大木浩君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。
○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。
○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大木浩君) 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について、政府から説明を聴取いたします。鳩山文部大臣。
○国務大臣(鳩山邦夫君) このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立学校設置法において国立大学の学部の設置、短期大学の廃止及び国立学校財務センターの新設を行うほか、あわせて国立学校特別会計法を改正して、特別施設整備資金の設置等について規定するものであります。
まず、国立学校設置法の改正について御説明申し上げます。

第一は、国立大学の学部の設置についてであります。
これは、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、お茶の水女子大学の家政学部を改組して生活科学部を、京都大学の教養部を改組して総合人間学部を、神戸大学の教養部及び教育学部を改組して国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ設置しようとするものであります。
なお、これらの学部は本年十月一日に設置し、平成五年四月から学生を受け入れることとしております。

第二は、短期大学の廃止についてであります。
これは、埼玉大学及び和歌山大学に併設されている経済短期大学部を廃止し、それぞれ当該大学の経済学部と統合しようとするものであります。
なお、これらの短期大学部は、平成五年度から学生募集を停止し、平成六年度限りで廃止することとしております。

第三は、国立学校財務センターの新設についてであります。
これは、国立学校における教育研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財産の有効活用に関する諸業務など、国立学校の財務の改善に資する業務を行う機関として、国立学校財務センターを本年七月一日に設置しようとするものであります。
次に、国立学校特別会計法の改正について御説明申し上げます。
第一は、特別施設整備資金の設置についてであります。
これは、緊急に対処すべき課題となっている国立学校の老朽化等施設を解消するための特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置するものであります。

す。この資金は、国立学校の移転後の跡地処分収入等、特定学校財産の有効活用による多額の収入を資金として保有し、これを財源に老朽化等の著しい国立学校施設の整備を特別施設整備事業として計画的に行うものであります。

第二は、借入金制度の改正についてであります。

これは、国立学校の特別施設整備事業に要する施設費を支弁するための借入金制度を創設するとともに、人口の過度集中対策に資する国立学校の移転整備のための借入金について、借入対象事業を用地の取得費から施設費に拡大しようとするものであります。

その他、この法律におきましては、以上のことと関連して、所要の規定の整備を図ることとしておられます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(大木浩君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森嶋子君 ます、四月二十日の、私が見ましたのは産経新聞でありますけれども、これによりますと、官澤総理がある会で、「文部省の予算は(例年)シーリングのために気の毒な状況にある」と指摘され、「来年度の予算編成では文教関係予算の充実に配慮したい意向を強調するとともに、党としても具体的検討に入るよう指示した」、こういう新聞記事が載っておりますので、これについて大臣は御存じでしょうか、そして何か御感想がございましたらお願いしたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 実は、この件に関して私は私新聞報道を読んだだけでございまして、この新聞の見出しは「文教予算の充実に指示」というような形になっておりましたから、大いに気を

よくし喜んでおるところでございます。何回か参議院の予算委員会等でも官澤首相が、シーリングの弊害、弊害という言葉であつたかどうかは正確には議事録を読んでみなければわかりませんが、シーリングということは国家財政の再建のために大変大きな意義を有して働かしてきてきたけれども、文教予算等、文部大臣がいつも答弁をしておられるように、シーリングのために非常に厳しい状況になっておるといふことを御答弁されたことを記憶いたしておりますが、恐らく同趣旨のことを森政調会長と話し合われた中でおっしゃったのではないかと私なりに考えております。

これは、日ごろから当委員会でもいろいろと先生方から御意見を賜り、また私として希望を申し上げてきたところと一致をす点でございますので、平成五年度の予算編成というのも当然シーリングという、非常に、何と云うんでしようか、技術的、画一的な手法は当然とられるであろう、もちろんシーリングのない予算編成というのはあり得ないと思つてますが、そういう中で文教予算の充実に図るためには、今までと全く同じことの繰り返しでは実際上の予算は減るばかりであるというふうに考えております。

平成四年度予算におきまして、一般歳出の伸びが四・五％であつたところ、文教予算は五・二％増であつたということか、あるいは、今まさにこの法案で御審議をいたしたく、国立学校特別会計内に財務センターを設けて、初年度の二百億は財投からの借入金なのですが、特別施設整備事業も始めようというところ、これらが大蔵省が認めてくれたのも、ある意味では総理の言う配慮を加えたということにもなるかと思つております。

これだけではまだまだ文教予算の問題というものは解決いたしませんから、平成五年度予算に向けてまた一層の工夫とか配慮とか、できれば当たり前のシーリングという対象の枠外に置いてもらいたいというような希望を強く持っている段階で、こういう新聞報道に接したことは一つうれしきニュースではあつたわけで、これから私も努力を

していかねばならないことだと思つております。○森嶋子君 文教関係の予算の拡充については、私たちが長年みんなで主張してきたことでありまして、本委員会の重要な課題でもあるというふうに思つております。特に、今大臣がおっしゃいましたように、本日の議題である国立学校設置法にも大いに絡むものでありますし、せつかく官澤総理がそういうお気持ちになつていらつしやるところでございまして、ぜひ今後の文部省の熱意と努力を期待いたしますし、私どももぜひそういう面ではいろんな面で協力もしていかなければならないというふうに思つております。

さて、本題に移りますが、国立大学の研究施設の老朽、そしてその狭いというところの問題を取り上げて、いろいろな問題が今出てきております。こういう研究施設の老朽、狭隘化に関して文部省はどのような現状認識をなさつておられますか。それから、昨年の阪大のあの事故がありました。その教訓を生かして安全対策も課題であろうと思つてますが、それによつてどのような対応策を考えていらつしやいますか、明らかにしていただきたいと思つております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) これは高等教育局長からお答えを申し上げますが、従来から、今の事故のお話とかこの委員会でも承つてまいりました。実際、なかなか国会の日程等もございまして都合がつかせませんでした。先般、四月十四日に東大を視察してまいりました。その後、おととい、トリスタンがある筑波へ参りましてトリスタンのトリスタンの中を歩いたり、その後、筑波大学へ寄つて江崎学長と昼食をとるに帰つてまいりました。

ああいう新しいキャンパスとか、あるいは高エネルギー物理学研究所のような新進鋭の先端的な研究をやつていられるところへ行つていろいろ説明を受けると、やっぱり文部大臣としてもうれしい気持ちになるわけですが、東京大学を視察した数時間というのは、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、いわば不満と愚痴を聞くための視察でも

あつたわけでございます。理学部、工学部等のこの部屋は一体何をやっていられるんだろうと。そのやつていられることは大変ハイレベルのことなんです。書類を読んでいる者がいたり、これは実験の机なのかそれとも普通のデスクなのかわからない狭いところで数人の人間が、今、私の目の前で速記をやつておられますが、これくらいスペースがあればまず十人ぐらゐの人が書き物をするといふようなスペースの状況でございます。これで事故が起きないのが不思議だなど、正直言つて、いろんな酸素ボンベ等の液体の入つた危険なもの、本来外へ出さなければいけないのに家の中に入つておたり、私なんか決してやせている方ではないんで、何かひっくり返してやせている方で高圧電流に触れるんではないかというふうな危険な状況を見てまいりまして、私なりに認識はしておるということをお断り申し上げます。

○政府委員(前畑安彦君) 国立大学の施設の老朽化、狭隘化の現状につきまして申し上げます。現在国立学校が保有いたしておられます建物面積、これは平成二年の五月一日現在でございますが、千九百二十三万平方メートルでございます。このうち通常改修が必要とされております経年二十年以上の建物が八百二十六万平方メートルございまして、全体の四三％を占めておるといふことで、總体的に施設の老朽化が進んでおります。

老朽化の原因につきましては、一つには、十八歳人口の急増期におきまして学生を増募したり、あるいは御案内のとおり無医大県解消計画ということで、一つの年度に多いときには四つの医学部、医科大学をつくらつたりしてまいりましたが、そういうふうな新しい政策対応というものが既存の施設の整備に優先的に行われたために既存施設の老朽化に対応できなかったということがあつたと思つております。

また狭隘化につきましては、これもただいま大臣から御答弁がございましたが、近年の科学技術の進展に伴ひまして各種の新しい研究設備の増加、また大型化ということがございます。研究室

の増加、また大型化ということがございます。研究室

におきましても、図書資料の増加、さらにはパソコンの導入、コンピュータの導入等でスペースが増加をいたしております。また、大学院の充実ということ、さらには学生の増募、さらに申し上げますと留学生の増加というふうなこともあろうかと思っております。

そこで、御指摘の先般の大阪大学基礎工学部の事故に際しましては、私どもは、まず施設の老朽あるいは狭小化ということが原因ではなからうかというふうな憂慮をいたしたわけであり、大学側の報告によりまして、直接には老朽化、狭小化が原因ではないという説明をございまして、ある意味でははっとしておるような状況でございます。この大阪の事故につきましては、現在なお警察が調査中ではありますが、人事院の方で大阪大学の安全管理状況を調査いたしまして、幾つかの指摘をされております。危険物につきましては、安全管理者や文書を指名してはなかった、あるいは設備につきましては定期検査を行わなかった等々の指摘がございましたので、これを踏まえまして、大阪大学はもとより各国立大学につきましても安全管理体制の再点検と安全教育の徹底、設備等の検査の徹底につきまして留意方を要請いたしたところでございます。

○森嶋子君 本題に入りますが、今回の改正案は、資金を設けて特別会計の預金通帳のような役割を果たすのではないかとお尋ねに思っておりますが、現行の特別会計制度でも国立大学の遊休地の売却は行われていたと思っております。その売却益がどのように今まで流れていたか、それから、今回資金をつくるということなんです、もう御存じのようにこの文教委員会でもいろいろと討論されました芸術文化振興基金とか、それからスポーツ振興基金とか、続いて国立学校振興のための基金をつくる、そういう基金をつくるということが新聞では報道されていたんですけれども、それが改正案では資金に

なっている。どうして基金が資金となったか、またその違いはどういうところにあるのか。

○政府委員(泊龍雄君) 現行の国立学校の財産につきましては、御案内のとおり各国立学校におきましてそれぞれ管理し処分をするという仕組みになっておりまして、これによって得られました処分収入につきましては、国立学校の施設整備等の充実に充てまして国立学校特別会計の全般的な財源となつておるというところでございます。

今回御提案申し上げておられますいわゆる特定学校財産処分収入との関係についてでございますが、今回の特定学校財産処分収入につきましては、御案内のとおり特別施設整備資金の財源として、これをもって国立学校の老朽化あるいは狭小化を緊急に解消を図りたいということ、特別整備事業に充てるということになっておるわけでございます。そういう意味で、現行とどう違うかと申し上げますれば、基本的には現行でも学校財産処分収入については国立学校特別会計の全般的な財源に充てる、そのことにおいては基本的に施設整備等に充てるという意味合いにおいては同様でございますが、ただ、巨額の国立学校の学校財産処分収入が予定されておるので、これらを安定的に活用をして、緊急に国立学校施設等の整備を図りたいということで御提案を申し上げます。

それから第二点の、いわゆる芸術文化振興基金等との相違点はどうかとお尋ねでございます。ただいま申し上げましたように、この特別整備資金は、国立学校が資産の有効活用を図るというところで、一時的に多額の処分収入が生じる場合が考えられます。そこで、これを単年度で費消するということではなくて、予算で定めるところによりまして、この国立学校の特別施設整備資金に繰り入れて安定的な財源を確保して、これによりまして現在課題となっております施設の緊急かつ計画的な整備を行う仕組みとして特別会計内に特別施設整備資金ということを設置したいということ

でお願いしているところのところでございます。

これに對しまして、お尋ねのございました芸術文化振興基金あるいはスポーツ振興基金というものがございまして、御案内の特殊法人に置かれた基金でございます。一般会計からの出資金それから民間からの出捐金を財源的な基盤、基礎といたしまして事業に必要な経費の財源をその運用によって得ようとするものでございまして、御提案申し上げている特別施設整備資金とはその性格を異にしているところでございます。

○森嶋子君 基金と資金の違いが今御説明があったわけですが、この資金の主たる財源というのが、もう皆さん御存じのように、国立学校の移転の跡地を売却してそれを充てるということなんです、その中の特に特定学校財産の指定を受けたものについてやるといふことなんです。その指定の基準が大変値段が高額なものと聞いておりますが、その指定の基準について現段階ではどのようなものを想定していらっしゃるか、それから、資金の財源をどうして指定されたものに限るのか、それから指定の基準に達しない財産の処分収入はどのように扱われるのか、そのあたりをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(前畑安宏君) 御提案申し上げております改正案におきましては、ただいま御指摘のように、特定学校財産というものを政令で定めるところによりまして文部大臣が指定をするということになっておまして、そしてその特定学校財産の処分収入を財源としていわゆる特別施設整備事業を行う、このようにいたしております。どういふものを指定するかということでございますが、これは後ほど大蔵大臣と協議をして定めることとなりますが、一定の額を超える巨額な処分収入が生じることが見込まれる学校財産ということを考えております。

千万円という数字でございます。したがって、これが一つの目安というふうな考えますと数百億、四百億あるいは五百億というのが平常ベースで国立学校特別会計に処分収入として入る財産処分収入でございますので、それをかなり上回る、例えば一千億あるいは百億の後半といったような、数百億といったようなものが入りますと、通常ベースで国立学校特別会計に計上しております学校財産処分収入ということが通常よりも大きく入りますと、それを単年度で費消するというのを避けるためにこういった仕組みをお願いいたしておるところでございます。したがって、申し上げましたように、四百億、五百億といった通常ベースで入る処分収入をはるかに上回るような額というものを目安に置いて大蔵大臣と協議の上で定めたい、このように考えておるところでございます。

そして、片やその特定学校財産を処分した収入でもって事業を行う、これをリンクをいたしておるわけでございます。それで、その財源を直接に特別施設整備事業に充てたい、その充てるのも数百億あるいは千億というお金でございますので、単年度でなかなか一挙に事業を行うわけにまいりませんから、それを資金にある一定期間プールをしておきまして、毎年度計画的に繰り出していこうということでございます。

先ほど会計課長からお答えいたしました、通常の四百億といったような学校財産処分収入は、これは国立学校特別会計の歳入の中に溶け込んでしまっていて、どこへ使われたかという色分けができません。今回お願いいたしておりますのは、特定学校財産処分収入につきましてはそれをきちっと色分けをして、これは財源として特別施設整備事業を行おうと、国立学校の財産を処分した収入でありますので、それは国立学校の財産をふやす、あるいは価値を高める、そういうものに使っていく、こういうふうな考え方でござい

○森嶋子君 それでは、現在処分する予定であると聞いている大阪大学の医学部の跡地、これにつ

きまして、売却の時期であるとか収支の予定、それ以外に処分の場合が挙がってればそれをお聞きしたいと思います。

○政府委員(泊龍雄君) 阪大医学部のお話が出ましたが、特別施設整備資金の財産となる処分予定の財産としては、当面御指摘のございました大阪大学の医学部跡地、大阪市北区中之島地区でございますが、予定いたしております。これにつきましては、処分の予定時期としては平成五年度以降ということが見込まれておるところでございます。

この処分収入見込み額等につきましては、正規の手続をとって適正な評価をしてみなければ確定的なことは申し上げられませんが、周辺の地価公示価格等を参考に考えますと一十億を超えるものと見込んでおるところでございます。

それから、このほかにもいろいろ予定が考えられるかというお尋ねもございました。これにつきましては、現在移転統合の事業を進めております大阪大学医学部の附属病院跡地、あるいはまた同様な意味合いで、金沢大学あるいは広島大学の跡地といったようなものが現在見込まれておるところでございます。

○森嶋子君 いろいろふりな跡地を売却して、それを資金として今の国立大学の施設整備に充てたいころ、こういう状況なんですけれども、考えようによりましたら大変な感じがいたします。本当は一般会計からぐっと教育予算に繰り入れていただいてもいいと思いますが、自分の内輪を売らなければならないが普通であります。繰り入れていくというふうなことであります。そういうことをやる役割として財務センターの設立ということが今度うたわれておりますが、この財務センターはどういう仕事をやるのか、その役割について説明してください。

○政府委員(前畑安宏君) 国立学校財務センターにつきましては、御提案申し上げております法律案の第九条の五に規定をいたしておりますが、基本的には国立学校の財務の改善に資するというの

がねらいでございます。そして、そのねらいのもとに基本的には五つの業務を掲げております。まず第一番目に掲げておりますのが、国立学校特別会計に所属いたします国有財産、この適切かつ有効な活用につきまして国立大学等に対して協力をする、あるいは専門的、技術的な助言を行うということ。さらにはそのうち、先ほどもお尋ねがございましたが、政令で定めるところによりまして文部大臣が指定をいたしますかなり高額な特定学校財産につきまして、それを、例えば先ほどお話しがありました大阪大学医学部の跡地といたしますと、大阪大学医学部からこの財務センターに所属替えをいたしましてこれを管理し、そして処分をするに当たっては、この財務センターが所轄の大蔵省の財務局の方に相談をして処分をお願いするというのが一つの仕事でございます。

二つ目が、「国立学校における教育研究環境の整備充実を図るため、総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業」と、こういっておられますが、個々の国立大学がいろいろな施設の整備についての案件を抱えておられます。しかし、それはそれとして、いわば国として国立学校について基本的にこれらの整備を行いますときに、総合的かつ計画的に考えてどのような方針といたしますか、観点で整備を進めたいということが特に必要であるかということにつきましまして必要な調査を行うということがございます。これが極めて大事な事業であると考えております。

また、三番目には、現在国立学校に民間から寄附金を受け入れるという仕組みがございます。これは国に対する寄附でございますが、全額損金算入という扱いになっておりますが、具体的には各大学の学部というよりはさらに下って学科、現実には個々の教室の先生方がいろいろな企業を回って寄附を集められるというケースが多いわけでありまして、また、各大学が何十周年記念の事業として集めるということがあります。しかし、これもあるいは御案内かと思っておりますが、財界等では、各大学が寄附を集めるに際して、あるいは各大学の各学部

が来る、各教室が来るということではどうも対応が難しいので、どこか一本になって国立学校のための寄附を集めるということが考えられないかという御提案といたしますが、問題提起もございませう。それにこたえるというのこの財務センターの一つの仕事であるということ、第三号に特定国立学校に係るもの以外の寄附の受け入れを行う、そして受け入れたものの配分につきましてこの財務センターが主体的に関与するということについてお尋ねをいたします。

それから、四番目には研究業務でございますが、これは二つ掲げております。一つは高等教育に係る財政でございます。たびたび国会で御質問をいただきますが、例えば国立大学の学生納付金という問題を取り上げましたも、これを一体どういふふうな水準に定めることが適当であるか、また財政審議会等でも御指摘がございまして、学部別に国立大学の授業料を決めたらどうかというふうな御提案もございまして、そういう問題につきましまして、私どもは私どもなりにいろいろと勉強もし、研究もいたしておりますが、この財務センターにおいてそういう国立学校、高等教育に係る財政についてひとつ専門的に研究をしてみたいといううことをこの第四号に掲げておられます。さらには具体的、個々の財務の事務につきましても、近年国立学校からいろいろな指摘を受けております。国立学校の財務会計事務も国の一般の財務会計の事務と同じような規制に服してございまして、具体的に研究あるいは教育という観点からしますと必ずしもマッチしない面もあるということも言われております。そういう点についてどのような改善が考えられるかということについての研究をやりたいだころというのが四番目でございます。

さらには、第五号で掲げておりますのは、そういったふうなことで研究をした成果等によりまして財務に関する事務の改善に資しまして、広く関係の大学に対しまして情報を提供したり、連絡調整をしたり、そういうふうな業務を行うというのが本則九条の五に掲げております業務でございます。

さらに、附則に第五項として「当分の間」の業務として御提案を申し上げておられますが、いわゆる特別施設整備事業に關します実施計画の策定に参考となる資料の作成ということでございます。特別施設整備事業をどのように具体的に進めるかということにつきましては、これは各国立大学の要望を受けまして、文部省において設置者として責任を持って対処いたしますが、特別施設整備事業というのが各大学に対するかなり重要な影響を持つ仕事でありますので、文部省だけで考えてやるということではやはり問題があるかということ、国立学校設置法の機関としての財務センターに、先ほど申し上げましたように、研究環境の整備充実を図るために総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業につきましましての調査をやりたいと、そしてその調査に基づきまして、例えば平成四年度二百億というふうな額を定めてお尋ねいたしておりますが、この二百億を使つて特別施設整備事業を進めるに当たって、文部省が具体的な計画をつくるに当たって、どういふふうな観点で考えた方がベターであるかということについての資料の作成をお願いしようというのが附則で「当分の間」としてお願いいたしておるものでございます。

この「当分の間」といたしました趣旨につきましては、これは特別施設整備事業なるものが、先ほど来御指摘でございますように、特定国有財産を処分した収入を充てる事業でございますので、特定国有財産を処分した収入がなくなると、この特別施設整備事業という考え方も同時になくなります。また、逆に申し上げますと、施設の老朽化あるいは狭いために教育研究を行うのに著しく不適當である状態の解消というのが目的でございますので、仮にそういうふうな状態が解消されましても、この特別施設整備事業というところをやらなければならないので、そこで附則の事業につきましまして「当分の間」ということで御提案を申し上げておられるところでございます。

この「当分の間」といたしました趣旨につきましては、これは特別施設整備事業なるものが、先ほど来御指摘でございますように、特定国有財産を処分した収入を充てる事業でございますので、特定国有財産を処分した収入がなくなると、この特別施設整備事業という考え方も同時になくなります。また、逆に申し上げますと、施設の老朽化あるいは狭いために教育研究を行うのに著しく不適當である状態の解消というのが目的でございますので、仮にそういうふうな状態が解消されましても、この特別施設整備事業というところをやらなければならないので、そこで附則の事業につきましまして「当分の間」ということで御提案を申し上げておられるところでございます。

この「当分の間」といたしました趣旨につきましては、これは特別施設整備事業なるものが、先ほど来御指摘でございますように、特定国有財産を処分した収入を充てる事業でございますので、特定国有財産を処分した収入がなくなると、この特別施設整備事業という考え方も同時になくなります。また、逆に申し上げますと、施設の老朽化あるいは狭いために教育研究を行うのに著しく不適當である状態の解消というのが目的でございますので、仮にそういうふうな状態が解消されましても、この特別施設整備事業というところをやらなければならないので、そこで附則の事業につきましまして「当分の間」ということで御提案を申し上げておられるところでございます。

この「当分の間」といたしました趣旨につきましては、これは特別施設整備事業なるものが、先ほど来御指摘でございますように、特定国有財産を処分した収入を充てる事業でございますので、特定国有財産を処分した収入がなくなると、この特別施設整備事業という考え方も同時になくなります。また、逆に申し上げますと、施設の老朽化あるいは狭いために教育研究を行うのに著しく不適當である状態の解消というのが目的でございますので、仮にそういうふうな状態が解消されましても、この特別施設整備事業というところをやらなければならないので、そこで附則の事業につきましまして「当分の間」ということで御提案を申し上げておられるところでございます。

○森暢子君 大変詳しい説明をしていただきまして、私もその「当分の間」とはどのくらいいかというのを聞こうと思っておりましたら、今御説明がございました。

財務センターのあり方についていろいろと御説明いただいたんですけれども、考え方によりますと、財務センターは、この国立学校の遊休地がある、じゃそれをどこに処分して、その収入をどのように使うかということについて大変強力な権力、権力と言っては失礼ですけれども、影響力を持つことになるんじゃないかと思うわけですね。そうしますと、その財務センターに働いている人たちの考え方とか運営の仕方がやはり公正で慎重でなければいけないし、そういうことではないと思えますけれども、心配をするわけです。その財務センターの組織とか構成、そういうことはどのようになつていられるんでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) ただいま先生から問題の御指摘がございましたが、まさにそのとおりでございます。こういつた国立学校特別会計に財産を処分した収入で資金を、そしてそれを財源にして特別施設整備事業を実施する、あるいは財産の所属替えをしてそれを処分するということになりますと、それを行う立場というものがかなり大きな影響力を持つわけでございます。したがって、事務的に考えますと、こうして法律案として財務センターの設置をお願いするということよりも、事務的には文部省でやった方がいいのではないかというのを考え方としてございました。

しかしながら、ただいま先生御指摘のように、非常に大きな影響力を持つ仕事というものを文部省が直接にやるというのは好ましいことではないというところで、国立学校設置法に規定していただく、そして国立学校設置法に規定していただく、これは例えば大学入試センターであるとか、昨年成立させていただきました学位授与機構であるとか、そういうのと同じように国立学校設置法の中の国立学校として位置づけて、そしてその運営につきましても運営委員会というのを設けるこ

とを予定しております。これは関係の国立大学の教授の方たちにお願いをいたしまして運営委員会をつくりまして、財務センターの事業の実施計画であったり、あるいは教員の採用についての審議であったり等を行うわけでありまして、申しおくれましたが、これは附則で教育公務員特例法の改正もお願いいたしております。この財務センターの教員の人事につきましては、教育公務員特例法の準用機関ということにいたしておりまして、大学に準じたいわゆる教員人事の自治というものが保障されておるわけでございます。さらに評議員会というものを設けて、これは関係の国立大学の学長さん方にも入っていただきまして、いろんな面からの重要事項について所長に助言をする、こういうふうな仕組みを考えておるわけでございます。

○森暢子君 大分形が浮かび上がってきたような感じがいたしますが、特定学校財産というのは、何回も今お話しがありましたように、国立学校の運営上不要となった土地を処分するということがございすけれども、これは言いかえれば国有財産であるわけですね。そして、もった言いかえれば、国民みんなの貴重な財産であるわけですね。それを高く売ればいいということでも余り高い値段をつけても、やはり今土地の高騰の時期でありますし、安く売ったのではこれは意味もないしということ、大変その業務は難しいと思うわけであり

私も心配するのはその処分後の跡地、それをどのように使うかということなんです。大学の跡地だから、そこにどういうものができるかということとはもう皆さん方は頭に描いていらっしゃるかも知れませんが、やはり文化的な薫りの高いものであるとか、または公共の目的を持ったものであるとか、そのためにはやはりその地元の人たちが、住民の人たちと十分話し合ひもなされなければいけませんし、私どもはそういう文化的な薫りの高い公共的な建物とか、そういう方向に使われるのが一番いいんじゃないか、こういうふうなふうに思っておりますが、大臣、その点について跡地の利用はどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(前畑安宏君) 大臣から御答弁がございす前に、処分の手順について事務的に御答弁をさせていただきます。御案内のとおり、国有財産の処分につきましては、従来から私どもは所管の財務局に事務を委任して処分していただいております。そして、財務局はそれぞれの所管の国有財産地方審議会に諮問をして、こういうふうな用途で処分をして適当かどうかというお諮りをするということになります。したがって、その段階で、例えばこの土地はこういうふうな公園にするとか、あるいは文化会館を建てるとか、あるいは学校用地にするとか、そういうふうな用途も明らかにして審議会にかけ、このように考えておるところでございます。○森暢子君 私、この文教委員会で質問するに当たりまして、私の地元であります岡山大学へちよっとお話を聞きに行つてまいりました。前も文教委員会で視察に行つていただいたんですけれども、もう一度いろいろ詳しいお話をと思つて行つてまいりましたけれども、大体どこの国立大学も同じ要望ではないかと思つて、その国立大学財政基盤調査研究委員会というのが出しました「国立大学財政の現状」というパンフレットをいただいたわけですね。その中に大学の財政の現状が書いてありまして、読んでいくうちに本当に何か寂しくなるんです。そういう中で、特にやっぱり財産が、資金がないものから、生徒たちの授業料が値上げされていくわけですね。年々それが値上げされて、今では、国立大学は授業料は安いんだという社会的な常識なんですけれども、その中でも余り変わらなくなるような、生徒たちにそういう負担がかかっているという現状も報告されておりました。授業料、入学金を合わせた学生の初年度納入金は、一九七〇年は一億六千円、一九八〇年には二十六万円、さらに一九九〇年には五十四万円を越えるに至つていふことですね。今言いましたように、「かつては低額といわれた国立大学授業料は、既に一部の私立大学とあまり変わらなくなつていふ」ということで、子供たちに負担がかかっているという現状も報告されておりました。そして、「わが国は国際社会において経済的に大きな地位を占めるに至つた反面、人類の学問文化に対する貢献が小さく、諸外国の学術研究成果に「ただ乗り」してきたという非難

を「国際的に浴びている」と。しかし、「客観的にみれば、わが国における基礎的な研究の成果は順調に増加して」いるんですけれども、やはり外国と比べて教育に占める予算が大変少ないという実情が出ておられますので、その中でそういう誤解を招くんではないかということも報告されているわけですね。そして、最後のところで、こういう現状の中で、「国立大学が」「わが国の社会にこれまで果たしてきた役割を、完全に維持することはすでに困難」となっていると、今の財政の現状では、そういうことが報告されております。

しかし、「国立大学が担うべき役割」も大変大きい、これは私もそのように思っております。「例えば先端技術の開発に民間企業あるいは研究所などの役割が大きくなるとしても、その基礎となる「基礎的な」知的活力を形成維持していくためには」国立大学というのは大変重要であるというふうな言っております。そして、「国際社会において、文化的貢献の欠如」、それから閉鎖的であると。日本の大学は、そういうふうな「せしりを受けないためには、知的創造と交流の拠点として、大学がこれまで以上に積極的な役割を果たしていかねばならない」というふうな結論で結んでおられます。

私もこれを読みまして大変胸を詰まらされる思いがいたしました。その中で特に今、国際的に日本の大学に期待しているものがたくさんありますが、なかなか日本の大学は窓口を開いてくれないというふうなことがございます。岡山大学でも、聞きましたら、留学生が大変たくさんいると。そして、窓口をあけておられるけれども、ほとんど半分ぐらいが中国の留学生らしいんですけども、その受け入れるための宿舎、留学生会館が手狭になってみんなを受け入れられないで大変困っている。やはり財政の問題であるわけですね。文部省としまして、この点につきまして、留学生の受け入れ、そういうことについてどのような方策を立てていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(長谷川善一君) 留学生の受け入れ、ただいま先生御指摘のとおり、我が国の国際的な立場から考えましても、また、発展途上国の若者が我が国で勉強して自分の国に帰って、自分たちの国の発展のために尽くしたいという、そういう意欲を持った学生を受け入れて日本で十分な教育研究の機会を与えるということは極めて重要なことだといろいろあいに認識いたしております。文部省といたしまして、留学生の受け入れにつきましましては、御案内のとおり十万人受け入れ計画というふうなものを一応策定いたしております。そのラインに沿っていろいろな施策も展開いたしておるわけでございます。

留学生会館といいますが、留学生の宿舎の状況でございますけれども、国立大学におきます留学生宿舎の整備の状況は、現在四十五の大学に五十二の施設を持っております。三千二百五十一人分の宿舎でございます。それから一般の学生寮、日本人の学生が通常入っております学生寮にも外国人の留学生をできるだけ受け入れるようにいろいろな機会を通じてお願いいたしております。現在入っておりますのは八百九十一人の留学生は一般の学生寮の中へ入っております。平成四年度の予算におきましても大変厳しい状況でございますけれども、留学生宿舎の建設のための予算といたしましては、対前年度で五億五千四百万円やっております。総計二十四億三千二百万円、この二十四億三千二百万で四百十五の部屋を確保できるわけでございます。

ただ、現在留学生の問題で、御指摘のとおり宿舎の問題というのは極めて大きい問題でございます。そういう大学の寮、あるいは公益法人がつくっております寮に入っております学生は四万五千おられます。留学生のうち九千七百ということでございます。二一・六％でございます。そのほかの七八・四％の学生は民間の宿舎あるいはアパート等に入っておりますわけでございます。宿舎の問題といえますのは、特に大都市におきまして今後留学生政策を進める上で非常に大きい問題である

と認識いたしております。そういう意味で、こういった国立大学の宿舎だけではなく、公益法人がつくる宿舎に対します援助、あるいは地方公共団体が建設いたしますそういう会館に対する援助、そのほか留学生が下宿、アパートを見つけたための各種の援助等をさらに進めていかなければならないというふうに考えております。○森嶋子君 いろいろな問題を考えますとやっぱり最初に戻りますが、教育予算に戻って行くわけでありまして、

要するに、私としての認識は、これは私の持論というわけでもありません、あるいは私のむしろ夢というところでもあろうかと思いますが、大学のよるなものは本来できるだけ自然環境の豊かなところにあつておられるべきではないだろうかというふうに思っております。大学の移転というのは当然大都会や都心から離れる方向に行くわけですね。大都市に近づくと方向への移転というのは余り考えたくないし、想定できないと思っております。当然外へ行く。本来学園都市のようなのもひとつ全国にいったいできていないのではないかとというのが私の基本的な考え方なんです。それはすぐに実行できることではございません。

先ほどから議論になっておるうちに、幾つかこういうふうな外へ出ていくとするならば、地価の高いところから安いところへ移るといことが一般的であらうというふうに考えた場合に、特定の学校財産を処分して、先ほどから政府委員がお答

えしているような莫大なお金がそこにある。今までと同じような仕組みですと、特別会計の中にそれだけのお金があったら、これは一般会計からの繰り入れを減らさしようというふうになつてしまふわけですね。従来のやり方である。それをそうさせない、これは別ですよと、これは国立大学の老朽化、狭小化等で特別施設整備というのを国家的にやるんですよというところを決めたんだから、財産を処分したこと、特別会計への一般会計からの繰り入れというのは全く別でございますというところをはっきりさせるための法律案であると私は認識しておるわけですね。

○森嶋子君 その線では、次に移ります。もう一つの課題であります学部の改組、それと教養部をいろいろと変えていく。例えば京都大学の教養部を総合人間学部で改組する、並びに神戸大学の教養部を教育学部で改組する、並びに神戸化学部とか発達科学部で改組するということが出ておられます。そういうことについて、教養部を改めていろいろと改組するというその目的、どうしてこういう状況になつたかというあたりの経過を説明していただきたいと思います。

○政府委員(前畑安宏君) 先生御案内のとおり、戦後の学制改革でいわゆる新制大学というものが発足いたしましたときに、これは占領軍の方の示唆もあつたわけでございますが、リベラルアーツというものを新しい大学では重視をすべきである

ということであつたわけでございます。

それをどういうふうに大学で取り組むかというときに、やはり新制大学発足のいろいろな経緯もございまして、本来的にはいろいろなやり方があつたんだと思つて、一般教育だけを担当する組織をつくるという方向へ全体として動いていく。大学設置基準におきましても、昨年改正をいたします前は卒業の要件として三十六単位の一般教育科目をやらなければ卒業させてはならない、こういたしておりましたこともあつて、その三十六単位の一般教育、四単位の保健体育、そして八単位の外国語科目、これをいかに効率的にやるかというふうな大学の側でいろいろな財政上の問題もあつて動いていった。そこで、それだけを一年次あるいは二年次、あるいは一年次と二年次の前半というところで集中的にやる組織として教養部が国立大学としては設置をされてきた、こういうふうな経緯があるわけでございます。

ところが、そこでやられておりました一般教育につきましても、各方面から従来からいろいろな議論がありました。ありましたが、やはり新制大学の基本的な理念は一般教育重視だということではなかなか制度を動かすというところまでまいりませんでした。御案内のとおり、大学審議会における答申もいただきました。昨年の七月に大学設置基準の改正を行ひまして、いわばどういふふうに各大学で一般教育をやるかということは、これは各大学のそれぞれの責任であるというふうな制度を変えたわけでありませう。

そういうことを受けまして、それまで各国立大学でいろいろな教養部改革の検討をしてまいりましたが、やはり大学設置基準の枠がありましたのでなかなか現実には難しかったということが、大学設置基準の大綱化によつて一挙に具体的に改革を行うに至つたというのが今度の京都大学であり神戸大学であるわけでございます。そういうところを踏まえまして、ただいま御提案を申し上げているところでございます。

○森幡子君 お茶の水女子大学のことについてお聞きしますが、家政学部を生活科学部というふうになつてゐるわけですか。神戸大学の教育学部をメインに発達科学部というふうなことになつてゐるんですが、このことについてどうしてこのように変えるようになったか、その設置目的、そういうことについてもう一度詳しくお話しをお願いしたいと思つてゐます。

○政府委員(前畑安宏君) まず、お茶の水女子大学の生活科学部でございますが、現在お茶の水女子大学は家政学部でもつて児童学科、食物学科、被服学科、家庭経営学科、この四学科と家庭科教員養成課程の一課程を持っております。いわばこれは伝統的な学科構成、いわゆる縦割りの構成でございます。

これにつきまして、近年、家政学というものあり方について各方面でいろいろな検討がされておりました。私立のところではかなり早い機会に家政学部をこういうふうな生活科学部といつたようなところに転換をしたところも出てまいりました。が、そういう動きも受けまして、いわば縦割りの専門分化による学科構成から、家庭生活、人間生活全体を視野に入れた横割りの構成に変えようというところで、生活環境学科、人間生活学科という横断的な学科構成ということをお願いをいたしておるところでございます。

また、神戸大学につきましても、教育学部を改組いたしました。発達科学部ということをお願いを申し上げておりますが、基本的には発達科学部の人間発達学科、人間環境学科、人間行動・表現学科、こういう三学科構成にしようというものであります。これも近年における生涯学習社会のあり方であるとか、あるいは人間と環境のかかわりとかそういうものを考えながら、人間の幼児から老齢に至るまでの発達段階というものを踏まえてそれぞれの段階と環境との関連といったようなものにつきましても、教育研究を行おう、こういうこととで教育学部を主体的に発達科学部に改組しようというところでございます。

○森幡子君 専門的なものに早く入ってきわめていこうという動きもあるかも知れませんが、私は一般教育といふますかりベラルアーツ・エデュケーション、これは大変大切だと思つてゐます。特に、大学へ入るまでは子供たちはもう受験競争の中で詰め込みの教育をしてゐる。学校で勉強し、帰つて塾へ行き、そして眠り、朝学というのをやっておりますが、朝、授業前にまた勉強もしていることと、そして高校生活を送り、大学に入るものに入つていくという中で、このベラルアーツ・エデュケーションというものがどういふことになつていくのかというのを不安に感ずるわけですが、このあり方について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私、ただいまの森先生の御指摘とほとんど同じことを考えておりました。いわゆる言葉遊びになつてしまつていけないうんですが、言葉で言うところの一般教育とかあるいは一般教養とか、ベラルアーツと言ふのか、どういふ表現をしたらいいのか実は私もよくわからないうですけれども、あえて同じ言葉を使わせていただきますと、人間が成長をしていく段階でベラルアーツというものの持つ意味は極めて大きい。今回の大学設置基準の大綱化によつて、いわゆるその意味では専門教育と一般教育の線引きをなくしたわけですね。各大学が自由にやつてくださうということ、それはそれぞれの大学の自主的な判断にゆだねて、それぞれの大学が個性的なカリキュラムを組んでやつてくださうという意味では責任を各大学に任せたいという形であつて、決してこれがベラルアーツと言われるものの軽視につながらないことがあつてはならないというの私のしたい信念でございます。

その理由は二つございまして、ただいま森先生がおつしやいましたように、受験時代に点数をとるための勉強をやる。例えば歴史を、日本史だとか世界史というものを懸命に丸暗記をして試験に臨む、そして大学受験に成功して気が楽になつたときに、授業科目の中に例えば西洋史とかあ

るいは日本の近現代でもいいし、あるいは古代でもいいですが、そういうような一般教養科目があると、これを本当に自分の楽しみのある勉強として深めていくことができず、本当の教養として身につくということが一つあります。

それからもう一つは、私のこれはまた持論でもありますが、人間というのは幅の広さが大事で、間口が広くないと深いところまで研究を掘り下げることができないというふうな考え方を持つておられますから、例えば偉大な物理学者の趣味が文学であつたとか、あるいは偉大な文学者の趣味が実は数学の問題を解くことであつたなどというような話を欧米では相当数多く耳にするようになってございます。そういう意味では人間は、例えば数学の公式なんかを見るとこんなものは将来役に立たない、使わないから必要ないという議論がよくありますが、そうじゃなくて、できるだけ広くいろいろなことを知つてゐることがそれこそわからないところで役に立っているというところを考えると、一般教養というものはとても大切である。その大切さを各大学がそれぞれに受けとめて自由にそれぞれのカリキュラムの中で生かしてもらおうということとございまして、一般教養というものが、ベラルアーツが軽視されるようなことが決してあつてはならないと思つてゐます。

○森幡子君 大臣のお気持ちはそうなんですけれども、文部省としてどこまでできるかということですね。つまり、大学の自主性に任せますから、自分のところの大学はこういう考えでこういふふうなやつてゐるといふたら、それを文部省が強く指導してゐるとこれまたおかしいことになるといふことで、状況をつかんで、そしてどの程度どのように指導、助言するかということがこれから問題になると思つてゐますが、その辺は何かお考えがございませうか。

○政府委員(前畑安宏君) 大臣から御答弁がございましたように、今の一般教育の一番大きな問題は、一般教育が一般教育として行われてゐるところにあるというふうな言われておるわけでありま

たときに、授業科目の中に例えば西洋史とかあ

るいは日本の近現代でもいいし、あるいは古代でもいいですが、そういうような一般教養科目があると、これを本当に自分の楽しみのある勉強として深めていくことができず、本当の教養として身につくということが一つあります。

す。京都大学、神戸大学で改組をいたしました。これは一般教育を大学としては専門教育として実施しようという基本的な考え方であり、それを受ける学生の立場によってそれを専門の科目として受講するか、あるいは一般教育として受講するかという立場の違いはありまして、大学が行うのはあくまでも学部の専門教育として行おう、これが非常に大きな点だと思っております。よく言われましたが、もう長くなりますから省略いたしますが、大学の中の授業科目における区分が同時に教員の区分につながっているというのが問題として指摘されておりました、それを解消するというねらいがございます。

それから、今のお尋ねに直接お答え申し上げますと、私どもの大学設置基準の改正で教育過程の編成方針というものを定めることにいたしました。これは従来の授業科目の区分にかえたものでございまして、「教育過程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」という規定を設けております。

大学設置に係る審議会で各大学のカリキュラムの審査をしていただくわけですが、今先生御指摘のように、どこまで審議会なりあるいは文部省がカリキュラムにコミットするかというのは難しい問題がありまして、基本的には各大学の自由なお考えでやっていただくというのが基本にあらうかと思っておりますが、一般教育といいますが、リベラルアーツということを考えますと、こういうふうな設置基準を大学審議会の答申を踏まえて制定をいたしましたわけでありまして、この設置基準に掲げております教育課程の編成方針に適合しているかどうかというところを最低限審査をし、私どもとしても最低限そこを考えたがら対処をしていく、それから先は各大学の自由な発想にお任せをするということの基本にして対処してまいりたい、このように考えております。

○森嶋子君 大学審議会の方も、今大臣がおっしゃったように一般教育を重視する大学の出現が大変心配しているというふうなことなんですが、今もお話がありましたように、その歯どめについては大学人の見識を信するしかないということなんでしょう。

それで、私どもが一般社会で考えますのに、こういうふうなことになる大変カリキュラムが自由化して、自由になったんだということで実用的なカリキュラムを組む大学がふえるんではないかという心配があるわけです。例えば、司法試験対策のためにそういう予備校のようなカリキュラムを組んでいくんではないかと、それから私どもがよくかかる医者ですね。私どもは、お年寄りもそうですが、病院へ行つて医者と対面して優しい言葉をかけてもらい、脈拍を握ってもらうことによって何か病気がよくなって、ちょっとでも優しい言葉をかけてもらおうとそれだけで信じて、そういう人間関係の中でいくということがあるわけです。そういう人間性とか一般社会人の教養的なものが失われていきますと、患者の気持ちも聞かずにばっばつと黙って処置してしまうという医者も出てくるのではないかと、そういう人間性も出てくるのではないかと、そういう人間をつくるにいくような大学になってはいけないということをお心配するわけでありまして。

それで、そういう心配について、やはり対応策が文部省に必要だと思っております。そういうことについて、大臣、もう一度お考えをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 本当のことを申し上げます、私は、私はずを言うの嫌いですから。

私は、大学設置基準を大綱化していくという臨教審の答申があつて、その辺を大学審議会の先生方が審議されておられることは全部承知しておりました。ただ、そういう中で、カリキュラムをできるだけ自由にするということには私は異論はなかったんですが、いわゆるリベラルアーツというものの区分をなくしてしまうということが話題に

なつておりましたところ、私はどういふ仕事をしておったか今記憶にありませんが、一代議士としてこれは反対でした。やっぱりリベラルアーツというものをきちんとして守られるように最低限しておかないといかぬのじゃないかなと、私は新聞報道等を見ていつもそう思つておりましたし、当時からおつき合ひのあつた文部省の方にもお話ししましたけれども、力の持つておられない私などだれも無視されたのかもしれないが、これは一つ流れとしてはおかしくないです。わかるんですが、私が、一般教養というかん、リベラルアーツというものを仮になくしてしまつてもというか、非常に度合いを薄めてしまつても、要するにそれをチェックできないような仕組みになつては困るというふうな事と思つておりました。それが、実はあるものから、今の先生の御心配の趣旨がやっぱりよくわかるわけです。

お医者さんの例を出されましたけれども、今後の新しい二十一世紀における医師像というもの、単に機械が使いこなせるとか技術的ということではなくて、むしろいろいろな人間教育をより積んだ人、宗教から何かいろいろ詳しい人の方がよりよい医者だと判断すべきではないかというふうな話をこの間ある方々とし合つたこともありまして。そういう意味で、世の中が複雑化して多様化して、むしろいろいろな専門領域ができていく時代だけに、逆に私はリベラルアーツがとて重要だと思つておりましたから、その辺がやはりきちんとしておきたいと思つておりました。また局長等と話し合つてきちんとしておきたいと思つておりました。

○森嶋子君 今の大臣のお話を聞きまして心強く思つております。

この一般教育のことについて、新聞にも大変たくさん記事が載つておりました、いろんな方がいろいろなことを報じておられますが、やはり根底に流れているのは、大学の一般教育の充実それから再生というのがテーマに流れていると思いま

す。日本は、応用技術は優秀だが、原理とか基礎、そういうものの弱さを世界に指摘されている。そして、その基礎の基礎になる一般教育は大変大きな意義を持っているというのが皆さんの意見であるわけですね。そして、教育課程における一般教育の縮小が当然のようになつてきている現代、あえて一般教育の充実というものを訴えたい、こういう新聞論調が多いわけでありまして。

そういうことで、大臣もそのようなお考えでございましてよろしいと思つておられます。皆さんも大学へいらつしゃいまして一般教養の中で何をしましたか。体育もありましたよ、ダンスもいたしました。体育や音楽もありましたし、そういうものが全部なくなつてしまつていくこと。大学になつたらスポーツをやらない人は全然やらないで数学ばかりをやるといふのは本当にいびつな人間ができるのでありまして、やはり体育もあり歌も歌い、そして人間関係を結んでいきながら社会人として成長していき、専門性を高めていく、これが理想的であると思つておられます。ぜひその辺を留意していただきたい、この法案の発展、充実のために努めていただきたいというふうに思つておられます。

以上で終わります。

○会田長栄君 会田であります。よろしくお願ひします。

まず私は、文教予算をめぐるしましては、長いことこの文教委員会でも、予算委員会でも大きな議論になつてまいりました。とりわけシーリングの問題が出てまいりましたから、この文教予算というものは政府の一般会計予算の中に占める割合というものは年々低下してきています。どこで一体歯どめをかけていくのか、こういう心配をしていただ一人でありまして、平成四年度予算案では歯どめがかつて少し前進をした。とりわけ参議院における予算委員会でも、このシーリングの見直し問題について同僚の小林議員から官澤総理に対する質問の中で一歩前進のような回答を引き出して今日を迎えているということは、これはお互いに承知

しています。

そこで、ようやく歯どめがかかってきたわけでありましたが、けさほど森委員から御質問があった。文部大臣が答えられて大変強い決意を聞いて安心いたしました。これは文部大臣と文部省に決意を聞いただけで、我々としてこのままだいいのかという気持ちも大きくなってきています。

四月二十日に、宮澤総理が自分の自民党の婦人部の活動者会議の中で森政調会長に、この教育予算をめぐるシーリングの問題について具体的に党内に持ち帰って検討しろという指示をしたということが新聞で報道されております。

こういう時期でありますから、まず第一に、私は委員長にお願いしておきたいんです。文部大臣が決意をする、総理が具体的な検討指示に入ってから、我々文教委員会もこのままだいいんだらうか、こう思うから、本院において、国づくりは人づくり、人づくりは国づくりという大命題に向かつて具体的な一歩を踏み出さなさいかぬと私は思っているんです。そういう意味で、まず冒頭、委員長にお願いしておきたいんです。こういう環境、あるいはこういう各界の、大臣を初め決意、我々の気持ちというのが一致するときはないんです。したがって、この文教委員会でその先頭を切って文部大臣の側面援助というものをやっつて、この機会に突破口を切り開くということをやっつて、この機会に先生方で協議していただいて、本院で決議を上げて、我々も決意のほどを示していくということをやっつたらいかいかなのですかということなんです。これは冒頭で失礼であります。理事協議をして、何とか具体的に実を結ぶようにしていただきたいということなんです。委員長、お願いできますか。

○委員長(大木浩吉) ちょっと速記をとめてください。

○委員長(大木浩吉) 速記を起してください。ただいまの会田君の御要望につきましては、理

事会等で後刻検討いたします。

○会田長栄君 この機会を逃がすと、恐らくまた同じ道を行くのではないかと、この日は、日本橋造協議の中でも公共投資という形で四百三十兆円をこれから投入するというのを確認しても、なおかつ最大の公共投資は私は教育投資ではないか、こう思っているぐらいいであります。そこに具体的に目をつけてほしい、こういうこともあって、心配している一人でありまして、今委員長が御答弁いただいているように、理事協議で具体的に前進するようにひとつどうぞよろしく再度お願いしておきます。

それではまず、国立学校設置法の改正について、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として学部学科の変更、入学定員は変わらざるであります。経済短期大学部を経済学部への統合ということについては基本的に私は賛成であります。

そこで、この問題と関連いたしました。まず四全総あるいは地方拠点都市構想というものを打ち出している国土庁に前段に質問したい、こう思っているわけでありまして、もちろん、文部大臣が我が国の教育をめぐりまして力強い所信表明をしていくわけでありまして、どうしても国土庁にみずからの四全総、拠点都市構想というものを打ち出している方針のもとにやっぱり国土庁としても大いにみずからの任務と文部省への応援という形でやっつてほしいという気持ちがあるものですか、関連して質問したいわけでございます。

そこで、まず、国土庁の計画・調整局、大都市圏整備局、地方振興局が中心になりまして、「地域における地域活性化に資する人材確保に関する調査」をまとめて平成三年三月に発表しました。大変興味深い内容であります。そこで、これに関連をしてお伺いしたい、こう思います。

一つは、「大学等と地域活性化」、すなわち「地学連携の推進」についてまとめて発表しています。この場で簡潔に要点を聞かせてほしい。

官の小坂でございます。

御説明申し上げます。

「地域における地域活性化に資する人材確保に関する調査」でございますが、これは活力ある地域づくりを図っていく上で、地域づくりを担う人材の育成、確保、あるいは地域の文化レベルの向上等が不可欠であり、高等教育機関、大学等でございますが、この果たす役割というものが今後ますます重要になってくる、こういうふうにご考察いただけますので、これを調査の目的といたしまして調査いたしましたものでございます。

調査の方法は、アンケート調査の実施、それから学識経験者による委員会の設置ということを踏まえて、それをまとめたものでございます。

まず、地学連携ということでございますが、これは地域と大学等との連携でございます。今日、東京一極集中が進みまして、地方における過疎化の進行ということが問題になっておりますが、昭和五十年代を通じて、地域におきましてみずからの力で地域づくりを進めよう、そういう機運が盛り上がっております。そういう中におきまして、近年国土全体を通じて、産業構造の転換、技術革新、情報化、国際化、高齢化、価値観の多様化といった多様な変化が進んでおります。もちろん、大学といえどもその中に置かれておるわけでございます。

このような中で、さまざまな人材ニーズが地方に生まれてまいります。こうした人材を育成するために、大学等の教育研究機能に新しい役割を地域にとつて見つけられるのではないかと、このことでございます。すなわち、これまでの人材養成機能、教育機会提供機能などの一層の充実とともに、新たな社会的サービス機能、教育研究の価値形成機能の発揮が求められる。これらは、社会人再教育や生涯学習として、あるいは産学連携等として受け入れられてございますが、これをぜひ地域に結びつけまして地域の活力の種の一つにならないか、こういう精神でございます。

○会田長栄君 二つ目の問題は、「地域活性化に資する大学等の在り方」二十一世紀に向けて」といって、国の提言をまとめていますね。その要点を聞かせてください。

○説明員(小坂裕男君) 御説明申し上げます。提言でございますが、国の役割といたしましては、地学連携の活動をあらゆる意味で、多様な意味で支援すべきだということでございます。

それから、地方公共団体への期待といたしましては、地域の側としても、近年地域活性化の核となるのはむしろ人材を中心とするソフトであるということの認識が始まっておりまして、今後公共団体は人材の養成、定着を図り、地域づくりを効果的に推進するために高等教育により一層主体的、積極的に取り組んでほしいということでございます。

それから、対民間につきましては、従来のような大学等からの人材や情報、技術を得るといった一方的依存ではなくて、大学に対しても連携、協力をしてほしいということでございます。

それから、大学等への希望といたしましては、地域サービス機能の強化でございます。それから、大学の連携あるいは活性化でございます。それから、システムといたしましては、放送大学等の全国的展開等ニューメディアの活用といったようなことを提言してございます。

○会田長栄君 もう一つは、地域と大学等の連携の現状、課題といった問題について簡潔にまとめてはいますか、それをお聞かせください。

○説明員(小坂裕男君) 現状につきましては先ほど御説明した中に一部含まれてございますが、そのようなことを踏まえて大事なこと、課題に入りますが、大学等の存在や活動は地域住民への進学機会の提供であり、地域への人材供給といった伝統的な教育機能による直接的効果のみならず、消費支出の増加や雇用創出といった経済的波及効果、産学連携の生涯学習面、さらには地域の文化教育水準の向上、それから地域イメージのアップあるいはシンボルといったような社会的、

文化的機能がございます。こういった事柄に關しましては大変地方の期待が高まっておりますので、こういった課題を総合的にこなしていくというものが課題そのものだろうと思っております。

○会田長栄君 それでは次に、国土庁として高等教育機関の適正配置についてのよう一体分析していただきますか。

○説明員(高津定弘君) 大学の立地の長期的な推移につきましては、学生数に着目しましてその全国構成比で見ますれば、大都市圏域につきまして、これ一都二府八県ございますが、昭和五十年年度が約七四%、昭和六十年年度が約七〇%、それから平成三年年度が約六七%となつて、次第に低下しております。一方、それ以外の地方圏、これ三十六道県でございますが、これにつきましては昭和五十年年度が二六%、昭和六十年年度が約三〇%、平成三年年度が約三三%と推移してきておりまして、これを人口比から比較いたしますと、学生数の構成比が大都市圏域におきまして相対的に高い状況となっております。

こうした状況から大学等の立地を見ますと、基調といたしましては地方圏での集積が高まってきておりますが、依然として大都市圏への集中傾向が続いているというふうに考えられます。

○会田長栄君 今のお答えと関連をして、要するに四全総の中で、あるいは今年国会に法案として出されている地方の拠点都市づくりと関連をして、もう少しわかりやすくお尋ねいたします。

というのは、御承知のとおり、均衡ある国土発展を目指すという方針を出して十五年計画のものが四年目に入つてまいりました。もちろん、東京の一極集中は正とすることを大眼目にしての方針でありますから、これにももろの具体的な取り組み内容というのが明らかになって、実は東京一極集中、いわゆる巨大都市の方から地方に対する工場の移転あるいは機関の移転、いわゆる産業構造の転換に伴つての地方への転換、こういったものが大きく伸びてきているわけですね。そういった考え方からいってまことに今地方の大学といえども

いわゆる自然科学とか人文科学とか社会科学、そういったものに關係するところの役割を果たすようにしていかなきゃならないというところに実は来ているんですね。

そこで、ちょっと国土庁に具体的にお尋ねします。一九四八年、教育刷新委員会というのが設置されて建議をした、日本の大学制度というのはこれから出発していったわけですね。このときから今日に至るまで、文部省が相当努力をして今日の発展を遂げている。しかし、依然として一九四八年、この教育刷新委員会が設置されて建議をしたときと同様な措置で今日まである手法というのが存在するわけですね。この点について分析していただくことありますか。

○説明員(小坂裕男君) 御質問いただきました点でございますが、その点につきましては、四全総におきましては多極分散型国土を形成するため、交流ネットワークというものを重視してあります。その中で地方都市の整備というものは重要な課題になってございます。その中で最近、産業構造あるいは出生率の低下等のさまざまな変化が起つておりまして、これらの変化に対応いたしまして地域に合った大学の地方分散ということが大事であるという分析はいたしております。

○会田長栄君 それでは、ちょっと国土庁に私の勉強したつたないものを申し上げておきますから、どうぞこれを参考にして今後検討してほしい、こう思います。

先ほど私が申し上げたとおり、一九四八年七月の教育刷新委員会の建議があります。この一つに、大学の国土計画的配置について述べられております。この建議によれば、大都市の国立総合大学にはなるべくすべての部門を網羅して、そのブロック、地区の文教の中心たらしめる、これが一つ建議されているんです。もう一つは、各都道府県に必ず教員養成学部を置くこと。こうした国立大学内部における形態と機能の分化で、実は拠点都市と地方とのかわりというものは、中央にはそれぞれ総合、地方には教員の養成学部プラスもう一

つの学部と、こういう考え方が日本の大学制度の出発点なんです。その後、実際は昭和三十年代、四十年代、五十年代と、今日までの間に相当努力されてきているわけですね。

これは具体的に、ではどういうことになっていきますかというのを示しますと、実は神戸大学というのは地方大学だったんですね、出発当時はしかし、今や九学部、総合大学。そして、六学部以上の大学というのが、この過ぎた四十五年の間に十一校に拡大してきています。今度は残っているのは全く少ないんです。残っているのは少なくとも二校は減つてきたんです。ふえてきたと言います、富山、神戸、岡山、広島、山口、熊本、鹿児島というように、大体地方の教員養成学部プラスもう一つの学部という出発点における考え方というのが、それぞれの地域の要望と文部省の政策実現によつて減つてきたんです。ふえてきたと言います、富山、神戸、岡山、広島、山口、熊本、鹿児島というものが実情でしょう。

ところが、残っているのは、前回の文教委員会でも私はさわりましたけれども、和歌山というところはそのまま残っているんです。途中で県立医科大学を国立に移管させたという滋賀県もある。あるいは香川県もある。農学部を移管させたというところもある。あと残されているところというのは私の住んでいる福島県と、こういうことになるわけです。これだけ残っていないんです。

だから、国土庁は、四全総、地方拠点都市づくりという構想を発表しても、こういう地方大学の成立、発展過程というものとつ研究の対象にいたしました。均衡あるように私は提言しなければならぬんじゃないかと思つて、これは国土庁にとつても大切な、重要な仕事でありますので先ほどからお聞きしているわけでございます。その点はどうぞよろしくお願ひいたしておきます。

あそこは特別ですよなといつて、取り除いていいなどという理由はないんです。そういう歴史的な発展過程の中でなぜか結局は私は取り残されちゃつたと、こう見ているんです。だから、そう

いうものについては私もよく研究してないからわからない。なぜこういうことになっているのかという背景と理由、これは後ほど文部省にお聞きしますから、国土庁はそういう視点に立つてぜひ検討して欲しい。今や教育は何も国立だけではありません。国立、公立、私立を含めて日本の人づくりというのは大いになされているということも事実であります。今や大学に至つては私立がもう既に全体の八〇%を占める、こういう状況でありますから、全体を含めまして、そういう視点もひとつ分析するときに加味して欲しいというのを申し上げておきます。

国土庁の皆さん、ありがとうございます。ひとつよろしくお願ひしておきます。それから、もう一つ、最後であります。国土庁にお伺ひしておるのは、国土庁の「人と国土」という一九九一年一月号に「高等教育の地方への展開」という巻頭言が出ています。もちろん、この一月号というのは、「高等教育の地域展開」となつて、高等教育を特集された一月号なんです。

そこで、一つだけ聞いておきますが、この巻頭言の「高等教育の地方への展開」として、東京理科大学の理事長であります先生が述べられておりますが、この点について最後に国土庁に、この論文の感想をひとつ聞かせてください。

○説明員(高津定弘君) 雑誌「人と国土」の平成三年一月号の巻頭言で提言されております「高等教育の地方への展開」という考え方ににつきましてですが、これは国土の均衡ある発展を図るという観点から見まして、高等教育機関の適正配置を推進していく上で基本的には重要なことの一つであるというふうに私も考えております。

今後とも関係行政機関とも十分連携をとりながら、引き続きまして大学等の適正配置を推進してまいりたいというふうに考えております。

○会田長栄君 国土庁の方、ありがとうございます。それでは本題に戻りまして、国立学校設置法及

び国立学校特別会計法の一部を改正する法案を審議するに当たりまして、関連をして文部大臣初め関係局長にお尋ねしていきます。

大学審議会は、臨時教育審議会の第二次答申の提言を受けて、大学に関する基本的事項を調査審議する審議会として昭和六十二年九月に文部省に設置されて、十月に文部大臣から諮問されて以来、十一件の答申が出ている。そこで、きょうお伺いしたいのは、平成三年五月に出された答申と関連をいたしまして質問いたします。

一つは、今国土庁の方にお伺いしたんですけれども、四全総、地方拠点都市構想の方針というのが今日示されているわけですが、高等教育等との関連を文部省としてはどのように受けとめられておられるのか、お聞かせください。

○政府委員(前畑安宏君) 高等教育につきましては、これが各地域に均衡をもって所在するようになるということは、当該地域の発展ひいては国全体の発展からして極めて有益なことでありますので、私どもは、大学設置認可行政を行うに当たりましては、その点に十分配慮しながら対処してまいりました。

○会田長栄君 それでは、もう一つお伺いします。この答申の中で、これは当然文部省、大臣初め御承知のとおり、高等教育の規模等として、十八歳人口の減少など、今後の見通しの上で立って、いずれのケースも現状の規模を下回るので、新増設については原則抑制の方針を打ち出していますね。同時に、あわせて地域配置の問題についても触れていますね。この二つに関連をしてお伺いします。

この四全総とか地方拠点都市構想とかの関係で、均衡ある国土発展を目指していく大学の役割というものを重視した場合に、今日までの経過や今日時点の現状の分析の上で立って、地域社会のニーズというものが強い場合に、この原則、いわゆる学部の新増設は抑制するという原則、これというのをあくまでも文部省としてはかたくお守り

になるんですか。それとも地方の適正配置ということも同時にうたわれているから、それぞれの分析と考察の上で立って、原則はあるけれども、均衡ある国土発展ということの観点から考慮することもあり得るのかということをお伺いいたします。

○政府委員(前畑安宏君) 御指摘のとおり、私も今後における十八歳人口のことを考えますときには、言葉は悪うございますが、みだりに大学が設置をされますとそこに大きな混乱が起る可能性があるというので、原則的には抑制的に対処をするというふうにしておりまして、しかしながら、私どもの設置認可の法的な仕組みから致している場合にはこれを認可してまいってあります。平成四年度にも東北芸術工科大学であるとかそのほか五大学認可をいたしておりますし、平成三年度におきましても六大学が開校をされておるところでございます。

今先生御指摘の地域におきましても、それが時代の要請に適合する構想のものであり、そしてまた財政基盤が確立されて、そして先ほど森先生からのお話もありましたが、大学設置基準においてきちんとして教育というものを踏まえたカリキュラムが組まれておるといふものであれば、認可をすることにについては大学設置審議会に諮って対処してまいりたい、このように考えております。

○会田長栄君 大臣、最後にこれに関連をしてお伺いしますが、所見を聞かせてほしい。要するに、四十五年前の教育刷新委員会の建議そのままの状況に地方の実態がなっているという、こういうことも今日わかりました。今局長から答弁があった、原則は原則だがと弾力のある答えもいたされました。そこで、何としても産業界なりあるいは工業界、農業界、そういうものを含めまして地域の要望として今まさに文部省が力を入れて進めているところの産学官の研究体制、条件整備というものを進めているときに、どうしてもそういうことに欠けるということが分析されて見通され

た場合に、文部省として地域社会の要請にこたえるように努力できるのかどうかということをお願いいたします。○国務大臣(鳩山邦夫君) 先生が先ほどからいろいろ国土庁とやりとりをされておられたり、あるいはただいまの前畑高等教育局長とのやりとりも聞かせていただいて、なかなかこれは難しい問題がいっぱいあると思います。端的に申し上げて、十八歳人口の急増急減でこれからは急減にかかってまいりますから、大学は量的な拡大から質的な拡充ということになってまいりますし、原則抑制ということであらうと思っております。

他面、大学審議会を中心として、もちろん我々も考えなければいけないのですが、大学とは一体何であるかと、大学と大学院の関係等についても本格的に議論を進めていかなければならないと思っております。そのことは、大学と大学院の関係を考えるということとは、先ほどの森先生の御質問にあつたりベラルアーツと専門教育、すなわち大学というところがよりスケールの大きな人間性豊かな人格形成を図るという面と専門的な学問、学術あるいは科学技術等を深めていくという面と両面をあわせ持っているということの絡みだろと思うわけでありまして、そういう大学についての議論がこれからは全国的にどういう配置、配分になっておればいいのかというのには実は非常に難しい問題だと思っております。

例えば、会田先生の地元の福島県というのを、まあ私は福島県の事情は詳しいわけではありませんが、福島県には海がないわけですね、猪苗代湖はあっても海はない。福島県はあるわけか、太平洋側にはね、失礼しました。その福島県は少なくとも日本海側には通じていない。太平洋と日本海と両方に接してなければ本当はいけないのではないかということをおつて田中角榮先生が私が秘書をやっておった時代によくおっしゃっておられた。これがいわゆる道州制という考え方なんです。

すね。福島県の場合は、先ほどちょっと勘違いして申しわけありませんでしたが、いわゆる浜通りと言うんでしょうか、太平洋に面した側はある。それが日本列島を輪切りにして、北海道は当然太平洋側と両方持っているというふうな輪切りにした道州制というものを考えたらどうだということ、これは非常に合理性はあるんだらうと、将来の自治体というのはそういう姿であるべきなのかなと今でも思うことがあるわけです。

ただ、日本の都道府県というのは当然戦国大名あるいはその前の守護大名のころからの地盤割りというものがいまだにいろいろな形で残っておりますから、そういう歴史と伝統の問題というのがあろうと思っております。ただ、それでも都道府県については自然環境条件も違いますし、面積の条件も人口の条件も著しく異なるわけで、そういう中で大学の進学率はなるべく平均化していただく方がいいんではないかと、地域収容率を考慮してみ、全部同じでなければいけないのかどうかということについては私もいろいろ考えてみたいと思っております。ただ、福島県の地域収容率、すなわち分母は十八歳人口、分子はその年に例えば福島にある大学や短大へ新たに入学をした人ということでございますから、地域収容率の全国平均は大学進学率と等しくなっておりますが、福島県の場合は昭和五十一年度で一〇・四％ですからこれは大変低いんですね。五十八年度で一二・五％になり平成三年度は一七・五％ですから、昭和五十一年度から平成三年度の間に七・一ポイントの上昇は見せているということでありましょう。

先生が先ほど福島大学を例に挙げられました、教育学部のほかには確かに二学部しかないんですね。そうなりますと、工学部はありませぬから、理工系ありませんから地域のそういうニーズ、いわゆる技術的な問題等についてのニーズにこたえていない福島大学だということも確かでございますね。ですから、その点はその地域ニーズの問題をどう吸い上げるかという問題もありますし、正



○政府委員(前畑安宏君) 事業費としてはそのように私どもは心づもりをいたしておりますが、これはそれぞれの年度の予算編成で決まり、国会にお願いをすることになります。

○会田長栄君 要するに、五カ年計画で二百億を出発いたしますが、二年次、いわゆる平成五年のときに同じく二百億大蔵省が保証してくれるかどうかというのはいくらかの問題だ、五、六、七、八と。今のお答えはそういう意味ですか。

○政府委員(前畑安宏君) 突き詰めて申し上げればそのようなことになりません。それぞれの年度で国立学校特別会計の予算で特別施設整備事業に要する経費としてどれだけのものが計上されるかということになるわけでございます。

○國務大臣(鳩山邦夫君) こういう法律を今お願いしておりますが、本来ならば二百億というお金が特別施設整備資金として借り入れでなくて、それで始めることができれば理想的なスタートになったわけですが、今回は制度をお認めいただいたにもかかわらず、財源処分というのがあります。したがって、二百億は財投から借り入れてスタートせざるを得ないというふうに御解釈いただけませんか。

○会田長栄君 五カ年計画の初年度の二百億だけは自信があるけれども、来年から四カ年分の二百億というのはこれからの仕事ですというのでは、この法律そのもの出発というのはいまのことにあやふやです、私から言わせたら、二百億で出発をして五カ年計画で一千億を原資とするんです、こう言ってもらわなきゃ困ります。

○政府委員(前畑安宏君) 予算は単年度単年度に組まれるものでございますので、私どもの心づもりとしては、大阪大学の医学部移転跡地を一千億を超える処分収入を見込んでおりますので、それを当て込んで毎年度二百億という心づもりはいたしておりますが、予算の仕組みからいいますと単年度であり、単年度で予算編成をし、単年度ごとに国会の議決を得る、こういうことでございますので、あくまでも心づもりということで御理解

をいただきたいと思っております。

○会田長栄君 だめですね。それはだめですよ。予算は単年度予算ですから、二年次から以降の五年目まではこれからの仕事ですと言われたら、この事業そのものが毎年毎年心配の種になります。私はそうでないと思う。文部省としては、今財政当局と相談をいたしまして、この事業を出発させるに当たっては五カ年計画だけは保証するというようなことがあってこの事業が成り立つんじゃないですか。

○政府委員(前畑安宏君) 保証をするというようにすることは、これは国会の御審議もあるわけですから、制度的にはないわけでありまして。ただ、この制度をこうして国会にお願いをしております。この趣旨は、通常でございますれば不動産を処分した収入は単年度で国立学校特別会計の歳入に組み入れて費消されてしまう、それをそういうことではなくて、これは衆議院でも御指摘がありました。国立学校特別会計の一般の財布とは別に財布をいわばつくって、その中に処分収入を入れてそれを計画的に支出していき、そういうふうな仕組みとしてお願いをしております。

したがって、私どもとしては、私どもの心づもりはかなり確度の高い心づもりである、このように考えております。

○会田長栄君 それなら、この特別会計などというのを新設しなくてもいいんです。ことしの二百億しか確実に保証できないというんであれば、何で改正して特別会計をつくるんです。それはもう五カ年間という計画があつて、それを政府自身が財政当局も含めて一定の約束をしたから成り立つんでしょ。だから法改正するんでしょ。違つてないですか。単年度主義なら何も法改正することはないです。

○政府委員(前畑安宏君) ぜひ御理解をいただきたいのは、この法改正をお願いいたしました国立学校特別会計に特別施設整備資金という一つの別の財布を持たせると、仮に平成五年度に大阪大学の医学部跡地が一千万で処分ができましたと

それは平成五年度で消えていくお金、こういうことになりまして、六年度以降のいわば私どもの心づもりもできない、こういうことでございます。

○政府委員(前畑安宏君) 御提案を申し上げます。財政当局との折衝に当たってもここに税金があるというところで私どもの心づもりが先ほど申し上げましたようにかなり確度の高い心づもりとなる、このように理解をいたしておりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○会田長栄君 私は、それでなるほど確度の高いなどという言葉で全面的にわかりましたと言わなければなりません。国立学校特別会計は単年度決算だつたんでしょ、単年度決算だから五年計画でやるようないわゆるこれほどの大事業というものは特別施設整備資金の設置というものを特別に法改正してやらなければならぬというところを考へ方が固まったから出てきたんでしょと言わんでは。来年のことは確立は高いが、なかなかその後は。私流に言わせれば本当なのかな、途中で化け物になっちゃうのかな、いや局長が言うんだから本物だろう、そういうことだけで私はよしとせられないんです。

今まであった単年度主義では国立大学のいわゆる老朽化とか狭隘化とか、教育研究条件の悪化への対応というものはどうしても今日の文教予算の中ではできないというから、ここで法改正をしてもう一方の整備資金を導入したんでしょ。それは五カ年計画でしようと言わんでは。一年目は二百億ですというから、来年は八百億来れば二年で終わるけれども、大体一千億というのを頭に描いて計画をして、この計画が出発するんじゃないんですかということなんです。そうじゃなくて、二百億で出発して、国立大学の跡地とかあるいは遊休地とか、これを処分して二百億に足してやっっていくんだということではないんでしょというんです。そこを聞かせてください。

○政府委員(前畑安宏君) 御提案を申し上げます。この法律で九条の五の第二号でございますが、「総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業」という事業、「総合的かつ計画的に」ということでございまして、私どもとしては心づもりとしての計画は持ちますが、予算の単年度主義というものは、それはやはり国会の予算審議もあるわけでございますので、確定的なものとして申し上げるわけにはまいりません。

ただ、この附則の五項の方で特別施設整備事業というのを御提案申し上げております規定で申し上げますと、「特定学校財産の処分収入を財源として緊急に実施される国立学校の施設の整備」、括弧書きは飛ばしますが、「整備に係る事業であつて、文部省令で定めるもの」ということで、どういふ事業をやるのかということについては文部省令で定める、こういうことになっております。これを定めることによりましてある程度計画というものは具体的なものになります。資金はあくまでも単年度予算でございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

○会田長栄君 それでは、借入するわけですか、利子はどのぐらいになるんですか。

○政府委員(泊龍雄君) 平成四年度におきましては、五カ年計画の初年度というところで財投資金二百億円を導入するという形になってございまして、そして、具体的に借り入れる時期等を考慮いたしまして、現在のこれらの利率で計算をいたしますと、今年度で、丸い数字で三億八千万ぐらいの状況でございます。

それから、今後どうなるかという点でございますが、先生御案内のとおり、この特別整備事業は、御提案申し上げております特別施設整備資金の仕組みを活用するというところでございまして、具体的に処分予定を最初に見込んでおりますので、平成五年度末等で売却処分等が行われたというふうになりますと、その時点でこれらの借入金等は返済をしていくといったような形に相なっていくわけでございます。そこで、仮定の話でございますけれども、平成五年度末に処分収入が入ったと仮定をいたしますと、平成四年度は先ほど申

し上げましたが、平成五年度で十八億ぐらいの利子を払わなければならない、こういう状況に相なりませぬ。

○会田長栄君 利子はわかりました。利子はこの原資から払うんですか。特別に別の方から利子を持つてくるんですか。

○政府委員(泊龍雄君) この利子につきましては、資金の完成した時には、平たく申し上げますと、新しくできる特別施設整備資金の果実等から賄われるわけでございますけれども、御案内のとおり出発当初はございませんので、法律の附則において規定してございますように百億円を現行の積立金から組み入れるという形をとっております。したがって、その組み入れられた整備資金の中から運用として出てまいりますので、それらをもってこの利子等に対応するという事になっております。

○会田長栄君 それから、その次に聞きたいのは、この整備事業をやる場合に特定大学の財産の処分、跡地の処分、こういうものがあるんですけども、財産を処分するというのは非常に難しいなと私は感想を持っています。そういう場合に、例えば跡地あるいは遊休地を含めて財務センターが基礎調査をして、その上に立って、客観的な条件を整えておいて、だれにも指を指されないようにするために基準というものをつくるんですか、あるんですか。

○政府委員(前畑安宏君) 従来から国立学校財産の処分につきましては所管の財務局に処分依頼をして行っております。所管の財務局は、国有財産地方審議会に諮った上で、その了承を得て処分する、こういう仕組みになっております。

そして、どういうふうな用途にこれが充てられるかということがそこで具体的に問題になるわけでございますが、地方公共団体等の公共の用途に優先的に充てるという国の方針に従いまして、従来からそのように対処をまいりてきております。

○会田長栄君 今お答えをいただきましたが、こ

の処分に当たっては公共用地、これを最優先する、最とは言わなかったのか、優先するというお答えをいただきました。これはなぜかというところでは模範でありますから、おきたいところがある、この売り買いなどということになりますと、それでは社会がそういうおきたいのを簡単に認めているのかどうかということになると、声は大きく言えませんが、これは甚だ微妙なんですよというところがあるものから、この客観的な基準というものをぜひつくってほしいというところもあるし、整備事業の優先順位、これなどについても私は全体的に五カ年計画の中で明らかにしつつやっていたらいいかな、こう思っているわけですが、その点についての所見をひとつ聞かせてください。

○政府委員(前畑安宏君) この特別施設整備資金の財源としてやります特別施設整備事業につきましては、御提案申し上げております国立学校設置法の附則の五項で「国立学校の施設の整備に係る事業であつて、文部省令で定めるもの」、このように規定をさせていただいております。したがって、そういうものがこの処分財産を財源として行われるかということはこの文部省令で明らかになるということでございます。

○会田長栄君 財務センターというところの役割というのは私は大変な仕事だな、重要なことと受け取っています。ところが、先ほど聞くと、五人で出発する、こう言っています。五年後は三十人にするんだ、こう言っているんですが、この仕事というのは私は初年度、二年度ぐらいが最も大事なところへ来るんじゃないか、こう見ているんです。これだけの仕事をやるのに本当に五人で出発して間に合いますか。

○政府委員(前畑安宏君) 現在、予算の成立を受けまして、準備室ということで既に五人の定員に

つきましては文部大臣から発令をさせていただきますして準備作業に鋭意取り組んでいるところでございます。

御指摘のような御心配もあろうかと思えますが、私どもとしては側面から支援をしながらこのセンターの初年度の仕事を円滑に動くことを確信いたしておるところでございます。

○会田長栄君 大学の老朽化、狭隘化、教育研究条件の整備というの緊急の課題なんです。文部省は恐らくもうわかっているんです。どこが狭くて、どこが古くて、どこが研究室だか倉庫だかわからないようなところで一生懸命やっているというのはいまわかつていふと財務センターというものは基礎調査をする、当然整備事業の中身も決める、そして提言もする、こういうふうにならなければならぬと思うから、ちょっと私から言うのはあれだけれども、五人でこういう大仕事を発出して本間に間に合いますかという心配があります。

それはなぜかといったら、これが完璧に機能が働けば、今度は、大学当局が東京へ来て何とかかんとかなってやらなくなっていくでしょう。これは大事なことですから、最後に聞かせてください。今度は、財務センターがそういう調査をして、客観的な基準を設けて、優先順位を出して文部大臣に決定していただくと、こういうことでありますから、大学当局が東京に来てこれやらなくても済むということなんですな。

○政府委員(前畑安宏君) 各大学がそれぞれの考え方によって施設の整備について計画を持って、それを文部省に提示して、そして文部省の方でその説明を聞きながら文部省の考え方で優先順位を判断し、そしてそれを取りまとめた概算要求をします。ところが、この財務センターを設置させていただきます、そして特別施設整備資金というものを設けさせていただきます、特別施設整備事業を行うにつきますと、いわば文部省がどういう事業

を取り上げることについての基本的な物差しといったような感じのものをこの財務センターで考えていただく、こういうことにならうかと思っております。

○会田長栄君 頼んでおきますから、財務センターをつくって整備事業を特別に設置して金をかけてやっていくわけですから、今度は一々大学の整備をするために陳情しなければ学部増設もできない、変更もできないなどということのないようにぜひひとつ文部大臣に最後に頼んでおきますから、これは非常に重要な事業でありますから、お願いしておきます。

○委員長(大木浩君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(大木浩君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○木宮和彦君 大臣にちょっとお伺いいたしますが、大変大きな問題で答えにくいだろうとは思いますが、ぜひその一端だけで結構でございますから、お伺いをいたしたいと思います。

日本の教育の歴史は、御存じのように、ことしはさる年でございまして、ちょうど同じさる年、百二十年前、壬申、みずのえのさるといいます

が、明治五年でございまして、そのときに、大分古い話で、まだ内閣がないんですから、太政官しかないので、太政官布告というのを発布いたしました。その太政官布告には、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」、こう書いてあるんです。言ってみれば、当時の国は富国強兵でございます。富国強兵を実現するために何をすべき

か。当時の政治家は大変偉かったと思うんです。今の政治家よりも偉かったと私は思うんです。

当時の日本は、御存じのように、全然お金はございませぬし、やるべきことは、軍隊もつくりゃいかぬし、橋もつくりゃいかぬ、江戸時代は東海道に橋をつくらせませんでしたから。道もつくりゃならないし、また鉄道も敷かにならぬし、病院もつくりゃならないし、時には役場もつくりゃならぬ、郵便局もつくりゃならぬ。要るお金の方は本当にたくさんあったわけでは、あるのは借金だけでございまして、全く財政的にはゆとりがない政府だったと思うんです。

にもかかわらず、ともかく義務教育をやるうと、今や富国強兵の富国の方ですね、これがともかく経済大国として、世界のGNPの一五%、人口はわずかに世界の二%です、五十三億のうちの一億二千万ですから、二%の人口が一五%のGNPを稼ぐという事は、平均の七・五倍日本は稼いでいるわけです。生活大国としての実感が無いと皆さんおっしゃるけれども、私はそんなことはないと思うんで、やっぱり他の国に比べれば現在の日本の生活は大変豊かなものだと思います。これは、もとを正せば、やはり明治五年のこの義務教育をやるうと決意した政治家の結果が今日の日本の繁栄をもたらしていると思えます。

ただ、御存じのように、お金がないですから、何を考えたか。当時の政治家の恐らく考えたことは、安上がりの教育、能率のいい教育、これをやらなければ国民あまねく教育を普及することはできません。ですから考えたことは、例えば普通教室でございまして、これは全国、北海道から沖縄まで全部四間五間の二十坪の、これを普通教室といいますが、そこへ五十人を入れよう、それから北側に廊下をつくらうとか、あるいは教科書も国定教科書一種類だけで余分なものをつくらない。

それだけではなくて、先生も、師範学校で、中等学校五年間行つてあと一年間だけ行けば免許証をくれたわけですね。しかも、授業料はただにして、優秀な先生を集めよう。兵役も免除して六カ月の短期、減役といいますが、普通の人は二年間やるんですが、六カ月でよろしいと、こういうことを決めたり、要するになるべく財政的な負担をかけないで、しかも能率のいい教育で上げよう、こういうことを考えたわけですね。

授業もカリキュラムも恐らく全国一緒だと思つて、小学校、当時は四年しかございませぬが、読み方が一週間に何時間、算術が何時間、理科が何時間、音楽が何時間、体操が何時間と、こういうぐあいに行つても同じ。言つてみれば、もうマニュアルが決まっております。でもってやってきたからこそ今日の日本の繁栄があったわけですね。

今までは非常に私はそれは成功したと思つて、よ。こんなに成功した例はないと思つて、今やシンガポールにしても、あるいは韓国にしても、NISEの国々が日本の教育を学べというところで一生懸命やつていっていると思つて、ただしかし、気がついてみたら、もう日本が世界一の経済大国になつたことは事実でございまして、もうまねるものはないわけですね。今までは、ともかく欧米に追いつき追い越せて一生懸命やつてきたわけ、それが成功したわけですね。

ただその結果、何ができたかという、よく言われるように、画一教育で、よく金太郎あめといいますが、どこを切つても同じような人間、これが日本の教育の欠点だと私は思つて、外国へ旅行して見ると、日本人はみんな足が短くて、短いのはしょうがないですけども、ちょこまかちょこまか、しかもみんな眼鏡をかけたたりカメラを持って、旗をだれか持っているの、後をぞろぞろ行く。それで、何かブランドの店があると、そこへみんなわつと行つて買物をするというのが日本人の一つの嗜好でございまして、形といい、考え方といい、見たところといい、すべて均一化し

ちゃつています。これはやはり、一つは教育の悪い意味の方の私は欠点ではないかなとそんな気がいたします。

ですから、人の考えたことをまねたり、それを改良していいものをつくることは大変勤勉だし、それがいいですから非常に上手なんです。それによつて私は恐らく今日の日本経済ができたと思つておられるけれども、しかし、もうここまで来ちゃうと、まねるものがなくなつちゃつたんですね。言つてみれば、先ほどどなたかの先生がおっしゃいましたけれども、原理原則を考へて創造のできる人間、そしてまた、人のことが考へられる人間、感受性の強い人間、特に芸術、音楽や美術のわかるような人間、そういう人間をこれから発想の転換をしてつくつていかないと、これから後百二十年、百年でもいいですけども、日本が今日繁栄しているそれ以上に日本が世界から尊敬されるような国民になり得ないと私は思つてます。

それには今までのことを、これは非常に立派であつたけれども、これからの教育は今までの延長じゃない。もう発想を転換していかないと日本の繁栄はなくなっていくだろうから、私に言わせれば、大変暴言かもしれないが、私は暴言だと思わないですが、教育基本法あるいは学校教育法、これらも含めて抜本的に日本の将来のために今教育を変えていく必要があるような気がしてならない私は一人なんです。

私も参議院に議席を置いて何を心配しているかという、目には見えないけれども、将来のこと、教育の問題、環境の問題、あるいはPKOの問題、いわゆる世界と政治、外交の問題、こういうことを、票にはならなくても、金にならなくても、やっぱり真剣に考へていく今大事なことだと思つておられる。鳩山文部大臣は大変お若いし、非常な抱負を持っていらつしやいますし、私よりもはるかに若いんですから、まだまだこれから将来を担う立派な大臣になり得るはずでございまして、また、お父さんもおじいさんもそうなん

ですから、ぜひひとつきょうは本音で、先ほど本音でお話ししましたが、私が責任持つと言いたいんですが、そうもいきませんけれども、将来百年後の日本を考へながらどういう所信をお持ちでございませうか、ひとつお伺いを申し上げたいと思つて、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣 鳩山邦夫君 長年私学の経営者あるいは理事長として御活躍をいたしているいわば教育の専門家、私よりもはるかに文部大臣として適任である木宮先生の御卓見を交えたお話を承つておつて、答弁をさせていただきます。先生のお話をじっくりと承つておつたわけであり

先生の基本的な日本の教育界の、教育の歴史についてのお考へというものがよくわかりましたし、異論はございませぬ。私も第百十四代文部大臣でありますけれども、それは、内閣制度が始まつて、森有礼さんを第一と教えた場合のことです。その前に、先生から百二十年の教育制度というお話がありました。そのころはいわゆる文部卿という方々がいられたように承知をいたしておるわけですから、明治維新というのは、もちろんそれ以前から教育はありましたが、御一新とともに教育によって国づくりをやるうというものが始まつたわけ、福沢諭吉先生が大変偉くて一万円札になつていっているのも、いわば維新の傍観者たる福沢諭吉先生が戊辰戦争に参加した人たちからしてみれば何ともしやくにさわる存在なのでありまして、戊辰戦争の大砲の音が鳴り響いているその同じ時間帯に、将来を考へて諸君は勉強しなかつたらぬと、それで百五十年後を見通そうとする偉大な力があつて、それが一万円札になつていっている理由ではないかと私は思つておられます。

私たちが今から百年後あるいは二百年後というものを見通していかなければいけない。二十一世紀はもう目の前でございます。二十一世紀の教

育を語ることはだれでもいたすわけですが、先生の御質問のように、二十二世紀を視野に入れてこれからの教育というものを考えなければならぬというふうな思いがあります。それはどこのつまり先見性の問題だろうと思うことがありまして、どれだけ先見性を持って先を見ながら教育政策を立案できるかということに尽きるのではないかと、そんなふうな考えです。

そして、過去を反省することも重要でございます。先生御指摘のようないわばホモジニアスな国民をつくるという意味では、勤勉で頭がよくて、そして悪いことをしないで、そしてホモジニアスであるという、そういう国民をつくるために今までの教育が果たしてきた役割というのは大きいわけでありましょう。そうした中で太平洋戦争もあつたわけですが、もちろん、これだけの経済大躍進をつくり上げたのもそういう教育の成果でありまして、今教育改革をやらなければいけない、教育改革をやって二十一世紀に通用するような青少年をつくらうと懸命に仕事をいたしてはおりませうけれども、それは決して過去の我々のとってきた教育政策を否定することではないだろう。日本の今日までの教育政策の非常にすぐれていた点と、そしてこれからの新しい時代には今までと違つた別のやり方をしなければいけないという点と両方あるわけでありまして、その点を臨教審の先生方は不易と流行というような言葉で表現をされました。そうした意味では、不易である部分については十二分の誇りを持ってこれからも大切なものは守り続けていかなければなりません。

しかし反面、新しい時代にはふさわしくないといふさまざまな問題点については、これを大胆に発想を転換していく勇氣を持たなければいけないと存じます。そのことについてあえて短い言葉で申し上げようとするならば、やはりこれからは個性尊重というのでありましょか、それぞれ一人一人の人間の個性を思い切つて伸ばすような教育をやつていくべきである。

ますが、基礎、基本については画一的にきちんと教える必要がありましょか、そういう教育の中でも、子供の権利条約の議論でときどきお話を承るようになり、一人一人の子供さんをしっかり見詰めていく教育というのが条約の趣旨になつていくのではないかと私は申し上げておきます。その意味は、それぞれのお子さんの個性を伸ばせるように努力をしてくださいということでありまして、あるいは四十人学級という教職員の定数改善計画をやつてまいりましたのも、五十人より四十五人、四十五人よりは四十人の児童生徒数の方が目が行き届く、目が行き届くということがそれだけ子供の個性を見詰めることができるであろうという点。あるいは教育改革の一環として初任者研修制度を行いましたのも、初任者研修によって教育力をより大きく持った先生ならば子供の一人一人の違いを、その個性というものを見出して、育てていこうという期待からのもでありまして、すべてがそういうような方向に向かつていって、高校の中退とか不登校のような問題がございますと、これもいわば今までとってきた教育政策が一つの新しい時代に合わなくなつたがゆえに噴き出してきた、そういう諸現象のようにも解釈できると存じます。

ですから、木宮先生の御質問にうまく答える道はありませんが、思い切つて個性を伸ばすような教育をやつていきたい、それが百年後を見詰めた教育ではないだろうか。それは一人一人の個性ではなくて一つ一つの学校の個性、一つ一つの私学の個性、大学の個性でもあつていいのではないかと。一つの物差しで何でもはかつてみたいといふのがホモジニアスな体質を持った国民のさがないのかもしれない。それが偏重偏重、学歴偏重という社会を生んでいるかもしれない。

先般、数日前に美容芸術短期大学というところの開学式に参りました。雰囲気も一風変わつておりますが、しかし美容芸術短大ですから、偏差値ではかと比較することは可能かもしれないが、でもこれは美容芸術の大学ですから、それは先ほ

どからお話が出てくる教育学部だとか経済学部だとかあるいは理工学部というものと同じ物差しではよしあしを比較できない。これは今後の我が国の高等教育の一つの方向の例示のようにも私は感じました。すべての者が個性豊かに生き生きと伸びていくのが私たちの百年後を見詰めた場合の目標でございます。

○木宮和彦君 なかなか難しい問題ですから一言でも言えませぬし、私も言えませぬので、それを人に言わせようなんというのはおこがましいと思ひますけれども、ただしかし文部大臣ですから、日本の文教政策の一番の責任者で、私はこう思うというのがあつてもいいのではないかと、しかし一人それが決まるわけじゃございませぬ。

ただ、今まで臨教審もありましたし、あるいは大学審議会もございました。大変立派な方々が大勢委員になつていらつして、しかも長い年月をかけていろんな答申が出されましたけれども、やはりそれを幾ら読んでみても、ところどころいふところはあります。これは百年後の教育の大計をつくるには遠いという気がいたします。それだけではないで、その中でどうも文部省の都合のいいことだけつまみ食いしているんじゃないかと、それはちょっと意地の悪い話で、私が考えたことでは決して皆さんがそう思つて、私が考えたことと思ひますけれども、やはりそういう嫌いな感じがしませんが、やはり将来の日本の教育を考えていく場合に根本的な問題を少し提起すべき時代が来ているんじゃないかと。

私も、カナダの大学でいつか、州立大学ですら、うちの学生を大勢夏休みに留学させて、語学研修をさせてくれと、えらい熱心にその先生までが日本までわざわざセルルスに参りました。何でこんなに丁寧に来るのかなと思ひましたところ、カナダの州立大学といえどもこれはやはり国が予算の全体を、その学校の生徒数その他で、はおまえのところは年額これだけでやりなさい、あとはみんな、理事会がございまして、地元

の有力者、それから大学の関係者、それらがそれを予算化して一年間をやるわけです。ところが、国家財政が悪ければ一割カットになつちゃうと、一割の人間を首にするか、さもなければ一割をどこからか稼いでくるか、それを決めるのはやはり大学自身の学長。学長さんも選挙じゃなくて、いろんな人が四十人も五十人も立候補して、その中から理事会が一々面接して、そしてそれから決める、こういうシステムだということを私は聞いてまいりました。これが州立大学の姿なんで、私もすばらしいことだとは思ひながらも、これは日本の私立大学と同じだと思つたんですが、やはり国立大学の現在も、もう少し自主性を持たせると同時に責任を持たせる。自主性だけ持たせて責任持たせなかつたら、これは意味ないんです。

そういう意味合いから、今回の国立学校設置法の一部改正にしても、あるいは国立学校の財務セクターにしても、私は大賛成だ。むしろ遅きではなかつたかな、こう思ひます。特に、理科系の大学では非常に財政的にも設備が最近悪くなつてきて、それは先ほど来お話しがあつたように、シリリングという問題が絡んできて、どうしても財政的に行き渡らなかつたわけでございます。そういうことを考えていきますと、予算の使い方も今までの発想を変えて、何かもう少し重点的に、効率じゃなくて実際の実を結ぶような方法というものをいま一度ここで選択して考えるべきではないかなといふことを私は今感じてる。

きのう私がNHKのテレビを見ておりましたら、江戸川区の何かそういう福祉の予算の使い方でございますが、公でやる場合には必ず高齢者の養護施設をつくつて、そしてそこへ収容してやる。それは一人頭のあれにしますと税金を使うのは年間三百万くらい使つていふので、そうじゃなくて、その三百万を在宅ケアのために、その家が老人が住みやすいようにいろんな改良ができる、おふろも入れるようにする、それを個人にやつちゃう。しかし、施設では三百万は毎年か



した。現に、静岡県でも日本語のわからない子供が小学校へ入ってくる。それをほっておくわけにはいかないですね。

だから、そういう意味で、ただつくらせないという事は、言ってみれば墮落に通ずるので、それは既にできた学校にとつては非常にありがたい話かもしれませんが、やっぱり日本の将来の教育のためによくはない。むしろこの際、奇抜かもしれないけれども、多少秩序を乱すかもしれないけれども、いいものは、だれがいいか悪いか決めるかという事は問題なんですけれども、そういうふうなもの引張ってやるというか、押し上げてやるというか、そういう精神がやっぱり文部省自体にない、だめだだめだということで、文部省に行くと何でもだめだ。私も随分たかかれてきましたから恨みは持っていますけれども、今さら言ってもしょうがないからいいですけれども、それはいいとして、ともかく私なんかの経験から踏んで、学校をつくることは即、悪のような考えで行政に臨んではまずい。

どうしたら日本の将来のためにいいかなということも本当に最近、私もこのごろ欲がなくなりまして、六十五歳になりましたから、日本の百年後のことだけが今気になってるんです。ばかに偉そうなことを言いますけれども、ぜひひとつ行政の枠といえますか、特に教育の問題というのは金もうけの問題をやるわけではないんですから、そこら辺をどういうふうに調和、バランスをとっていくかということが私は非常に大事なことだと思ふんですが、その点について、質問になったかならないか知りませんが、新規参入についてのお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(前畑安宏君) 大臣の御答弁の前に事実関係だけを申し上げさせていただきます。  
平成二年度に認可によりまして開設されました私立大学は八校ございます。三年度も六校あります。四年度も六校ございます。こういうことで決してすべてをとめているわけではございませんで、適切なものについては認可をし、開設をされ

ている状況がござります。先ほども申し上げましたけれども、大学進学率というものが、私の小学校、中学校、高校ぐらいい、もちろん大学時代もそうですが、非常に話題になっていましたですね。それは、大学進学率が高い国は先進国で低いというのは後進国みたいな、そういう見方があったから、大学の量的拡大というものを非常に一生懸命やってきた。その段階でやや粗製乱造的なような面が全くなかったとは言えないかもしれません。でも、この量的拡大を図ることに意味があったわけですが、そしていわゆる私自身が団塊の世代ですが、子団塊の世代がピークを迎えたのがこの春ぐらいいだつたわけで、これから急減期にかかっているわけだから、これからは急減期にかかっている方向が変わっていくと思ひます。

もともと、大学進学率は七割ぐらいいいと言ふ人もおり、今がいいと言ふ人もおり、いや、そんなものは一割五分ぐらいいの方がいいんだと言ふ人もあり、それは大学とか大学院というものについていろいろな考え方もみんなだまどめていかなければならないと思ひますが、現実論で言へば、やはりいいものにとんどんなっていくってほしいという気持ちがありますから、いい私学には、それだけのものを持つていなければならないと思ひます。特に、個性化ということで大学にも大いに個性を持つてもらって、一つの共通の物差しでは比較できないような大学がいろいろあれば、それだけ個性化が進んで多様な教育ができるわけですから、それは明らかにベターな道だろつと思ひます。私学でないとなかなかこの個性豊かな教育というのはいやりにくい。地方の国立大学等に個性豊かにやってもおろつというので、いわばしりをたたいてきておるわけでもありますし、国立大学にもそれぞれの歴史と伝統もありますから、個性を大いに発揮してもらいたいと思ひます。けれども、木宮先生のような私学の御経営者から見れば、まだまだ国立というものは個性に乏しい存在だろつと思ひます。

現在、私のひいおばあさんが共立女子学園というものをつくって、祖母が長く学園長をいたしておりました。私もは政教分離で政治と教育は分離しておりますので、私は一切共立女子学園にはノータッチでございますけれども、例えば共立の場合、女性の使命はこれこれであるとか、良妻賢母などというものを建学の精神の一部ではっきりうたつておるわけで、先生達だつたら怒られそうなたまを平気で掲げておる。でも、それも一つの個性だ。国立でそういう建学の精神を掲げたら、多分この参議院の文教委員会でもやられてつぶれちゃうだろつ。そこにまた私学の特徴もあらうかというふうにも思ひます。それから、それはちよつと例としては不適当かと思ひますが、いいものはこれからもやっていたきたいというふうにも思ひます。

○木宮和彦君 大変御理解のある、私もそう思ふんです。ところが、やはり今学校をつくる場合には莫大な金もかかりますから、財政的なことオンリーとは言いませんが、ややそれの方に重点がどうしても置かれてしまうから、ここまで世の中が進んでくるとしようがないのかもしれない。先生が、やはり個性のある教育というものは非常にしにくくなつた。

先ほどもちよつとどなたか先生のお話がありました。新しい一般教育の問題についてもやっぱしかし、授業をたくさんやれば、あるいは単位をたくさん課すれば、それで一般教養が充実するといふものではないと思ひます。今の現状からいいますと、大学では一般教養の授業でも二百人も三百人も、時には五百人も千人も大勢講堂へ集めて、そこでもって講義をして終わつてしまつていふような一般教養の仕方もなきにしもあらずだと思ひます。

先ほど、福沢諭吉先生のお話も出ましたけれども、同じお礼で新渡戸稲造さんという方、これは一高の校長をやられた方で、私のおやじもちよつどそのころ一高に在学しておつたんですが、本郷の近くのお寺の本堂を一周間に一遍借りて、それで校長が来て、そうすると、別に来いとも何とも言わなくても一高の生徒がみんな集まつてきて、焼き芋を買つてきて新聞紙の焼き芋を持って、校長を中心にそこは立錐の余地もないほど大勢の本堂に生徒が集まつて、そしてそこでもっていろいろ対談が行われたという話をよく聞いています。まさにそれが一般教養であつて、一般教養というものは、授業も結構だけれども、授業でなくやっぱ魅力のある先生がされるところに初めて私は非常に意義があると思ひます。

そういう意味で、やはり教員の資質向上といひますか、大学の先生になりたがるというふうな一つの社会的な要請というかムードをつくらなきゃいけない。戦前は、末は大臣か博士かと言われていたもので、大臣は今もそうかもしれないけれども、博士の方はなくなつちやつたんです。最近、子供たちに何になりたいと言つたときに、私は博士になりたいなんて言う子供がいたらちよつと教えていただきたいと思ひますが、あります。ないんです。はつきり言つて。だから、そこら辺に今の文部行政の、悪口じゃありませんが、文部省が悪いんじゃないですよ、初めから言つておきますけれども、いじましが何となく出ているような、もつと夢のある教育をしていかなきゃならぬんじゃないかなと思ひます。これは別に質問じゃありませんが、これから本当に大事なことはいかに思ひます。

今度は質問に入りますが、国立学校設置法が今度改正になります。恐らく新規参入もこれからあるでしょうが、それ以上に、ある意味においては学部のそれぞれの改組、転換ということを文部省も奨励されるだろつし、また大学審議会においてもそういう意味合いのことを答申があつたと思ひます。しかし、それにはやっぱ痛みがどうしても出てくると思ひます。改組、転換すれば不

要な人間も出てくるし、また新しい施設もつくらにやならぬというふうな事態が起こるわけです。物は金さえ、予算さえつければある程度、逆なことを言いますと、何とか格好つくと思えますが、不要な人間を置いておくことはないで、大学の先生を文部省が首を切るわけにもいけません。もう、私は切った方がいいと思われども、そうもいきませんので、将来ますます改組、転換を促める場合に、そういう問題についてどういうふうなお考えなのか、自主性に任せやうかあるいは一つの指針をつくるのか、あるいは必要なら、足りなくなつたところはそういう先生が欲しいんだからそつちの方へ行つてもらうような方向に変えていくなり、一つの大学だけでいかなければ、日本全国を横断しながら大学の先生の人間の配置ということについてのお考えがもしありましたらお聞かせいただきたいと思つておられます。

○政府委員(前畑安宏君) 今、先生御指摘のようか、そういう事柄はあくまでも大学が主体的に判断をして対処するというところでございます。そのときに現在いる教員、スタッフですべて対応できるのかあるいはさらに増員をしなければならぬのか、場合によっては今先生も御指摘ありましたように、何人かの方には交代をお願いしなければいけないのか、そういうことも含めて全体として大学でお考えいただくことであるというふうにお考えしております。

○木宮和彦君 すぐにどうのこうのという話じゃございせんから、ひとつまたいろいろ御研究あつてぜひとも改組、転換ということは大胆に、しかも慎重に実行していただくように、そうかといつて文部省の方からやれやれというわけにもい

かないでしようけれども。しかし、大学、それぞれの現場ではそういう雰囲気といふますか、そういうものを非常に最近強く感じます。

一つには、やはり私立大学に地方の大学が少し突き上げられたといふますか、名前は挙げませんが、A国立大学へ入つてB私立大学へ行つたところが、両方入つたけれども、国立大学へ行って私立へ行つたという例は最近いろいろな例がたつきんごさいます。その辺で一つの危機感といふますか、だからそういう意味では私立大学と国立大学が競い合うというか、ちょうど車の両輪みたいなもので、両方がお互いに競い合うと真つすぐ一直線に前へ進んでいくのですが、今までのように国立大学がよ過ぎて私立大学が悪過ると、これは小さな輪が大きな輪にやられちゃいますから、くるくる前へ行きやせぬ。そういう傾向がなきにしもあらずだったので、そういう意味では、国立大学も私立大学もい意味でお互いに競い合うということが私は大事だと思つておられます。

ただ問題は、小学校、中学校あたりはやはり何と云つたて公立小学校、中学校が主力になつていく。これは授業料はただですから、片方は授業料を取りますから、そこで土俵が違うのですから、競争したくてもなかなか競争にならぬところ、大きな影響があると思つておられます。それにあぐらかいていられると言ひませんが、一部ではやっぱり公立小学校、中学校がやや、これは一概に私は決めるわけでは決してありませんが、ただそういう例があるから申し上げるのです。東京都でもある小学校の六年生のあるクラスです。たつた一つの例かもしれないですが、公立中学へ進学する生徒がそのクラスから一人もいなかったのです。全部私立中学へ行つちやうな例があるんです。これは東京都の教育長も大変嘆いておられます。授業料が高くてそつちに行つちやうといふのはそれだけそつちが魅力があるといふのか、逆にまたその公立中学校が非常に荒廃かあるいは魅力がなかったかといふようなことも言えるのじゃないかと思つておられます。

それは決して施設じゃないと思つておられます。やっぱり先生の姿勢がそういう結果をもたらした、言つてみればソフトですね。ですから、先生の資質向上というところはこれからも大事だ。かつて、これは田中内閣のときだと思つておられますが、人確法というところで、いい先生をたくさん集めようというので給料を一般公務員よりも大分上げました。その後だんだん追いつかれちゃつて今どうなつておられるか知りませんが、ちよぼちよぼあるいは事によると上の方にいけばちよぼ減つておられるんじゃないかという気がしないわけじゃないと思つておられますが、しかし、先生にいい人材を集めるにはやはり給料も少しは上げる方がいいと思つておられます。余りたかさん上げちゃいけませんけれども、笑つちやいかに、本当の話なんだ、私の経験で、余り上げちゃうとろくなことはない、墮落しちやいます。うそじゃありません。ですけれども、何とか世間並みには給料は上げていかなきゃいかぬだろうと私は思つておられます。

ただ、今もそうですが、先生というのは、これはいいところでもあり悪いところでもありますが、先生の集団、集団という言葉は嫌いなんですが、教師集団とよく言ひますが、その先生の仲間が輪を持つ。お互いに助け合ふことは結構なんです。皆さん思つておられるやつもうんとやつていすね。制度としては勤務評定もあるし、あるいはそれによって特別昇給というものも予算化して一五%とつてあるんですが、現実にはそれは何にも機能してないのです。ですから、みんな一律に三カ月短縮とか六カ月短縮とか、あるいは定昇給とかいふようなことを考える、組合との相談なんではどうが。しかし、そんなことをやつているとかつての国鉄、かつてのソ連じゃないですけども、先生は余り競争させちゃいかぬけれども、しかし目に見えて休んでばかりいる先生とか登校拒否をする先生、生徒じゃないですよ、現実的にそういう先生もいるんですから、だからそういう者と一生涯その穴埋めをしておられる先生と全く平等でいいのか。これは父兄もそう言つておられますが、非常に素朴な意見として今言われておられます。

大変なことで、相手がいることですからなかなかそう簡単にはいかないと思つておられます。しかし、やはりこの辺で少し組合さんにも大いに目を開いていただいて、今度は日教組はストはやらぬという何か綱領にしたそうですから、大変私もありがたいと思つておられるし、またそうでなくちやいかぬと思つておられます。そういう意味で、やはり給与の面についても上げると同時に、その効果があらわれるような方策というものを、これは文部省の直接の仕事じゃないですから、地方のそれぞれの教育委員会の仕事だと思つておられますが、文部省の方で程度指針を持ってやるべきだと私は思つておられますが、いかがなものかと思つておられます。

○政府委員(遠山教子君) 教員の資質向上の面では、単に給与だけではなくて養成段階あるいは採用のこと、研修段階、さまざま手当が必要であらうかと思つておられますが、確かに給与の問題も大変大きな役割を果たしているわけでございます。先生御指摘ございましたように、昭和四十九年にいわゆる人材確保法というのでございまして、義務教育諸学校の教職員給与について特別の措置を定めることによつてすぐれた人材を確保したいということと給与上の優遇措置が講じられまして、昭和四十九年から五十四年までの間に、一般の公務員に比べて約二五%の給与の引き上げが行われたところでございまして、優遇措置の一つであります義務教育等教員の特別手当といふものは定額でありますこと等が重なりまして、教員の給与水準は一般の公務員の給与水準と比較いたしましたときに相対的に低下していることは確かでございます。

教員の給与につきましては、法制上の仕組みから人事院の勧告のつとめて措置されるわけでございますので、文部省としましては適切な給与上の措置が講じられることの重要性から、毎年度初



や正看護婦になるのに准看護養成校よりも年齢的にはより有利であるというふうになるわけでございます。

ところが、こういう現実に対しまして、主として医師会立などの准看護養成校の生徒さんなどと比較すると、どうしても高校の衛生看護学科の卒業生の准看護婦さんは、患者さんに接する時間が少ない、実習の時間が少ないという批判があるわけでございます。現実はどうなっているかをお伺いしたいと思っております。果たして、高校の衛生看護学科での実習時間あるいは臨地の時間が准看護養成校と比較して少ないかどうか、少なければ多くすべからぬか、そういう視点でお伺いをいたします。

○政府委員(坂元弘直君) 従来、高校の衛生看護学科につきましては、臨床実習十単位、一単位が三十五時間でございますので三百五十時間、それと校内実習が十三単位。校内学習というものは専ら人体モデルあるいは友達同士を患者に見立てて校内実習をするわけでございますが、両方行われておたわけでございます。そこで、臨床実習十単位であるけれども、校内実習が十三単位であるので、臨床実習の若干少ないのがある程度補てんされるのではないかと考へて方でございます。ところが、平成二年四月に、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則が改正されまして、臨床実習として十七単位、五百九十五時間が必要となつたわけでございます。校内実習はこれにかえるわけにはいかない、校内実習は講義として扱つていうふうな規則が改正されたわけでございます。

ただ、実際に高校の衛生看護科につきましては、臨床病院を確保するのが大変難しいというところで、直ちにこの規則どおり適用するのは大変実態に合わないのではないかと、このことで、経過措置を設けてまして、平成七年度までの入学者につきましては、臨床実習の時間は十二単位、そして残る五単位につきましては校内実習で振りかえることができるという経過措置が設けられてまして、平成八年度入学者からは臨床実習はすべて十七単

位、五百九十五時間を必要とするというふうに改正されたわけでございます。

この改正規則を踏まえまして、私どもも平成元年に告示されました、平成五年度から実施されます新学習指導要領におきまして、臨床実習の教育内容を充実させるとともに、この経過措置に沿つて平成八年度入学者から十七単位の臨床実習を行えるよう各設置者は準備をするようにという指導をしてきていてるところでございます。今後ともそういう方向で指導してまいりたいというふうに考へております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私、答弁を求められていないのですが、ちょっと感動しましたので、あえて立ち上がりましたが、東洋医学の件です。実は、私も子供のころからいろんなアレルギーがありまして、風邪薬を飲んで、要するに口がかゆくなつたりとか、風邪を引くと随分ありました。そんなことの影響かと思ひますが、母が

高名な東洋医学の先生、もちろん医師ではありませんが、免許としてはあはき法上の免許しか持っておりませんが、その方は東大法学部の卒業生で、在学中に弁護士を目指して勉強しておたら、山から落ちて、北アルプスで遭難をして、背骨が陥没して歩けないままに数年経過しておたところ、ある高名な東洋医学の治療で治つたというので、弁護士となるよりも自分はこの道で人助けができないかということで免許を取つた。あとは東洋医学の、今先生からお話しがあつたようなことを懸命に勉強されて、治療中に陰陽五行説とか肝経だとか胃経とか、何とか経とか、そういうふうな理論で、例えば私の最近の状況などを言つて、指なんか、ここだねといつてちよつとつままるとも、鼻が上がるほど痛いといつて、この方は大変著名ですから、いろんな方がそこに集つておられます。

私はもうこの数年は全く行つてはいないんですが、東洋医学というものが全く別の体系にあつて、東洋医学と西洋医学の接点を求めようという考へ方はよくある。しかし、そうではなくて、

やっぱ東洋医学というもののすこさというものが、全く西洋医学と物の見方が、見ている場所が違うというか、視点が全然違うわけですね。ですから、東洋医学というものが少くなくありながらこれを専門的にやる人が少ないというところは宝の持ちぐさ以外の何物でもないと思つておりました。この間の先生の菜根譚だか何か難しい御質問は私はよく答弁できませんでしたが、これから東洋医学という意味では先生の協力者になりたいと思ひます。

○針生雄吉君 大変ありがとうございます。もう厚生大臣以上の御答弁でした。これはやはり政治的決断というのが必要なのでございませう。ぜひ総理になっていただかないと、余り先輩の悪い面は学ばないでひとつ清潔な総理になっていただきたいと思ひますけれども、冗談はさておきまして、次に今回の改正案に関する質問に移りたいと思ひます。

地域によって国立大学が都会の中心部にあつて、その国有地の有効活用が地域の都市計画策定上課題になる場合があるわけでございます。そのような場合に、今回の財務センターが協力及び専門的、技術的助言をするという財務センターの役割からいつても、いわゆる大学の自治あるいは大学の自主性を主張する国立大学とその地域、具体的に都市計画に関する審議会とか懇談会というようなものがあるわけでございますけれども、国立大学とその地域との間に立つて積極的に有効活用を道を探るいわば仲立ちの役をしたいと思います。私なりに、素人なりに思つてございませうけれども、財務センターの役割としてはそういう仲立ちの役をしてもらうわけにはいかないのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(前畑安宏君) 御提案申し上げております法律案の九条の五の第一号で、今先生御指摘の国立学校財産の適切かつ有効な活用について他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言を行うというのを業務として掲げていることは確かでございます。ただ、大学のキャンパスの問

題というのはいわば大学の自治とも密接に関連をする問題でございます。第一義的には大学の方でどうするかという判断をせらうというところで従来から対処をしてきてまいつております。

しかし、現実課題といたしましては、今先生御指摘のような問題では、私どもの方に直接にいろんな方から地元の御要望といひますか、希望といひますか、寄せられて、それを大学の方に取次いで検討方を依頼するというようなことは現実課題としてはあつております。ただ、そういうことをこの財務センターがどこまで機能できるかというところになります。なかなか難しい問題がありまして、これは衆議院でも、またさほど御議論がございませう。財務センターの持つ国立学校施設の整備に対する役割というのが非常に大きいだけに、そこがそういう問題にまで積極的に介入をするというのは非常に大きな問題があるわけでございます。

ただ、そういう問題が起きたときに、大学の側からキャンパスプランについての検討に当たつての協力なりあるいは技術的助言というのを求められた場合にはこれに対して適切な協力、助言というのを行つていくことは考へられるところでございます。

○針生雄吉君 大変難しい問題であるかと思ひますけれども、私の住んでおります町にも国立大学がありまして、二十三年ぶりに入学式をやつたという国立大学でございます。そういうところもございませう。なかなか難しいんだらうと思ひますけれども、一市民、一住民としてはそういう役割も期待をしたいという気持ちはあるわけでございます。

次に、国立大学の教育研究施設の改善もさることながら、設備の改善、そのための財源基盤の確保も緊急の課題であると思ひます。今回計画されている資金は、国立大学の教育研究施設にかかわる事業を緊急かつ計画的に推進するためにあります。設備はこの資金の対象には全く入らないのかどうか。例えばコンピューター施設である

か、コンピュータそのものであるとか、大型の実験設備などはこの資金の目的、対象にはならぬのかどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(泊龍雄君) 特別施設整備事業の対象として大型設備が対象になり得るかどうかというお尋ねであらうかと思ひます。

ただいま御提案を申し上げ、かつ、今年度予算においてもこの整備事業として初年度分として二百億円を計上いたしておりますが、これらの施設の整備、一般的には建物及びそれに附帯する施設等というところで考えているところでございますけれども、その具体的内容等につきましては、ただいま法案を御提案申し上げておりますので、財務センターの準備、発足と相まって、また関係当局とも協議をしながら今後詰めてまいりたいというふうに考えております。

なお、平成四年度予算におきましても、先生御指摘のごさいました大型の設備の整備につきましても、一般の整備事業として所要の予算を計上いたしているところでございます。

○針生雄吉君 次に、先ほど木宮先生の御質問の中にもありましたが、施設の整備、設備の改善、それに加えてやはり教官の処遇の改善も極めて重要な問題であると思ひます。昭和四十九年当時の人確法のことについては局長さんの方から御回答がありましたので、そのことは触れないことにいたします。教官の処遇の中で、特に高等教育の将来を担う若手研究者に対する特別研究員制度の現状についてお伺いをしたいと思ひます。

一九八五年にスタートしたこの制度は、若手研究者の自由な研究の芽を育てるという意味では日本の研究界にとっては大変な力になってきていると思ひます。その特別研究員制度の受給対象者、資格者の総数は一体何名いるのか。つまり、三十四歳未満の博士課程修了者及び大学院博士後期課程在学者、その数は何人いるのかということ、平成三年度は採用者は千百名ということでございます。

けれども、その両方を確認の意味でお伺いをいたします。

○政府委員(長谷川善一君) 若手研究者の育成のために特別研究員制度というのを昭和六十年に創設いたしております。逐年その充実に努めてまいっているわけでございます。

ただいま先生の御質問の対象者でございますけれども、その対象者というのは博士課程の在学者と、それから既に博士号を取得してなお研究上の必要性から大学に残って、あるいはA大学からB大学に移る、あるいは研究所をかわるというようなことも含めてでございますけれども、そういう既に博士課程を終えておられる、両方でございます。平成三年度は、博士課程でこれを受給した者が六百名、博士課程修了者では五百名の合計千二百名でございます。平成四年度には、博士課程の方を二百名増員いたしまして八百名とするなどの改正を図っております。

対象者が一体何人かということでございますが、大学院の博士課程の在学者の数は平成三年度で二万九千九百一十一人、約三万人でございます。三万人の中から六百人ということでございます。二％でございます。博士課程の修了者の方でございませうけれども、これにつきましては正確な統計というものを持っておりません。ただ、博士課程修了者、ポストドクトラルの課程での応募者の数は、昨年度で約四倍の応募がございました。したがって、五百名の採用者に対しまして二千人の応募者があったということから考えまして、大体二千人、さらにそれ以上の者が残っているというぐあいに推計いたしております。

○針生雄吉君 その二％なりあるいは千百人なりをどの程度伸ばすかというふうな計画、数字はありますでしょうか。

○政府委員(長谷川善一君) 将来の計画でございますが、これは昭和六十年にこの制度を創設いたしましたときに、とにかく優秀な若手の研究者が、最近の理工系の学生が博士課程の段階に来ますと、もう既に企業にどんどん引張られてい

て大学になかなか残らないというようなことがございまして、まず当初の目標を一千名ということとで、五年間で一千名まで上げようということとで昭和六十年に発足いたしました。それが現在の段階ではその一千名ではとても足らないという大学の方からの非常に強い御要望がございました。なお、学術審議会におきましても、この問題が真剣に討議されまして、平成二年の七月、約二年前でございませうけれども、これに關しましてさらに充実を図るべきであるということでございませう。

ただ、これにつきましては、現在のところ正確な目標値というのを置いておりません。大学院の充実全体をにらみながら、いずれにしましても大学院の博士課程の充実が図られるわけでございますので、さらに学生の数はふえていく予定でございます。そういうことを考えますと、平成四年度は合計で千三百名でございますけれども、教倍の人間が特別研究員として採用されるというふうなことを、一応現在の段階ではさらにかなり飛躍的に伸ばそうというふうな決意を我々持っております。ということでございまして、正確な目標値というのはいないと思ひます。

○針生雄吉君 ありがとうございます。時間もありませんので、あとの質問は別の機会にさせていただきます。高崎裕子君 国立大学の教育研究条件の荒廃が深刻であるという中で、私も昨年五月以来全国十六大学の調査をして、国会でも繰り返し取り上げてまいりました。井上前文部大臣が十国立大学を視察され、そして鳩山文部大臣も視察をされるという文部省の御努力の中で、財政当局が厳しく対応を続けている中で、老朽建物解消という形で一步を踏み出されたという点では、その御努力に對して本当にそれを多とするものではございませうが、この法案について詳細に検討いたしますと、さまざまな問題があるわけですが、

そこで、具体的に幾つか質問をしたいと思ひますけれども、まず特別施設整備事業についてでございます。

この事業の対象となる施設というのは、文部省の説明では教育研究に直接関係するということのようです。そうすると図書室とか標本室などが対象とならない、あるいは学生食堂、学生寮なども対象とならないわけですが、しかし、例えば、私どもが昨年調査をしてきた中で、図書室とか標本室の、問題にもしてきまして、惨たんたる状況を見て、これらの施設の整備は緊急な課題だということが浮き彫りになったわけですが、学生の福利厚生施設も同様で、学生寮でいいますと、国立大学の学生寮は二百一あるんですが、建築後三十年以上たった老朽寮というのが二十四寮も残っています。私も寮生から直接お話を聞く機会がありました。天井からコンクリートが落ちてきたとか、外壁のタイルが落ちてきたとか、窓がさびびつて動かせない、トイレの配管が詰まって汚水が何度かあふれてくる、雨漏りがひどくて使えない部屋があるということなど、もう勉強どころかそれ以前の落ちついて生活ができないという状態である。こういうことを改めて聞いて本当に驚いたわけですが、これはもう寮生の基本的な生活にかかわる問題だと思ひます。

そこで、まずお尋ねしますが、図書室とか標本室あるいは学生食堂、学生寮などこうした老朽施設の解消も放置できない問題なわけで、この点について文部省も同様の認識だと思ひます。解消のめどはあるのでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 御指摘のように、国立大学の施設につきましては、学生の増募の問題であったりあるいは無医大県解消計画の問題であったり、緊急の課題に對処をする必要があったために、既設の大学については全般的に手をつけるのがおかれておりました。老朽化が進んでいることは御指摘のとおりでございます。今回御提案させていただいておりますのは、これもただいま御指摘がありましたように、特定学校財産を処分してその収入でもって何をやるかというところで、その場合にはやはり教育研究環境の整備充実、しかも総合的、計画的に実施すること



したがって、一般会計繰り入れを当然の前提としてこの会計ができておきますので、独立採算というふうなことは、これは到底国立学校特別会計としては考えられないところであります。

この「財務の改善に資する」というところで今御指摘でございますのは、やはり国民の財産である国有財産、国立学校が所有している国有財産をそれは有効かつ適切に活用しなければならぬ。これも先ほど針生先生の御質疑でもございましたが、大学の中でいろんな考え方があって、なかなかその活用方法なりにまともなところがある。そういう場合に、基本的には要請を受けて対処することになっておられます。要請を受けて必要な協力をし、あるいは専門的、技術的な助言を行うということになってございまして、各大学に財産の処分を勧奨して回る、そういうことは考えておりません。

○高崎裕子君 このセンターが独立採算を目指したものでないというお話なので、重ねてお尋ねしますけれども、国立学校特別会計の歳入に占める授業料等の学生納付金の割合なんですかけれども、制度発足当初と現在ではどうなっているのでしょうか。

○政府委員(泊龍雄君) 制度発足当初の昭和三十九年度の特別会計予算額、総額一千三百九十五億円でございまして。その時点での授業料と学生納付金の予算額が三十二億円でございまして、三十九年度の特別会計に占める学生納付金の割合が二・三％ということになってございまして。同じく平成四年度の特別会計予算額が、御案内のとおり、二兆二千七百七十三億円でございまして。学生納付金が二千三百四億円でございまして、その割合は一〇・四％という状況でございます。

○高崎裕子君 今の御答弁のとおり学生納付金の歳入に占める割合というのは二・三％から一〇・四％と大幅に上昇しているわけで、明らかに独立採算の方向が数字として強化されているということとははつきりしているわけです。この独立採算制への懸念については国立学校特別会計制度の発足

時にもやっぱり大きな問題となったわけですが、これは文部省の関係者がまとめた「国立学校特別会計制度のあゆみ」という冊子を見ますと、この点の経緯が詳しく述べられておられます。

別会計になると自己収入の確保のために授業料の値上げにつながらざるを得ないという、こういう懸念がかなり強く出されておりましたことに対して、この「あゆみ」の中では「今回の特別会計は、いわば、区分会計整理特別会計であり、独立採算制を目的とするものではなく、「一般会計からの繰入金を減少させるなどということは、わが国の経済事情によほどの変動がない限り、全く考え得ざるどころであって、特別会計に移行することによって一般会計の繰入金金が減少するというようなことは生じ得るものではない」とまではっきり述べられておられます。

そして、この点をさらにはっきりさせるために、確認をするということで、当時の文部事務次官と大蔵省主計局長との間で覚書が交換されておられます。この覚書、出してほしいということでお願ひしているんですけれども、覚書があることは文部省としてもお認めになっていらっしゃるということで、それは今探していってほしいということですが、本当にこれは大切な文書なのでないわけないんでして、これ必ず出していたらいいと思うんです。この覚書は第一項で、この特別会計は国立学校の内容の充実を図り、かつ今後における整備を促進する趣旨のものであるとし、第二項で、この特別会計は国立学校の独立採算を目的としたものではない、したがって特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはないというところが明確にされているわけです。

しかし、この間の推移を見ると、国大協も指摘しているとおおり、明らかに独立採算の方向が強められて制度そのものが変質していると言わざるを得ないと思うんです。現に文部省は、昨年の十一月二十一日の私の質問に対する答弁で、授業料値上げの理由に、国立学校特別会計の財政上の問題があり、歳入を確保しなければならぬとおっ

しゃっているわけで、当時の覚書で明確に独立採算ではないと、こう否定されているながら、その後には実際には行われているわけで、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 御指摘の特別会計にしたことを理由に授業料を値上げをするということではないかと思っております。国立大学の授業料についてはいろいろんな考え方があります。この財務センターが設立をされましたら、ここでも高等教育にかかわる財政の問題として学生納付金についてのあり方についても研究をしていただきたいと思います。思っておりますが、基本的にはやはり私立大学における授業料、あるいは私立大学と国立大学への進学の状況、そういった社会的な状況を踏まえながら総合的に勘案をして対処してまいっております。

ただ、一言申し上げさせていただければ、これが特別会計ではなくて一般会計でございませうれば、国立学校の授業料を上げましても国の一般歳入として受け込んでしまえますので、直接にこれが国立学校のために還元されるという保証はない。しかしながら、特別会計であればそれは特別会計の歳入として入りましますので、直接に国立学校の歳入として有効に作用するということがあろうかと思っております。

○高崎裕子君 本来、一般会計から繰り入れて文部省の予算、文教予算をふやしていくというのが基本的な考え方です。これはもう繰り返していかねばならないところと、シリングの枠を撤廃していかねばならないところと、やっぱり突き当たるところで、この点についてぜひ努力していただきたというところを重ねて申し上げて、次に具体的な問題について幾つかお尋ねしたいと思っております。

昨年の概算要求のときに教育研究環境特別重点整備事業という形で、施設の老朽化、狭隘化が特に著しい理料系の学部、研究所で教育研究に供するに足らぬ実績を上げていくもの改革、改修及び狭隘解消整備を重点的かつ計画的に進めるとされてきたのが、今回、特別施設整備事業では、国

立学校における教育研究環境の改善充実を図るために五カ年計画で国立学校の施設のうち老朽化、狭隘化が特に著しい国立大学の校舎等について緊急かつ計画的に施設の特別の整備、改修、改修などを実施するとなつておられるわけですか。ということでは、特別施設整備事業は理料系の学部、研究所だけではないかと思っております。研究所だけではなくて、いわゆる旧七帝大を重点とすることではなくて、地方の国立大学も含めてすべての国立大学を対象とした事業であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

そして、さらにこれに関連してお尋ねしますけれども、昨年十二月の臨時行政改革推進審議会の第二次答申で、地方の国立大学について地方自治体への移譲等について所要の条件整備を含めてその可能性を検討することや、組織、運営のあり方について法人化など設置形態の見直しを含め検討することなどが打ち出されたわけですが、これは高等教育に対する国の責任を放棄して国立大学の維持責任とか経費負担を地方自治体に押しつける、あるいはいわゆる民活任せにするというもので、文部省としてはこういう方向は考えておられないと思っております。地方の国立大学だけでなく、大学全体のあり方にかかわる重大な問題だけに、この後半の部分については特に大臣の見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(前畑安宏君) 概算要求をいたしました教育研究環境特別重点整備事業につきまして、ただいま先生御指摘がございましたようなことを考えておりました。しかし、予算編成の過程で、財政当局とも協議をしながら、それに限定しないでもっと幅広く考える必要があるのではないかということで、教育研究環境特別重点整備事業は百五十億という枠取りをいたしました。御案内のとおり、特別施設整備事業はそれを増額いたしまして二百億という枠取りをしております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 行革審答申の中で、いわば長期的な課題として地方の国立大学が例えば

地域の特性に対応して学部学科を再編成すること、地域社会や地域の産業と共同研究や共同活動をやるか、あるいは大学と地方自治体等との協議機関を設けるとか、あるいは地域住民に対する開かれた大学として生涯学習機能を発揮するとうような点についてはこれは実にすばらしい提言であると思っておりますから、これを重く受けとめていきたいと思っておりますけれども、少なくとも地方国立大学を地方へ移譲するとかあるいは法人化するとうようなことについては私はそれを受け入れる気持ちは全くありません。

その理由は、いつも申し上げておりますように、いわば国立大学背骨論みたいなものを私は考へておりました、これは公立の初等中等教育についても私は同じようなことを考へているわけです。それは、初等中等教育は後期中等教育を除いてほとんどが公立だということですが、例えば臨教審の審議の過程ですべての公立の小中学校まで学校法人のような形にしたらどうかという意見ですね。教育の自由化の極端な例としてそういうものも出されてきましたけれども、私はそういう考え方に基本的に反対であります。

特に、地方の国立大学にはこれから特色ある発展を遂げてもらいたいと、きょう会田先生からも御質問がありましたけれども、そういうことではいろいろとやっつけていこうと思つておられるときに、これをいわば文部省の手を離れるような形にいたしますと、これは大学の自治というのがありますけれども、しかしやっぱり国立大学というのは文部省のいわば、何というんですか、直接の、言い方が難しいんですが、直轄領なんて言うところと大学関係者に怒られるかもしれないが、広い、広義の文部省の中の一機関でございますから、こうしたところにある基礎研究をやつてもらう。私学の場合はそれぞれが建学の精神にのっとり個性的にやつてもらう。背骨のような国立大学と私立大学とのたえなるバランス、そのバランスのよさというものをこれからの日本の教育は乗っかっていくべきであると思つておりますから、私

は、地方の国立大学には、地方の特色を生かして、あるいは地域の特性とか地域のニーズというのに合わせてこれからの発展をしてもらうと考へているやさきでございますので、そのよう法人化、地方移譲は全く念頭にありません。

○高崎裕子君 地方移譲を考へていないなど、大変強いお話を聞きます。文部省の責任でぜひ頑張つていただきたいと思つておられます。私も大学の調査でも、高知とか島根とか北海道の室蘭工大など、地方の国立大学の実態を伺つてきたんですけれども、そこでは旅費の問題とか地方大学特有のさまざまな御苦労があるんですね。ですから、地方大学へも国の予算をもっと回してほしいという声もあつておられます、この点を踏まえてぜひ積極的に対応していただきたいと思つておられます。

次に、特別施設整備事業では、狭隘化の解消もあわせて行つていくこと、この点に関連してですが、研究室の狭隘化の大きな要因は、文部省の研究施設費の基準面積が一九六〇年当時から、若干の見直しが行われてきていますけれども、基本的には変わっていないというところがあるわけですね。教官からは、諸外国のようにこの二、三倍のスペースはほしいんだという声がどこへ行つても聞かれました。狭隘化解消を言うのであれば、この基準面積を改善する必要があるのではなからぬかと思つておられます、いかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 現在の私も持つております建物基準というものは、教育研究環境の一定の水準を確保するためにということで昭和三十五年に設定されたものであります。その後、いろいろな新しい機器が入つたりあるいは教育研究内容の進展等もありまして、学生の増募もあり、また大学院生もふえたり、留学生もふえたりしていろいろな状況がございましたので、その都度、先生も御指摘のように若干の所要の見直しを行つて現在に至つておられます。

私どもとしては、今後は関係者の意見をも聴取しながら、またこれは、基準を改めますと申すといわゆる各大学の資格面積というものの増につながつ

て、各大学から一斉に施設の要望も出てまいるといふことにもなりますので、財政状況にも十分配慮をする必要があると思つておられます。財政状況にも配慮しながら、必要に応じて基準面積の見直しといふことも含めて対応してまいりたい、このように考へておられます。

○高崎裕子君 そこで関連して、留学生の問題なんですけれども、例えば留学生は十年前と比較して六・三倍にもふえて四万一千人以上になつておられます。しかし、留学生は定員外ということ、教官や建物もふえるようにはなつていないんですね。このため教官からは、留学生がもうこれ以上ふえたらスペースもない、それ相当の手当がないとこれ以上の引き受けは難しいんだという声も出されておられます。これは北大の例なんですけれども、留学生が急増して人がふえるが机を置くところがない、廊下を使つたり一つの机を朝型の人と夜型の人で分けて使つておられるという状況も生まれておられます。現行の基準面積には留学生の数が算定されていないわけですから、重ねて留学生の数を含めるよう改善していただきたいと思つておられます、この点いかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 留学生の数を定員の外で受け入れてきたということにつきましては、いろいろな経緯もあり、また留学生に対する予算措置のあり方ということもございまして、これまでは余り問題視されてまいりませんでした。しかし、今先生御指摘のように、留学生が大勢集まる大学、特に大学院におきましてかなりそのことが狭隘化ということに関連して問題になつてまいりました。そこで、私どもの方でも、大学側でそういうどちらを選ぶかということもやはり考えながら対処をするということも必要であるかと考へておられます。

平成四年度におきましては、そうした大学側の要望も踏まえまして、新設をいたしました大学院の十三の研究科につきましては留学生は定員内で受け入れるということにいたしました。また、特に留学生の集中が激しいと言われておりました

す東京工業大学の理工学研究科につきましても、これは新設ではございませんが、留学生を定員の中で受け入れるという措置を講じたところでございます。これによりまして、いわゆる資格面積の増ということにもなるかと考へておられます。施設の増改築等の際の対応ができるようになっておられます。

今後とも、財政状況もございまして、また各学部、大学院の考え方もございまして、それらを踏まえながら対処してまいりたい、このように考へておられます。

○高崎裕子君 時間ですので終わりますが、大変御苦労をおありと思つておられますけれども、留学生の方々が、こんな日本にはもう二度と来たくないとうような言葉を残して帰つていくとうことは本當に残念なことですし、国際貢献とういうことがいろいろ言われますけれども、こういう足元から国際貢献とういうことをしていかなければ本當にだめなのではないかという点でも、引き続きぜひ御努力をしていただきたいとうことをお願いいたします。質問を終わります。

○乾晴美君 私は、法案の審議に入る前に、現在の硬直した文部省予算について文部大臣に基本的な見解を伺いたいと思つておられます。

けさからずっとお聞きしておりましたけれども、シーリングのことが問題になつておられると思つておられます。私もやはり文部省予算とうものがシーリングとういうことに非常に大きくかかわつてきておられると思つておられます。政策的経費が減少してきて、今の大学の危機を招いているものもこのシーリングがあるからだと言つても過言ではないとうように思つておられます。日本とういうのはやはり科学技術立国とういうことで生きていかなければいけないとういうことなんでしょうから、このような状態ではこれからはもう推移するならば、日本の将来は暗いと言わざるを得ないなとうように思つておられます。午前中もあつたけれども、教育は百年の大計とか言われておられますし、また、大臣の方も、人づくりなくして國づくりなしとか、教育は最大の未

来への投資である程度も私たちが聞かしていただきましただけでも、私もそのとおりだというように思います。しかし、現実の文教予算を見てみますと、必ずしもそのとおりになっていないのではないかとように思います。

本来、政策というのは優先順位をつけてやっていかないと、国の予算というのは決まっているんですから、どんな優先順位をつけるかということはやっぱ私たち政治家の責任でもあると思います。それをシーリングというように形にして全く政策に優先順位がつけられないというふうな、それを無視してしまつたような予算編成を行つてくるといふことは非常に残念と言わざるを得ないわけですね。文部大臣も、鳩山さんの前は井上大臣というように、ほとんど自民党の方が大臣もなさつてきたと思ひますけれども、もっと頑張つていただけたらなかつたかなというように思ひます。

鳩山文部大臣の方は、衆議院の文教委員会でも、政策にプライオリティーというのをつけるのが政治家の責務でないか、職務でないか、それをしないとするならばもう行政マンだけでいいことにならんだというように答弁さなされたというように私は聞かせていただきました。大臣の答弁は至極適切でうれしなさいというように思つたわけなんですけれども、現実には文部省予算が増額されていなければ、そんなことをおっしゃつていただいたって給そらごとになつてしまつたというように思つてしまつたわけですね。

文部省のシーリングを撤廃して、何としてももっとも上げてほしいと、皆さんおっしゃつていふことなんですけれども、私は、文部大臣が進退をかけて頑張るといふ、それぐらいの意気込みで今年度の補正予算並びに来年度の予算編成に当たつて、もうぜひに頑張つていただきたいと思います。もうぜひに、御所見を伺わさせていただきます。

○國務大臣(鳩山邦夫君) 乾先生のただいまのお話はむしろ激励と受けとめるべきとは思ひます。一つの数字として、文部省の使える物件費が

ほとんど減つてしまつていふことは前から御説明をいたしております。特に文部省予算に占める人件費の割合の高まりというものの一覽表を見てみますと、かつて昭和五十六年ごろに六三%ぐらいの水準、今、一時は七九%に迫る、八〇%に迫るといふ水準になるわけですが、したがつて物件費が減つていふのは理の当然ですが、この人件費が二、三%とかいふような水準でほとんど上がつていったのが五十年代末から六十年代の初めにかけてなんです。

このころはまだ私たちが声が小さくて、いわゆるシーリング、財政再建のためには意味があるんですが、シーリングという非常に機械的、技術的なやり方にそのまま従わざるを得なかつた。したがつて、そのときに文部省予算分の人件費といふものが年に二、三%の高まりを見せてしまつたわけなんです。実に悔やまれるのはこの辺なんですね。そのころにある程度の配慮、少なくとも四月二十日の産経新聞の官澤総理発言ですね、シーリングというもののマイナスポイントをおっしゃつていふ、あるいは委員会では、先ほど弊害と言ひましたが、総理はデメリットという表現を使つておられますね、たしか小林委員の予算委員会でこの質問に対する答弁であつたかと思ひます。そういう中で、今回も幾つかの配慮をしていただいて、一般歳出よりも文部省予算の伸びの方が若干でも高いとかいふような点、あるいは自治省とのこれは絡みがありましたけれども、この間法律を通していただいた共済の追加費用の問題とか、あるいは今回のこの二百億は財投借入れでございまして、新しい制度とか、恐らく総理や大蔵大臣は、平成四年度予算編成に当たつてはそういう一定限の配慮はしたよといふことだらうと思ひます。そういう配慮が毎年なされておられますと、恐らく人件費の高まりというのの余りなかつたわけですが、そういう配慮が全くなかつた時期がずっと続いてきましたから、こんな悲惨な状況になつていふ。

しかし、それはまた文部省予算の特異な体質、

すなわちベースアップが一分で四百数十億も出費がふえるという、これは二百億掛ける五年計画で一千億の、老朽化、狭隘化対策というの一千億でございますが、他面一分のベースアップで四百三十億ぐらいの出費がふえるわけですから、いかに文部省が人件費に費がふえられて予算編成をやらざるを得なかつたかといふことこれは一番いいあらわれだろといふふうな考へるわけでありま

す。そうであつても、そのような人件費の伸びを確保してもなお人確法の趣旨が、先ほど遠山局長から御答弁申し上げたように、趣旨が失われつつあるといふぐらいですから、人件費の伸びはこれからは大いに予想されるわけでございます。こうなりますと一定限の配慮をいただいてもだめなん

で、何といふか、抜本的な制度改革というのはい過ぎかも知れませんが、本当の方法を変えるぐらゐの配慮をいただけないと立ち行かなくなる事態が迫つてきているなといふふうに感じまして、そういう中で今後諸先生方の御協力をいただいで、文教予算がきちんと確保できるように新しい工夫や新しい道といふものを探していきたくと思ひます。

そこで、最後に一言だけ申し上げなければならぬのは、例えば学術研究予算のことを今各党で、自民党の中でも相当な議論をしていただいで、一つの動きになりつつあります。また、この法律案も、別にこの法案に水を差すわけではありませんけれども、日本の科学技術立国という道を確保するためにこの法律案はどうしても必要だといつて提案をさせていただいであります。しかし、そういうなりますと、昨年末財政案が、私のちよつと言ひ方は悪いかも知れませんけれども、ラーメンの玉を二個ゆで、どんぶりがあつて、片方が初中教育といふどんぶりで、片方が学術、高等教育といふどんぶりで、ラーメンを二つ一どきにゆでたから、分けてこつたときに、何か初中の方のめんはちよつと多いようだと高等、学術どんぶりのの方に移すといふのが財政案の答申の仕方なん

です。それが一般的な空気になることは絶対に許してはならない。つまり、私が申し上げたいのは、初中教育、義務教育を中心とした、先ほどの木宮先生のときに御答弁申し上げた、日本の教育はしっかりして、基礎、基本を押さえていふという点については我々は大いに自慢をしなければならぬ。それを新しい時代に向けて新しいものを導入するといふためにも、これは大変予算がかかるわけだし、よりよい先生を確保するためには人件費の増だつて当然要るわけでございます。その初等中等どんぶりの方からめんを抜き去るようなことはできないといふことですから、よくこういう議論をしますと、初中と高等と一緒にしちゃつて、初中にめんが多過ぎるといふ議論にすぎません。それは私は絶対認めたくない、こういうことです。

○乾晴美君 よくわかりました。そして、言い過ぎかも知れませんが、おっしゃる通りながら、政治改革といふような、そういう大きな改革をする必要があるんだという意気込みをうれしく思ひます。お手伝いすることがあるんだら何でもおっしゃつていただいで、大いに私たちも燃えたいといふように思ひます。

大臣の見解を伺ひましたので、具体的な質問に入りたいと思ひます。

文部省は、今度の国立学校特別会計法の改正で、現在の大学の危機的状況といふのがこれで少しは改善されるんだといふように考へていらつしやるんでしようか。

○政府委員(前畑安宏君) 現在の国立学校の危機的状況といふのは多面にわたるわけでございます。単に施設の問題だけではなく、研究費の問題もあつたり、あるいは大学院の空洞化といふような問題もあつたり、これは国立大学協会の方でもいろいろ御指摘をいただいでおりますが、多面にわたる問題がございまして、したがつて、これでもってその全部が解決できるというものでございませぬが、少なくとも総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業につき

まして、これを計画的に実施する見通しが立った  
というように考えております。

ちなみに申し上げますと、私どもが平成四年度  
を初年度として五年間でどれぐらいたることができ  
るかということも処分財産を財源として考えます  
と、大体三十五万平米の施設の改築、それから五  
万平米の狭路解消という事業量を予定いたしてお  
ります。ちなみに申し上げますと、御案内の東京  
都庁が議会議事堂を三十八万平米だといふふう  
に言われておりますから、この五年間であればほ  
どのものが整備できるということでございます。

○乾晴美君 先ほど大臣の方からラーメンのお話  
を伺いましたけれども、やはり私は、これはパイ  
を小さくしたり大きくしたりして考えていくと間  
違ひではないか。

先ほどお隣の高崎議員もおっしゃいましたけれ  
ども、私も数字を見させていただいておかしいなと  
思います。大学の設備の老朽化とか狭隘化とい  
うのはもう緊急に直さなきゃいけないということ  
はよくわかって、実際にその予算を見てみますと、  
施設の整備予算額というのが特別整備資金から借  
入金二百億円を入れるということで一千二十七億  
円には確かになっておりますけれども、これは  
やっぱり昨年度の施設整備予算額が、先ほど高崎  
議員がおっしゃいましたけれども、八百九十八億  
円であるから、わずか百二十九億円の増額にし  
かなってないわけなんです、文部省予算がごしの伸  
び率ははかり多かったですということ、五・二%と  
いうことだと思っておりますけれども、本来なら、こ  
の計算でいきましたらこの施設整備予算は一千百  
四十四億円にならなければならないと思えます。

せつかくこういって特別施設整備資金というのを  
創設して二百億円の財源をつくり出して、その  
元のパイが百十七億円も小さくなってしまふとい  
うのは本当に喜びが半減してしまふというよう  
に思えます。

先ほど申し上げましたけれども、本気でやる  
気があったり、政治家に優先順位がつけられると  
いうことを本当に心の底から思っているらっしゃる

んでしたら、こんな数字のトリックに負けないよ  
うに、元のパイが小さくなってしまふようなこと  
ろで辛抱しなかつたんではないかと思えます。整  
備資金の二百億円をそのままプラスという  
ことになったのだからというように思ふんですけ  
れども、大臣は、ああ残念でした、そのことにつ  
いては非常に遺憾でございますというふうなお話  
なんですけれども、大学の危機的状況に対する考  
え方が少し甘かつたのではないかとこのように思  
いますが、いかがですか。

○政府委員(前畑安宏君) その数字の見方につ  
いてはいろいろなお考えがあらうかと思えますが、一  
つ御理解をいただきたいのは、平成三年度の予算  
額、これは施設の整備でございますが、八百九十  
七億八千八百万、約八百九十八億でございます。  
私どもが財政当局に概算要求をいたしました額は  
一千二百億でございます。査定結果、お願いを  
いたしました予算額は一千二百六十六億六千万で  
ございまして要求額を四億六千二百万上回って  
おる、こういうふうな姿も御理解をいただきたい  
と思えます。

○乾晴美君 では、その二千二十七億円の中には  
二百億円は入っていないんでしょか。

○政府委員(前畑安宏君) 二百億円も国立学校の  
施設の整備に充当される予算でございますので、  
それを含めて私どもは全体としての施設整備費と  
いうものを考えておるということでございませ  
ぬ。○乾晴美君 でしたら、やっぱり平成三年よりは  
減っているということを指摘せざるを得ないわけ  
です。

それから、私は教育白書を読ませていただきま  
したら、大学の若手研究者が一年間に使える研究  
費は民間企業の三分の一以下で、研究スペースも  
狭く待遇が悪い、このため特に大学院修士課程の  
学生の半分近くが民間企業へ就職を希望してい  
ることが若手研究者アンケートでわかつたという  
ことを読ませていただきました。

私は、今回のこの改正案では大学人をしてまた  
経済界が望んでいる大学の改善は無理だと思いま

す。どうしてかといえますと、今の大学の危機  
は、施設整備だとかそういうハード面と、もう  
一つは研究開発費というが、ソフト面の両方を改  
善しなければならぬはずだと思ふんです。しか  
し、この改正案はハード面だけの予算ではないか  
なというように思ふわけです。狭い研究室だとか  
老朽化した実験設備だとか足りない研究費、これ  
では若手研究者の大学離れが起こっていくのも  
当然だということに思ふます。どうしてこう  
いう事実が改善されないか、そして日本が世界で  
科学技術立国として生き残れるとするならば、こ  
れではほど遠いというように思ふわけです。国  
の政策としても最も優先されるべき文部省予算の  
増額は本当にわすれかであると言わざるを得ませ  
ぬ。また、早急に対策を講じなければならぬ大  
学の改善のための特別施設整備資金もこの程度  
の額では私たちがまた大学人、経済界が望んで  
いた政策にはほど遠いものがあるのではないかと  
思ふます。

私は何度も申し上げますけれども、やはり政治家や  
私たちが今の予算全体を見渡して優先順位をつけ  
るとするならば、私は一番にこの文教予算とい  
うか、教育だろふと思ふます。その次に環境、その  
次に福祉というように私自身は思ふわけです。で  
すから、来年度の概算要求で、先ほど大臣にも伺  
いましたけれども、二千億円ぐらゐの額をここ  
で予算要求を行つてほしいと思ふんです。これは今  
のこの一千二十七億円に対して、普通の上がる分  
ぐらゐでしたら教育全体の予算から二千億円上げ  
ようと思ふれば三・七%ぐらゐの額になるだろふと  
思ふますので、上げてほしいと思ふます。

先ほど大臣もおっしゃいましたように、この  
間、十九日に静岡県の熱海市内で宮澤総理も、何  
とかしなきゃならない、シーリングのために気の  
毒な状況にあるということを指摘してありますし、  
来年度の予算編成では文教関係予算の充実に配慮  
したい、そういう意向を非常に強調するとも  
に、党としても具体的検討に入るよう指示したと  
いうようなことを言っていますので、ぜひに頑

張っていただきたいということで再度御決意のほ  
どをお願いしたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) この法律案は、先ほど  
から数字の御指摘を受けて、制度発足、やや小さ  
目に生んで大きく育てるということを申し上げて  
はおるわけですが、この特別施設整備資金とい  
うものを老朽化、狭隘化対策の一つの大きな手段に  
していただくのは確かでございます。それだけ  
でなくて、文部省予算全体の中で、それは科研  
費だとかあるいはフェローシップだとか、あるいは  
はそれこそこうした制度を除いて一般会計から特  
別会計への繰り入れの問題とか、そうしたことを  
すべてきちんとやらせていただく中でこの日本の  
高等教育やあるいは開発研究予算全体の問題を考  
えていきたいと思っております。例えば科学技術  
会議が答申を出して、あすの閣議で科学技術政策  
大綱というんでしょか、大綱を決めるのだと思  
います。その中で、年度は限られておりませ  
ぬが、政府のいわゆる開発研究予算の倍増を図るべ  
きだというふうな中身が入っております。ある  
いは、これはちょっと一党のことを言うのはおかし  
いかと思ふますが、私は自民党出身の代議士で  
ございまして、自民党の方でも中村喜四郎さんが  
中心となつた特別委員会がございまして、相当な  
大激論をやつて、大蔵省あるいは文部省ももちろ  
んでありますが、各官庁と今いろいろなすり合わせ  
をやっておりますが、そういう中でも同じように、  
いわゆる学術あるいは研究としての予算の倍増計画  
というものを具体的にやりたいものだ、できれば  
五カ年計画ぐらゐでできないだろふかというよう  
な議論も出ておるわけでございます。

ですから、そういういろいろな議論の積み重  
ね、宮澤総理の熱海の御発言もできるだけ前向  
きのものであったことを期待するわけで、私は報  
道しか読んでおりませんが、そうしたものの積み  
重ねの中で問題全体の解決、科学技術立国とい  
うようなことを目指していただくのが私の考え  
でございます。今回のこの特別施設整備資金や  
国立学校財務センターというのは、その中の一つ

の有力な手段を実現するためであるというふう  
に解釈をいただければありがたいと思  
います。

○乾晴美君 私、大学の老朽化、狭  
隘化はむしろ自民党の皆さんの責任  
であるというぐらゐに思っています  
ので、ぜひに頑張ってくださいとい  
うふうに思います。

次に大学の改組について伺いたし  
ますが、午前中も問題になってお  
りましたけれども、京都大学及び  
神戸大学の両教養部が改組される  
わけなんです。現在教養部及び教  
育学部を設置しているほかの国立  
大学についても同じような改組、そ  
して統合を行う計画がございませ  
うか。

○政府委員(前畑安宏君) 教養部  
における一般教育については問題  
があるというところはもうかねてか  
ら各方面で指摘されているところ  
でもありますが、また大学自体も  
そのことについては認識をしてい  
たところでもあります。そのこと  
から、先般、大学設置基準の改  
正も行って卒業要件としての一  
般教育三十六単位というものを外  
した。しかしながら同時に、大学  
設置基準では「教育課程の編成に  
当たっては、大学は、「幅広く深い  
教養及び総合的な判断力を培い、  
豊かな人間性を涵養するよう適  
切に配慮しなければならない。」  
という規定を設けたところでござ  
います。

そこで、これを受けて各大学では  
いろいろな取り組みをいたしてお  
ります。京都大学の取り組みは  
神戸大学の取り組みがそのまま各  
大学のいわば範になるというふう  
なものではないと考えております。  
私どもとしては、各大学の取り  
組みを十分聞きながら、そして  
それが我が国の高等教育の充実  
、水準の向上につながるもので  
あるならば積極的に対応してまい  
りたい、このように考えておる  
ところでございます。

○乾晴美君 一般教育と専門教育  
の科目区分を廃止して、各大学  
が個性的なカリキュラムを組むこ  
とができるようになってい  
るなされていくのだらうと思  
うんですけれども、こ  
こでも、ちょっと午前中も  
お話しになっていましたけれども、  
教師と生徒の間に知的な会話が  
なくなるとはならないだ

らうと思うんですね。それには  
少人数教育の科目がある程度  
の数だけ確保されなければなら  
ないと思えます。多くの学生を  
一つの部屋に詰め込んでと先  
ほど自民党の先生もおっしゃ  
っていましたけれども、教師が  
一方的に講義するような授業  
というのであれば、一般教育  
であらうと、学生の学習意欲  
を高めることにはできないん  
だらう。制度をいじただけで  
学生が本当に喜んで勉強が  
できるような環境になるのか  
というふうに思いますが、い  
かがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 御指  
摘のとおりでございます。こ  
の問題は大学審議会でも提起  
をされております。そこで、一  
つには、これは議論もございま  
すが、非常勤講師の活用とい  
うことを考えるべきではないか  
。専任教員をふやして少人数  
教育を推進するということにな  
りますと国も学校法人もかな  
りな財政負担になりますので  
、非常勤講師の活用というこ  
とを考えたどうかということ  
で、従来の大学設置基準では  
非常勤教員の数は専任教員の  
数と同数を超えてはならない  
というふうに決めておりました  
が、そういうことではなくて  
、大学として非常勤教員につ  
いても責任を持ってカリキュ  
ラムが組める、教育研究指導  
ができるというふうであれば、  
そこはもっと弾力的にやっ  
て、それによって少人数教育  
を充実したかどうかということ  
で、その基準も廃止をいたし  
ました。

また、四年度の予算では、  
国立大学につきましては、大  
学院の博士課程の学生を、こ  
れは学部教育の充実という観  
点もございしますが、先ほど  
も御指摘がありました博士課程  
の学生の処遇という面も含め  
まして、ティーチングアシ  
スタントとして博士課程の学  
生を活用する、それによって  
学部学生の少人数教育、これ  
は例えば演習の補助者等とし  
て当たるわけでございますが  
、その充実にも資するものでは  
なからうかということに対応  
させていただきます。

○乾晴美君 こうい  
うことで個性的な大学を目指  
して個性的な大学がいろいろ  
出てくると思うんで

すが、例えば司法試験等の  
資格を取るための科目を重点  
的に履修させるということだ  
ったり、専門中心あるいは技  
術中心などの多様なタイプの  
大学が出てきたと期待してい  
るのとは違うのではありません  
か、専門学校と大学に対する  
期待の違いをお願いします。

○政府委員(前畑安宏君) 御  
指摘の問題は、つい先般も大  
学設置・学校法人審議会の大  
学設置分科会というところで  
議論になりました。そこでの  
議論としては、結論は、大学  
設置基準に決めている「教育  
課程の編成に当たっては、「  
幅広く深い教養及び総合的な  
判断力を培い、豊かな人間性  
を涵養するよう適切に配慮  
しなければならない。」という  
この規定をやはり大学設置に  
当たってはしっかりと踏ま  
えていこうではないかという  
ことではございました。

御案内のとおり、学校教育  
法では、「大学は、學術の中心  
として、広く知識を授けると  
ともに、深く専門の学芸を  
教授研究し、知的、道徳的及  
び応用的能力を展開させるこ  
とを目的とする。」、この決  
めておられますので、大学は  
やはりその範囲において教  
育研究が行われるということ  
ではなからうかと思ってお  
ります。

○乾晴美君 私、今時代の  
転換期であらうというように  
思います。こういった転換点  
で、大学で何を指すのかとい  
うのは非常に大事だと思いま  
す。先人は何を求めてきたか  
、そしてまた若者は何を求  
めてこれからいくなだらうか  
、こういうことです。

私たち日本人がもしこれ  
から頑張る世界を先導してい  
くということになりましたら、  
やはり創造力という、発見  
とか発明とか構想を持つてい  
かなきゃならない。そうい  
うことをさせるのに、今の  
大学が真実やそれから疑問、  
そしていやなことや、社会、  
世界もそうですが、社会が困  
っていることに對する感受性  
が持てるような、そういう  
教育ができるだらうか。感受  
性があっただけではだめな  
んで、物事を切り開くための  
ロマン、そし

て情熱、努力への心を持って  
いるだらうかということも大  
事になってくると思えます。  
そしてまた、多様な挑戦を許  
容する自由な環境があるかど  
うか。それから、歴史的な蓄  
積、これは午前中大臣も、自  
分の今まで知り得た、いろ  
んな身につけたものだからお  
っしゃってましたけれども、  
そういう蓄積したものを、歴  
史から学んだものでもいい  
し、自分個人が学んできた  
ものでもいいし、そういった  
蓄積を創造への豊かな基盤  
として活用できるか、こう  
いうようなことが大学生に  
望まれていると思えます。

そういうことになってく  
ると、余りにも早くから専  
門の勉強に入っていくという  
のは、先ほど森嶋子議員も  
おっしゃってましたけれども  
、一つでも多くの単語を、一  
つでも多くの公式を、一つ  
でも多くの単語を、一つでも  
多くの公式を、一つでも多く  
の公式を、一つでも多くの公  
式を、一つでも多くの公式を  
、大学で、押しつけられた  
学問でなくて、本当に自分  
から学んで、心から自発的に  
学習できる、学問でこんな  
に楽しんでいんだ、おもしろ  
いんだ、ということをやばせ  
られる、そういうことが非  
常に大事になってくるんじ  
ゃないか。私自身も、学問  
のおもしろさというものは  
大学の前半の二年で学ばせて  
いただいたように思うんで  
すけれども、そこら辺の心配  
はないでしょうか。今新しく  
しようとしていられるお茶  
の水、そして京都、それから  
神戸大学はこういった要件を  
満たしている大学と思いま  
す。

○政府委員(前畑安宏君) 私  
どもとしては、各大学でどの  
ように教育研究を行うか、  
カリキュラムをどのように組  
むかということについては、  
これに介入することはやはり  
差し控えなければならぬ  
と思っております。しかしな  
がら、今先生の御指摘も  
ございましたが、先ほど読み  
上げました学校教育法にお  
ける大学の目的、そして大  
学設置基準に定めておられ  
ます教育課程の編成方針  
というものは、やはりきち  
んと踏まえていたかなければ  
いけないというところで、  
十分大学側の考え方を聞き  
、それに適合しているとい  
うことで予算措置もお願い  
をし、国会へこうして御提  
案をさせていただきます。

いるところでございます。

ちなみに、ちょっと御紹介いたしますと、神戸大学の場合には、一般教育といいますが、教養教育といいますが、それを全学的に実施するわけでございまして、ある一つのジャンルを転換教育と称しております。これはどういう趣旨かといえますと、高校生が大学に入ってきた、そこで大学生であるという自覚を植えつけるための教育といえますか、専門的な一般教育をやって学生の意識を転換させる、こういうふうな意図を持って授業科目を構成しているという例もございまして、

○乾晴美君 時間が参りましたので、ありがとうございます。

○小西博行君 午前中から各議員の質疑を伺っておりまして、本日にこれは大変なことだということを感じさせていただきました。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕

特に、地方大学の問題も大分出てまいりましたし、それからさっきの局長の非常勤講師という話もございました。私もたまたま広島でございまして、生まれは香川県であります。そういう意味で、私の同級生も大変勉強の好きな連中は東京の方にいるいは京都の方に進学いたしました。現在、大学の医学部の主任教授とか、大体そういうような年代でありますから、頑張っております。

同窓会をやりますと、二次会、三次会は、ほとんど金がありませんので、その連中はいつもおごつてもらうばかりであります。どうしてそんなのかなというのを考えてみますと、やっぱりこれは、私学といつてもたくさんございまして、一概に言えませんが、比較的大手の私学の場合は、先生方の給料なんかでも国立に比べると相当高いというふうに私は思います。それから、出張費なんかでも相当高いものですから、一緒に泊まらうといひましても、大体逃げていきます。つまり、安いところで何とか泊まるといふことになつていひます。そういうことを何回か経験しております。それから、先ほどからいろいろ議論がございまして、

たよりに、今の大学の研究施設、非常に古いんじゃないかというふうな話が出ております。各大臣、そのどの大臣の時代に悪かったとも言えませぬし、鳩山文部大臣は今になっておられるわけですから責任回避もできないと、大変気の毒だという感じもしながら、頑張ってもらいたい。

こういう問題というのは何か土壇場になって急に設備が悪いというふうなことで、国会の場でもがが議論をするわけですが、今悪くなつたわけじゃなくて、もう十年前にも相当古いわけですから、そういう時代に徐々に改善していくような具体的な計画というのが文部省には当然あったらどうかと私は思うんですけれども、さっきの予算の問題とかあるいはシリリングとかいろいろのことがある、なかなかそれが進まない、こういうことかともわかりません。そういうことになりまして、これから先も多少色はついても大体同じような格好でいくのかな、そういうことを考えますと非常に残念であります。

先ほど局長さんの方から非常勤講師の数の問題がちょっと出ましたけれども、非常勤講師というのは大変賃金が安うございまして、一こま幾らというふうなことで、月に二十万も給料を取ろうと思つてと相当な時間数持たないととても生活ができない、幾つかの大学を走る、こういうことになりまして、私学の方でちゃんと生活を確保している先生方というのは割合行きたがらないわけですね。そういう問題も実はありまして、言葉で言いますと非常に格好がいいんですが、具体的な問題といふことになりまして、田舎の方では来てもらえないというこれは現実、田舎の方でも多いわけですね。そういうふうにちょっと考えましても、本日にこれから具体的に国立の研究機関、あるいは設備、そういう問題をどのように扱っていくのか。

きのうは実は隣の科技特の方でこれはまた研究者の交流という、今度は大分法案が改善されました、そしてその法案が通過いたしました。あの法案はもととも六十一年に実はそういう国の研究機

関を自由に使つてもらおうじゃないかというふうなことでもつくり上げたわけですが、現実にはほとんど民間の人が使っていない。なぜ使っていないのかといふと、その国の研究機関の研究対象でなければ使わせない、大体同じような研究やるんだらどうぞと、こういうふうな歯どめが実はあったようでありまして、今度はそれを全部取っ払うからとどんどん使ってもらえるはずだという予測のもとに法案の改正がきのうなされたわけです。

それにしまして、これは文部省関係、特に大それたことだと思つて、若手の優秀な研究者がなかなか来なくなつてくる。これは国の研究者がクラスは大体民間へ行く、こういうことで今かねや太鼓で何とか国の研究機関に来てもらいたいというのでやっております。多少の賃金の辺でも考えていこうという動きはあるんですけれども、現実問題は能力の割には非常に少ない賃金で頑張らざるを得ない。私はこういう状況が恐らく大学関係でもひょっとしたらあるのかなと思つて、それで、大学というのは非常に排他的な分野ももちろんありますから、教授とかそういう人に入つてもらわなければ大変でございまして、数年前に広島大学で殺人事件がございまして、あれも一つの事例だと思つて、結構もう四十何歳、五十歳に近くてもまだ助手であるというふうなことが実は大学の中にはあるわけですね、そういう問題を本日に抜本的に改善しないと、何とな設備を長期間で徐々によくしていこう、こういうことでの議論をしてもなかなか前へ進まない、そういう感じがします。

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕

私は三十年から三十四年に大学にいた、田舎の大学なんです。国立ですから、あの当時大体月に五百円ぐらいだったと思つて、前の言葉で言つたら月謝ということになると思つて、学校の費用で、五百円。県立高校が九百円ぐらいだったと思つて、当然国の方から相当援助し

ておつたのだと思つて、大変安い。校舎は非常に悪い。昔の兵舎の跡とか、そういう状況の中でやつたわけですね。

ただ、あのときに言えるのは、先生の数、つまり教授から助手まで入れて先生の数と学生の数がほぼ同じぐらい。十名の先生陣に対して生徒が十二名、これが一つの科として勉強していく。だから、昼休みは同じように卓球をやつたりといふようなことも当然ありました。そういうようなものがだんだんふえまして、今聞きますと四十人ぐらいの学生がその同じような条件の中でやっていると、そういうふうな問題がございまして、この問題はむしろ文部省だけで解決できない非常に大きな問題だろうと思つて、総理も大蔵大臣も入れて、あるいは各省庁大臣全部集まると、日本の教育、これは高等教育だけじゃないと思つて、先ほどの、いろいろ小学校時代の教育といふのは非常に人間に与える影響が大きいわけですから、そういう教育といふ問題について抜本的に考え直さなければいけません。ちょっと遅きに失したという感じもいたしますけれども、私はそういうふうな感じを持って皆さんの御意見を聞かせていただいております。

大臣、何か御意見がございましたら、お願いを申し上げたいと思つて、

○国務大臣(鳩山邦夫君) すべて先生のおっしゃるとおりでございます。遅きに失したと言えは確かにそのとおりで、もっと早くからこうしたことをやっておけたらならばという思いがいたします。先ほど御答弁申し上げましたように、ちょうど昭和五十五、六年という財政再建路線を定着させていく、シリリングも厳しくかけていくという段階で、教育という最大の投資、人づくりという最も国の基本の政策にまで何の特別の配慮もなくシリリングをかけた結果が今日のような、宮澤総理のおっしゃるデメリット、私は弊害と思つて、このような予算といふか一つの教育の姿をつくつてしまつた。

第六部 文教委員会会議録第五号 平成四年四月二十三日 【参議院】



減額ということ、そういうような仕組みもあれば、またそれぞれの私学としての対応を考えると、いろいろなこともあろうと思えます。これはこれから大いに勉強をして、先生の御意見も十分承けていく中で、どういう認識を持ってどういうことを対処できるか真剣に考えなければいけないと思っております。

今の医師過剰とか歯科医師過剰という時代でございますから、これも大分見通しが違ったことなんでしょうが、医師、歯科医師という問題についても日本の高等教育全般と同じで、量的拡大ということに相当頑張ってきた、そのひずみが幾つかあらわれているんじゃないかと思う部分があります。だから、医師の世界でも、歯科医師の世界でも、量的な拡大はもう必要ないんですから、質的な拡大ということを真剣に考えるべきだ。

前にもこの委員会でお話をしたんですが、医師、歯科医師等は全く違う適性試験というのが必要ではないかと。先ほどどなたかの御質問で、お医者さんと患者さんの心の通いのような話がありましたけれども、単に技術的ではない、人間性のようなものがむしろ将来の医師像としては強く求められるんじゃないか。あるいは問題解決能力、知識とか暗記力による問題解決でない、いわゆる応用問題の問題解決能力のようなものは今までのような医学教育で得られるかどうかは疑問だというような説も吹米には既に相当あるというふうなことを考えますと、新しい医学教育のあり方というものを考えていく中で、新しい、正しい医師、歯科医師のいわば育成の制度でしようか、国家試験を含めて考えていかなければいけないと存じます。

○小西博行君 だれでも国家試験を通してやれという意味じゃなくて、医者は生命を預かるわけですから、きっちりとしてやらしてもらいたい、いい医者をつくってほしいというのが私の気持ちであります。

それからもう一点、大学が、生徒の教がだんだん減ってきたりということ、何としても優秀な

学生を入れたいということ、あるいは名前を売りたいという気持ちもございまして、スポーツの関係で今大きな問題になっておりますけれども、大変いろんな問題があります。いろいろあれも調べてみますと、個人個人がそういう不正事件を起こしたという結果にはなっているんでしようけれども、やっぱり大学としての構造的ないろんな問題ではないか、そういうことがありますので、恐らくこれからのこの問題はいろいろ出てまいると思っています。

私学の場合ですからいろんな特徴ある教育というのは非常に私にはいいことだとは思っておりますけれども、どうもそういう不正という関係になってまいりますと、入試を漏れいするとかそういうことになるとちよつと問題は別になってくると思っておりますので、この問題に対しても文部省はきちつとしてもらわねいかぬのじゃないかというふうな思いがあります。特に、文部省予算が多少でも入りますと、これは国費ということですから、いかげんなことでやられたのではかなわぬという気がいたします。その点はどうでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 学生スポーツが盛んになることは大いに結構でございます。実はこの次に長野オリンピックの法律案を御審議願うわけで、昨日衆議院で審議をいたしました、その際に、例えば高校野球でも、選抜の今回の出場校で、準々決勝と言わんではいけません、ベストエイトに残った八チームが全部私学ではなかったかと。それらの選手を調べてみると、私学ですからそういう問題は起きないんですが、いわば越境というか他県入学をさせている。つまり、相当スカウト活動がないと勝てるようなチームがでけないというふうな話で、そういういわば一つのやり過ぎのようなものが今先生御指摘のようなこととの同じ土壌のもとにありはしないかという御質問を受けて、私もちよつと答弁苦しかったわけですが、

つまり、スポーツを盛んにする、強いチームをつくりたいという私学の願いをむげに否定するわけにはいかない、若干のスカウト活動があっても

それを全面的に悪と決めつけるわけにはいかない。ただ、やり過ぎが出てくると、こういうものが噴き出して変な刑法上の事件まで起きてしまうというんですから、その辺の節度というものはやはり求めていかなければならないのでしよう。

○小西博行君 以上で質問を終わります。頑張っていたらいいと思っております。

○今泉隆雄君 ことしの一月十五日の朝日新聞の「論壇」で、国立劇場法能調査室長の杉本隆一さんという方がこういうことを書かれています。「演劇と教育は、その目的とするところは異なっている、古来生活伝承の中に息づき、はぐくまれてきた」「しかも、演劇は世界に範となる芸術的崇高性と伝統的洗練性によって、非常に高く評価されている。」「国は国立演劇舞踊大学を創設し、文化伝統の研究に光を当て、芸能伝統の伝承に手を貸すべきところに来ている。」「こう書いてあるんです。

今度のいろいろ大学の改組の中にも、全くこれは時代に合っていないという気がするんですけれども、何で国立大学に演劇専科、舞踊専科、映画専科、そういうような科がないのでしょうか。私立大学では日大とか早稲田、明治、桐朋、ここに演劇科とかがありますけれども、当然これはアジアのいろいろな諸国でも国立大学には必ず演劇、舞踊というのはいっています。どうして今まで文部省でこういう話が出ないのか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(前畑安宏君) 既設の大学について申し上げますと、ある大学がどういふふうな学科学科を新設したいかあるいは学部を新設したいかということは、これは当該大学の教育研究の方針に深くかかわることでございますので、私どもは、こちらの方からあなたの大学はこういう学部をつくらうかどうか、つくりなさい、こういう学科学科をつくらうかどうか、つくりなさいというようなことは申し上げてまいっております。基本的に大学の方で考えて私どもに相談がある。したがって、既設の大学について申し上げますと、大

学においてそういうふうな検討がなされず、要望が出てこなかったということであろうかと思っております。

また、全く白地に大学をつくる場合、例えば無医大県解消ということでも多くの国立の医科大学をつくらうと思っております。これは非常に国民的な要請、例の国民皆保険ということに関連をいたしまして医師不足ということが言われて国民的な課題として各方面から要請があつて、それに政府としても対応してきたわけでございますが、演劇関係については今までそういうふうな御要請というのがなかったということではなからうかと思っております。

○今泉隆雄君 大学からの要請がなかったにしても、同じ朝日新聞の中で、山田洋次監督が、ぜひやはり——これは戦後間もないときに、片山内閣のときに演劇大学をつくらうという話があつたんですが、これは立ち消えになつてしまつて、その山田監督は、国立映画大学、国立演劇大学を大至急つくるべきだ、それが無いというのは非常に情けない文化国家であるということを書いております。各大学からそういう科をつくりたいという要請がなくても、文部省として、音楽大学と美術大学はあるわけですから、演劇大学、舞踊大学、映画大学などをつくるというおつもりはないのでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) けさも難しい御質問がございましたが、現下の状況からいいますと、既設の大学について先ほど来御質問がございましたように多くの問題を抱えております。私どもとしては、なかなかこの段階で演劇について新しい大学を設置するといふ構想に具体に着手するといふのは、諸般の情勢から非常に難しいと考えております。

○今泉隆雄君 私の希望としてぜひつくっていただきたいと思っております。次に、文化庁にメセナ担当官が認められたということが新聞でも載つていました。正式名称は芸術文化支援活動専門官というので、大変これは

結構なことだと思ふんです。例えばアートマネジメント担当養成なんというの僕は大でやらなきゃいけないと思ひますし、ある大学では芸術経営学、芸術管理なんという新学科の設置を考へている大学もあるんですが、メセナ担当官というのは結局具体的にどういふ仕事をされるんでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 突然の御質問でちよつと文化庁の担当が来ていませんが、今、民間といろいろな形で文化の振興を図らうということがございます。文化庁といたしましてもそれに大変力を入れていくわけでございまして、その辺の連絡調整を担当する者として今回そのような官を設けした次第でございます。

○今泉隆雄君 それはわかりました。これはちよつと変な質問なんですけれども、お茶の水女子大学に今度生活科学部という形の学部ができる。生活科学部といへば女子だけじゃなく男もやっぱり勉強しなきゃいけないと思ふんですけれども、お茶の水女子大学の「女子」という名称をそろそろ外して、やはり共学にして男子にも勉強させるようにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 女子大学が存在している意味ということにつきましては、私もはいまだに男子と女子の進学率に格差があるということに意味があるかと思つております。平成三年で申し上げますと、これは四年制大学でございますが、四年制大学に対する男子の進学率は三四・五%、これに對しまして、同じ平成三年度、女子の大学への進学率は一六・一%という状況でございます。こういう状況からすれば、国立でお茶の水と奈良女子大学と今二つございまして、これが女子大学として存立している意味というものはまだあるのではなからうか、このように考へております。

大阪大学の医学部の移転跡地の財産を処分するということでお話で、一千億を見込んでいふということ聞いておりますが、その後の計画というのはいくらでございましょうか。

○政府委員(泊龍雄君) 大阪大学医学部跡地のほかにもどういふものが今後処分が見込まれるかというお尋ねでございますが、時期的に今は確定的なことは申し上げられませんが、たゞいま移転統合事業を推進しているものが幾つかございまして。例えば大阪大学の同じく医学部の附属病院が現在推進中でございます。同様なことで、金沢大学あるいは広島大学といったようなものが現在移転統合事業を推進いたしておりますので、これらの移転統合事業が完了いたしますと、その跡地が不要となつてまいるということ、これらのものが将来見込まれるところでございまして。

○今泉隆雄君 先ほどから皆さんの質問で、いろんな研究施設、大学の校舎の老朽化の問題というのが出ておられますが、建築してからもう二十年以上、三十年たつていふ、そういう施設の改修を始めて、その改修が終わるまでにどのくらいの期間がかかるのですか、どうでしょうか。それと、大体どのくらいの金が総額かかるんでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 今、国立学校全体で改築等が必要な施設は、平成二年五月一日現在の数字でございますが、約百三十万平方メートルとなつております。これを解消するためにどれほどの経費がかかるかということにつきましては、それぞれの大学等が要望する事業の内容も異なりまして、それによつて工事費も異なつてまいります。一概には申し上げられません。平成三年度実施ベースで概算で申し上げますと、百三十万平方メートルの改築に要する経費は約四千億円というふうに、ごく概算でございますが、そのように考へております。

また、そういうふうな状況でございますので、それを解消するためにある程度の期間を要します。期間を要しますとまた老朽化も進行してまいるということもございまして、解決するまでに

どれくらい年数かということについてもなかなか申し上げにくい状況がありますことを御理解いただきたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) せっかくの政府委員の正確な答弁をまぜ返すわけではありませんが、つい数日前に、ある大学の学部増設のお祝いの式典に私は出たんです。いろいろなところで学部とか学科とかふえていますから、切りがないので、原則そういうものには出席いたしませんけれども、私が極めてふだんから親しいところでございまして、参考いたしました。立派なところでございまして、お祝いのときに、学振の会長であり、元京都大学の学長の沢田先生と隣でございまして、沢田先生は、そのお祝いにいった学校とも親しくしておられるし、御自身が京都大学の学長であられたから、非常にそういうことに詳しく、私に耳打ちされたのは、今度の新しい学部の設備、建物は国立大学が平均的にかけているお金のちょうど二・五倍なんです、やっぱりこれだけ金をかけるんといふものができますねと、こうおっしゃつたわけですよ。

先ほど基準の話もありましたし、あるいは今回の特別施設整備資金の対象はどこまでかという大変難しい質問に会計課長がなかなか巧みに答えておつたわけですが、そういう点を考えまして、つまりどこまで長もちする立派なものを求めるかというのを常に考えながら、緊急性、つまり一日も早くとにかく建物建てかえてやらなくちゃならぬということ、いわゆる留学生が来ようとか何かが来ようとか、これは大したものだと感激するよう立派なものをつくるべきというのと、その辺の接点はなかなか難しい。ケース・バイ・ケースで判断をしなければならぬかと思つけれども、とにかくこれは、先ほどから申し上げておりますように、例えば五年掛ける二百億の一千億というだけの話じゃないんで、これからも特定学校財産の処分というものは十二分に考へていきたいと思つております。

他面、学術研究予算の倍増計画というふうなもの、科学技術会議からもあるいは各政党からも出てきているという段階でございまして、こうした一つの機会をとらえて、とにかく日本の高等教育をどこまで立派にできるかということの全力投球というか、ありとあらゆるチャンスをとらえてやつていく事業だといふふうに考へたいと思ひます。

○今泉隆雄君 最後に、もう一つだけお尋ねしたいと思ひます。国立学校財務センターというのはいろいろ指導なさつたり研究をなさるといふ話も聞いておりますけれども、文部省があつて、財務センターがあつて、そして大学がある。そして、やはり文部省が一括してそれをまとめていくというふうなことになるかと、大学の自主性が守られるのかというところが非常に心配なんです、その辺はどうお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(前畑安宏君) 私どもがこの財務センターというものを御提案させていただいておりましたのは、むしろ各大学の自主性というものを保ちながら施設の整備を進めていく、そのためには文部省と大学の直接の関係ではなく、間に国立学校財務センターというものを介在させた方が適切ではないか、このように考へたからでございます。

この財務センターは、国立学校設置法の関係でございまして、その教員の人事につきましても、附則でも措置をいたしておりますように、教育公務員特例法の準用機関ということになりまして、所長の人事、教員の人事もほぼ大学に準じて当該センターの自治によつて行われる、こういうふうな仕組みをもつて御提案をさせていただいております。

この財務センターを介在させることによつて、大学の自主的な判断をより尊重できるのではないかと、このように考へております。

会と相談しながらできるだけ公共利用をしていただきたいというふうにお願ひして質問を終わります。

○委員長(大木浩君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大木浩君) 御異議ないと認めます。本案の修正について高崎君から発言を求められ

ておりますので、この際、これを許します。高崎君。

○高崎裕子君 私は、日本共産党を代表して、本案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりです。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。国立大学の教育研究環境の荒廃、とりわけ切実な問題の一つとなっている老朽・狭隘施設解消のために特別施設整備資金を設けることは必要な措置だと考えますが、問題は、その財源が特定学校財産の処分収入に限定されていることです。これは、老朽・狭隘施設の解消を抜本的に進めるとなれば、それに応じて大規模に大学の財産処分を行わなければならないということになります。

また、国立学校財務センターが国立大学に財務改善の自助努力を迫り、財産処分を促す機関として設置されることは、大学の自治権の侵害や国立大学の土地の切り売りにつながるおそれがあります。

修正案は、こうした政府案の問題点の是正を図るものですが、その概要は次の二つの柱から成っています。

第一は、国立学校財務センター設置に関する条項を削除することとしています。

第二は、特別施設整備事業の財源として、特定学校財産の処分収入だけでなく、一般会計からの繰入金をも充てる仕組みとしたことです。そのため、国立学校特別会計を当分の間、一般勘定と

特別施設整備事業勘定に区分し、特別施設整備資金を特別勘定に設置いたします。その財源として、財産処分収入や借入金などとも一般会計からの繰入金も充てることとしております。

我が党としては、築三十年以上の老朽施設を基本的に五カ年で解消すべきと考えます。それに必要な財源として、投資資金からの借入金二百億円のほかに一般会計から初年度千三百億円の繰り入れを見込んでいます。

なお、学部改組関連では、神戸大、京大の改革で一般教育が軽視される懸念や学内民主主義を尽くす点で不十分さを残したことなど問題点は少なくありませんが、修正の対象としていないことを申し添えます。

以上が本修正案の提案理由です。何とぞ、委員各位におかれましては御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(大木浩君) ただいまの高崎君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。鳩山文部大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としては反対であります。

○委員長(大木浩君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言もないようでございますので、これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○高崎裕子君 私は、日本共産党を代表しまして、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成し、原案に反対する旨の討論を行います。

大学の教育研究環境の荒廃が大学関係者のみならず各方面から深刻な問題として指摘されています。その打開策として共通して強調されているこ

とは、教育研究、学術予算について臨調行革のシーリングの枠を外し、関連予算を抜本的に増額する、高等教育に対する公財政支出をGNP比で他の先進国並みにすべきだということであり、ところが、本改正案は、こうした大学危機打開の本筋から離れ、国立大学に自助努力を迫るものとなっております。

老朽・狭隘施設の解消事業については、特別施設整備事業の財源を大学移転跡地などの財産処分収入に限定してあります。今日の事態に対応するには、特定学校財産の財産処分収入だけでは不十分であり、一般会計からの思い切った繰り入れが必要であります。にもかかわらず、特別施設整備事業の財源について、特定学校財産の処分収入に限定することを法律上明記することは、老朽・狭隘施設の整備は財産処分収入で賄うのが基本という法的根拠を財政当局などに与えることになりかねません。しかも、財務センターによる特定学校財産の処分収入に当たっては、「国立学校の財務の改善に資する」と法律に規定されており、処分収入をできるだけ大きくしようとして民間への払い下げや土地信託などが優先される懸念があります。このため、地価抑制や緑地、公共用地確保などの国民的要求が軽視され、国土政策、地価対策などの面で否定的影響を及ぼすおそれがあります。国立大学の土地切り売り促進機関となりかねない性格を持つ財務センターの設置には反対せざるを得ません。

また、センターが財務改善に関する自助努力を迫り、大学の財産処分を促すことは、大学の自治権侵害につながる危険性を持っています。

相次ぐ大幅な学費値上げで国立学校特別会計に占める学生納付金の比重が年々増大する一方、一般会計からの繰入率は制度発足当時の八割台から六割程度に落ち込んでいます。国立大学の財務の困難の根本原因はここにあります。そこにメスを入れます、国立学校の自助努力を促す仕組みをつくることは、独立採算制をとるものではないとした国立学校特別会計制度の基本的性格に背き、その

変質を進めることとなります。

学部改組問題もありますが、総じて国立学校財務センターの設置を含む改正案に賛成することはできません。

以上で討論を終わります。

○委員長(大木浩君) 他に御意見もなければ、原案及び修正案に対する討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大木浩君) 御異議ないと認めます。それでは、これより国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、高崎君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大木浩君) 少数と認めます。よって、高崎君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大木浩君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林君。

○小林正君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、連合参議院、民社党、スポー

ツ、国民連合、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 国立大学における教育・研究基盤の現状にかんがみ、国立学校特別会計への一般会計か

らの繰入れの確保を含め文教予算の充実に努めること。

二 国立学校財務センターが大学における教育・研究環境の整備充実を目的に設置されるものであることにかんがみ、その業務の遂行に当たっては、各大学の自主性を尊重するとともに、公正・適切な運営に努めること。また、跡地等の処分にあたっては、地域社会とも協調しつつ、公共の利用を優先するよう十分に配慮すること。

三 新たな時代の要請にこたえる大学院の研究・教育体制の質的向上を図るため、学位授与の円滑化のための積極的施策を講ずるとともに、奨学金制度の改善充実及び特別研究員制度の拡充に努めること。

四 特定大学偏重の社会的風潮を是正するため、地域の国立大学の特色ある発展を目指した教育・研究体制の整備に努めること。

五 大学入学者選抜の在り方については、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。また、生涯学習の観点から、社会人の大学、大学院への積極的な受入れに必要な諸条件の整備に努めること。

以上でございます。  
○委員長(大木浩君) ただいま小林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(大木浩君) 全会一致と認めます。よって、小林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、鳩山文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山文部大臣。  
○國務大臣(鳩山邦夫君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたし

て対処してまいりたいと考えております。  
○委員長(大木浩君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時五十分散会

〔参照〕

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案  
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第一条のうち、目次の改正規定、第二条第一項の改正規定、第三章の五の次に一章を加える改正規定及び附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に一項を加える改正規定を削る。  
第二条を次のように改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)  
第二条 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第一項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。  
附則第二項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第十五項及び第十六項を削り、第十四項を第二十八項とし、第十一項から第十三項までを十四項ずつ繰り下げる。  
附則第十項の前に見出しとして「(国立学校の廃止等に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第二十四項とする。  
附則第九項中「用地の取得費」を「施設費に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第八項の次に次の十四項を加える。  
(勘定区分等)

9 国立学校の施設が老朽化したため又は狭いため教育研究を行うのに著しく不相当である状態を解消することを目的として緊急に実施される国立学校の施設の整備(国立学校の移転による整備を含む)に係る事業であつて文部省令で定めるもの(以下「特別施設整備事業」という。)の円滑な実施を図るため、この会計を、当分の間、一般勘定及び特別施設整備事業勘定(以下「特別勘定」という。)に区分し、特別勘定に特別施設整備資金(以下「資金」という。)を置き、特別勘定からの繰入金及び附則第十八項の規定による組入金をもつてこれに充てる。  
(特別勘定の歳入及び歳出)  
10 特別勘定においては、第三条の規定にかかわらず、一般会計からの繰入金、特定学校財産(一般勘定に属する国有財産のうち、国立学校の移転その他政令で定める事由に伴い不属となるもので、一般勘定から特別勘定に所属替をするものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するものをいう。附則第十七項において同じ。)の処分収入、資金から生ずる収入、資金からの受入金、特別施設整備事業のための借入金及び特別施設整備事業に係る附属雑収入をもつてその歳入とし、特別施設整備事業に要する経費、特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子並びに資金への繰入金をもつてその歳出とする。  
(一般会計からの繰入れ)  
11 前項に規定する一般会計からの繰入金は、特別施設整備事業の円滑な実施に必要な金額を、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

12 この会計の各勘定の間における国有財産の移動は無償整理)所属替は、無償として整理するものとする。  
(特別勘定からの資金への繰入れ)  
13 附則第九項に規定する特別勘定からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れ

るものとする。  
(資金からの特別勘定への繰入れ)  
14 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、特別勘定の歳入に繰り入れることができる。  
(資金の経理方法)  
15 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、特別勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

16 附則第九項の規定により資金が置かれてい

る場合には、当該年度の資金の増減に関する計算書には、当該年度の資金の増減に関する計算書を添付しなければならない。  
(借入金)  
17 特別勘定においては、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があるとき、特定学校財産の処分収入をもつて償還することができ、見込みがあるときは、政令で定めるところにより、特別勘定の負担において、第七条第一項の借入金の例により借入金をするることができる。  
(剰余金の組入れ等)  
18 附則第九項の規定により資金が置かれてい

る場合には、特別勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金が生じたときはこれを資金に組み入れ、不足を生じたときは資金からこれを補足するものとする。ただし、特別勘定の歳出の翌年度の繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。  
(歳入歳出決定計算書の添付書類)  
19 附則第九項の規定により資金が置かれてい

る場合には、第十三条の歳入歳出決定計算書には、当該年度の資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。  
(資金の運用)

20 資金は、資金運用部に預託して運用するこ  
とができる。  
(派替規定)

21 附則第九項の規定によりこの会計が一般勘  
定及び特別勘定に区分されている場合におい  
ては、第三条第一項、第七条第一項、第八  
条、第十二条、附則第七項及び附則第八項中  
「この会計」とあるのは「一般勘定」と、第五  
条中「この会計の歳入歳出予算は」とあるのは  
「この会計の歳入歳出予算は」とあるのは  
「この会計の歳入歳出予算は」とあるのは  
特別施設整備事業勘定に区分し、各勘定にお  
いては、第九条第一項、第十五条及び第十  
六条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」  
と、附則第二十三項中「この会計」とあるのは  
「一般勘定」と、「国立学校の移転」とあるのは  
「国立学校の移転(特別施設整備事業として行  
うものを除く。）」とする。

22 附則第九項の規定により資金が置かれてい  
る場合においては、第六条第二項中「歳入歳  
出予算計算書」とあるのは「歳入歳出予算計算  
書及び附則第十六項の書類」と、第十四条第  
二項中「歳入歳出決定計算書」とあるのは「歳  
入歳出決定計算書及び附則第十九項の書類」  
とする。  
附則第五項及び附則第六項を削り、附則第四項  
を附則第七項とし、附則第三項の見出しを削り、  
同項中「改正後の設置法第九条の第五(一)号」を「改  
正後の特別会計法附則第十項」に改め、同項を附  
則第六項とし、附則第二項中「及び次項」を削り、  
同項の次に次の見出し及び三項を加える。  
(国立学校特別会計の勘定区分に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の国立学校特別会  
計法(附則第六項において「改正後の特別会計  
法」という)の規定は、平成四年度の予算から  
適用し、平成三年度の収入及び支出並びに同年  
度以前の決算については、なお従前の例によ  
る。この場合において、国立学校特別会計の平  
成四年度の歳入に繰り入れるべき金額があると  
きは、この会計の一般勘定の歳入に繰り入れる

ものとする。  
4 平成四年六月三十日までに収納した国立学校  
特別会計の平成四年度の歳入に属する収入はこ  
の会計の一般勘定の同年度の歳入と、同日まで  
にこの会計の同年度の予算に基づいてした債務  
の負担又は支出は同勘定の同年度の予算に基づ  
いてした債務の負担又は支出とみなす。  
5 この法律の施行の際、第二条の規定による改  
正前の国立学校特別会計法による国立学校特別  
会計に属する権利義務は、政令で定めるところ  
により、この会計の一般勘定に帰属するものと  
する。

この修正の結果必要となる経費は、初年度約一  
千三百億円の見込みである。  
四月十日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、実習助手・寮母等の制度改革及び賃金の技  
本的改善に関する請願(第九二二号)  
一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施  
行き届いた私学教育に関する請願(第九二  
八号)(第九三〇号)(第九八一号)(第一〇二八  
号)  
一、小・中・高等学校三十五人以下学級の早期  
実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願  
(第一〇三八号)  
一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施  
行き届いた私学教育に関する請願(第一〇  
五二号)  
一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増  
額に関する請願(第一〇六三号)  
一、小・中学校の三十五人学級と高校の四十人  
以下学級早期実現、私学助成の大幅増額、父  
母負担の軽減、障害児教育の拡充に関する請  
願(第一〇六四号)  
一、小・中学校三十五人以下学級早期実現、教職員

定数の抜本的改善、私学助成大幅増額、学級  
数確定の弾力的運用に関する請願(第一〇六  
五号)  
一、行き届いた高校教育に関する請願(第一〇  
六六号)  
一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増  
額に関する請願(第一〇六七号)(第一〇六八  
号)(第一〇六九号)  
一、高等学校三十五人学級の早期実現などの教  
育条件整備に関する請願(第一〇七〇号)  
一、生徒急減期に即応した公立高等学校四十  
人以下学級の早期実現と急減期特別助成など  
私学助成の大幅増額に関する請願(第一〇七  
一号)  
一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増  
額に関する請願(第一〇七二号)  
一、小・中・高等学校三十五人以下学級の早期  
実現と私学助成の抜本的拡充に関する請願  
(第一〇七三号)  
一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一〇  
七四号)  
一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増  
額に関する請願(第一〇七五号)(第一〇七六  
号)  
一、小・中・高等学校三十五人以下学級の早期  
実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願  
(第一〇八六号)  
一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施  
行き届いた私学教育に関する請願(第一一  
二四号)(第一一二九号)

手、障害児学校寄宿舎の寮母などは、他の職種の  
教職員とともに当該学校の教育に欠くことのでき  
ない重要な役割を果たしている。実習助手の賃金  
は、原則として教育職(一)表一級が適用されてい  
る。周知のように、この教育職(一)表一級賃金体  
系は、臨時的任用職員の賃金という性格が強く、  
他の職種に比べても賃金水準が低い上に、四十歳  
代で頭打ちとなっている。この間、実習助手制度  
改革法案をめぐる国会審議の中で、文部省・人事  
院は「教諭任用が望ましい」、「処遇の改善につ  
いて努力する」と答えている。現行の寮母制度を廃  
止し、寄宿舎教諭とする制度改革法案の審議で  
も、待遇改善が強調されている。しかし、人事院  
勧告では、いずれもそれにふさわしい抜本的な賃  
金改善は行われてきていない。全国各県の状況を  
踏まえ、国の給与制度として教育職(一)表一級賃  
金の改善を行うとともに、教育職(一)表二級ワタ  
リ(格付)の措置を講ずることが重要である。つ  
いては、実習助手・寮母等の制度改革及び賃金の抜  
本的改善を求め、次の事項について早急に実現を  
図られたい。

一、実習助手の教諭一元化の制度改革を行うこ  
と。  
二、障害児学校の寮母を寄宿舎教諭とすること。  
三、教育職(一)表一級賃金を抜本的に改善するこ  
と。当面、免許所有者は直ちに、未所有者は「高  
卒経験年数十年、短大、高専卒経験年数八年」  
で、教育職(一)表二級ワタリ(格付)を行うこ  
と。  
第九二二号 平成四年三月二十七日受理  
実習助手・寮母等の制度改革及び賃金の抜本的改  
善に関する請願  
請願者 静岡市用宗五ノ二〇ノ二一 森久  
夫 外二百一名  
紹介議員 世耕 政隆君  
全国の高校・障害児学校に勤務している実習助

第九二八号 平成四年三月二十七日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き  
届いた私学教育に関する請願  
請願者 京都市伏見区桃山町大島三八ノ三  
七八 小栗春行 外九十九名  
紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九三〇号 平成四年三月二十七日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 奈良市大安寺五ノ七ノ一三 楠木重樹 外千九百九十九名

紹介議員 笹野 貞子君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九八一号 平成四年三月三十一日受理

私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 大阪府東大阪市本町二ノ九 植田泰弘 外二千五百六十九名

紹介議員 中村 鋭一君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇二八号 平成四年三月三十一日受理

私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 大阪府東大阪市東石切町五ノ三ノ一六 砂倉保 外九十九名

紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇三八号 平成四年三月三十一日受理

小・中・高等学校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願

請願者 福島市笹木野峰久保二七ノ二 和田美紀子 外千四百九十九名

紹介議員 石原健太郎君  
どの子供にも行き届いた教育を保障することは極めて当然なことであり、小中学校では平成三年度四十人学級完結に続いて、三十五人以下学級の実現は緊急の課題である。また、高校においても、三十五人以下学級の実現と私立高校学費の父母負担軽減・公私の教育条件の格差解消は、今日の深刻な教育荒廃を解決するために不可欠であり、国及び政府の責任である。国民は、臨教審等による

「教育改革」よりも憲法と教育基本法に基づく教育の機会均等との実現のために、公私ともに教育条件の抜本的改善を望んでいる。そして生徒急減期こそその絶好の機会とも言える。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、新たな教職員定数配置改良計画を直ちにつくすること。

二、すべての小・中学校で三十五人学級を即時に実現すること。

三、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、四十人を超える学級を直ちになくし、三十五人以下学級を早期に実現すること。

四、私学に対しては、経常費の二分の一助成の早期達成など私学助成を拡充するとともに、四十人学級以下の学校規模の適正化、縮小に対応できるよう急減期特別助成を実施すること。

五、高校・大学の授業料を引き下げるなど、教育費の父母負担を軽減すること。

第一〇五二号 平成四年四月一日受理

私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 奈良県橿原市五条野町一、二四〇ノ五 東昇 外九十九名

紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇六三号 平成四年四月一日受理

四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡宝珠山村中原二六一 井上高志 外七百七十一名

紹介議員 諫山 博君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六四号 平成四年四月一日受理

小・中学校の三十五人学級と高校の四十人以下学級早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減、障害児教育の拡充に関する請願

請願者 神戸市西区糺台三ノ三五ノ三 水田一郎 外七百七十一名

紹介議員 市川 正一君  
児童生徒の急減期は、楽しい学校、行き届いた教育を進めるため、教育条件を国際水準並みに改善する絶好のチャンスである。また、私立学校の学費父母負担の高騰は、受験競争を激化させる大きな要因にもなっている。現在の教育困難を打開するためには、教育の機会均等の保障と新たな教職員定数改善計画をつくる教育条件の整備・改善が、緊急な課題である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、小・中学校の三十五人学級と高校四十人以下学級の早期実現を目指すこと。また、そのための新たな教職員定数改善計画を直ちにつくること。

二、私学助成を大幅に増額し、父母負担軽減措置の拡充、私立高校の四十人学級早期実現・学校規模の適正化に対応できる「急減期特別助成」を実施すること。

三、高校・大学の授業料など教育の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

四、希望するすべての障害児に後期中等教育を保障し、充実させること。

第一〇六五号 平成四年四月一日受理

小・中学校三十五人以下学級早期実現、教職員定数の抜本的改善、私学助成大幅増額、学級数確定の弾力的運用に関する請願

請願者 横浜市鶴見区本町四ノ一七二ノ二 岡本美知子 外七百七十一名

紹介議員 上田耕一郎君  
子供たちは、明日の日本を担う貴重な宝である。どの子にも確かな学力を身に付けさせ、非行・いじめ・登校拒否・高校中退をなくす行き届いた教育を保障していく上で、学級の児童、生徒数を少なくすることが求められている。このことは父母、市民の切実な願いであり、欧米並みクラス二十五人というのは国際的にも常識である。全国的に児童、生徒の急減期が訪れている今こそ、せめて三十五人以下のクラスを実現することを求める。また、行き届いた教育の実現のためには、学級規模の縮小と合わせて、教職員定数を大幅に増やすことが必要である。一方で、家計における教育費の占める割合は年々増加している。憲法で無償と定めた義務教育でもかなりの額に上っている。父母負担の軽減を図るため、教育予算を大幅に増やすことを求める。特に、私学への助成の大幅な増額を実現することを求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、公立小・中学校の三十五人以下学級を早期に実現すること。

二、小・中・高校・障害児学校の教職員定数の抜本的改善を図るため、新たな教職員定数改善計画を早期に決定すること。

三、学級数確定時期を三月末とし、次の三点について弾力的に運用すること。

1 三月末の児童生徒数が一、二名不足している場合、例年転入がある場合は、それを見込んで学級編制をすること。

2 団地建設等で年度途中に学級増が予想される場合、年度初めから学級数を増やし、教職員数を配当すること。

3 小学校二年に一度という学級編制方針がある場合、それを尊重し、二年間は児童数減少による学級編制替えをしないこと。

四、私学助成を大幅に拡充すること。

1 学費値上げを抑えるために、経常費助成を大幅に増やすこと。

2 父母負担の公私格差を是正するために、授業料助成を実現すること。

第一〇六六号 平成四年四月一日受理

行き届いた高校教育に関する請願

請願者 富山県黒部市三日市三、一四四 辻四郎 外七百七十一名

紹介議員 小笠原貞子君

諸外国の高校段階の学級編制基準は、ごく一部の例外を除いて二十五人〜三十人である。「先進国や「経済大国」と言われる日本で、いまだに四十五人学級が続いていることは、重大な問題である。生徒急減期の今こそ諸外国並みの三十五人学級を実現する絶好の機会である。また、私学助成を大幅に増額し、教育費負担の公私間格差を解消するとともに、すべての高校における父母負担の軽減、障害児教育の充実を図ることは、憲法・教育基本法が保障する教育の機会均等を実現するために不可欠の課題である。ついては、行き届いた高校教育を保障するため、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、普通科四十人学級(職業科三十五人、定時制二十五人)を即時に実現し、普通科三十五人学級(職業科三十人、定時制二十人)実現の移行計画を早期に立てること。  
二、教職員定数の抜本的改善のため、新たな定数改善計画を立てること。  
三、私学への特別助成制度を確立し、経常費助成を大幅に増額すること。  
四、教育予算を大幅に増額し、父母の教育費負担を軽減すること。  
五、障害児教育を充実させ、希望するすべての子供に後期中等教育を保障すること。

第一〇六七号 平成四年四月一日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 長崎県諫早市小川町一九四ノ三六 徳永幸子 外七百七十一名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇六八号 平成四年四月一日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 名古屋北区尾上町一ノ二ノ一ノ九一六 谷田充恵 外七百七十一名  
紹介議員 香脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇六九号 平成四年四月一日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 栃木県足利市福居町二、一九〇 仁井田英雄 外七百七十一名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇七〇号 平成四年四月一日受理  
高等学校三十五人学級の早期実現などの教育条件整備に関する請願

請願者 三重県四日市市鶴の森一 高野久美子 外七百七十名  
紹介議員 高崎 裕子君  
日本国憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等が真に実現されるためには、高校三十五人以下学級早期実現、教育費の父母負担の軽減、公私の教育条件の格差解消、障害児への後期中等教育の完全保障が不可欠である。未来の日本を担うすべての子供たちに、行き届いた教育を保障することは国の責務である。生徒の急減期こそ、こうした教育条件の抜本的改善を図る絶好の機会である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、小学校から高等学校まで、三十五人以下学級を早期に実現すること。  
二、教育費の父母負担の軽減、教育条件整備のために、教育予算を大幅に増やすこと。  
三、私立学校・幼稚園への助成を大幅に増やし、

急減期特別助成制度を実現すること。  
四、障害児教育を充実させ、希望するすべての子供に後期中等教育を保障すること。

第一〇七一号 平成四年四月一日受理  
生徒急減期に即応した公立高等学校四十人以下学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 岩手県一関市銅谷町二ノ一ノ三 田中政春 外七百七十名  
紹介議員 立木 洋君  
教育荒廃、受験地獄、高い教育費負担など教育問題は、深刻な社会問題である。すべての子供の個性と能力を全面的に伸ばす教育をするためには、公私立を問わず、高校四十人学級(職業科三十五人)を早期に実現し、三十五人学級(職業科三十人)を目指すなど、学校規模の適正化は必須の条件であり、生徒急減を迎えた今こそ理想的な教育環境をつくる好機である。特に私学では、これらの条件に対応できる助成と父母負担軽減のための授業料一律助成を内容とする急減期対策特別助成が必要であり、その実現を強く求める。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、行き届いた教育を進めるために、高校では当面四十人以上の学級を即時になくし、三十五人学級を目指すこと。また、すべての小・中学校で三十五人学級を実現すること。そのために教職員定数を増やすこと。  
二、私学に対しては、生徒急減期への特別助成(公立並みに四十人から三十五人学級を実現するための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成、父母負担を軽減するための授業料一律助成)を実現すること。  
三、私学への経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、施設設備助成を実現すること。  
四、高校、大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

五、希望するすべての障害児に、発達段階に応じた後期中等教育を保障し、充実させるための措置を講ずること。  
六、過疎特別助成を継続増額するとともに、対象を私立小・中学校まで拡大すること。

第一〇七二号 平成四年四月一日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 高知市神田九〇〇ノ一郵政官舎Bノ四二 宗光理左 外七百七十名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇七三号 平成四年四月一日受理  
小・中・高等学校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充に関する請願

請願者 山口県宇部市北迫新町三ノ四ノ六 植野良子 外七百七十名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第五三〇号と同じである。

第一〇七四号 平成四年四月一日受理  
私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 宮崎県南方町札立六五一 猪野秀男 外七百七十名  
紹介議員 山中 郁子君  
日本の教育は、これまで公立学校と私立学校の両輪によって支えられ、発展してきた。公教育に占める私学教育の役割は大きなものがある。私たちは、子供と教師が人間的に触れ合い、その個性と能力を全面に伸ばし、心身両面において健やかに成長して行くことを願っている。しかし、教育問題は今や重大な社会問題となり、取り分け教育荒廃、受験地獄、教育費負担の増大は深刻なものがある。教育荒廃の一因として、学級及び学校定員の過剰化が挙げられる。生徒一人一人に行き届いた教育をするためには、欧米諸国では常識と

なっている二十五〜三十人規模の学級定員が是非とも望まれ、教師の目的届く学校規模の適正化も必要である。平成二年度から始まった「生徒急減期」には、生徒数が十年後に現在の三分の二程度になることが予測されている。現在の学級定員をそのままにしておくならば、教育の困難さは一層その程度を増大し、私学においては、生徒減による財政危機に陥り、存続が危ぶまれる事態も起きかねない。また一方では、学費の値上げを図る私学が増え、父母の教育負担は家庭に深刻な状況をもたらしかねない。加えて、より良い学校選びの過熱化が進み、受験競争がますます激化することも危ぐされる。このような問題を私学の内部努力だけで解決することは到底不可能である。二十一世紀に向けて日本の教育の方向が岐路に立たされているこの急減期にこそ、国の施策が問われている。ついでには、このような状況を脱し、行き届いた教育を実現するため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、行き届いた教育を進めるために、高等学校の四十人以上の学級を即時になくし、三十五人学級を目指すこと。
- 二、父母負担を軽減し、学費の公私格差をなくすために、経常費の二分の一助成を早期に実現するとともに、施設・設備助成を実施すること。
- 三、学級定員、学校規模の適正化のための「急減期特別助成」を実施すること。
- 四、過疎私立高校のための特別助成を継続し、拡充すること。

第一〇七五号 平成四年四月一日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 岐阜県益田郡下呂町小川一、〇五  
三 垣内康典 外七百七十名  
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇七六号 平成四年四月一日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼台一ノ一〇ノ二七 佐藤照美 外七百七十名  
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇八六号 平成四年四月一日受理  
小・中・高等学校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願

請願者 福島市笹木野字御林東二ノ五 寺岡まゆみ 外千四百九十九名  
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一一二四号 平成四年四月二日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 奈良県桜井市大字三輪二二三 田中実 外千名  
紹介議員 高井 和伸君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一一二九号 平成四年四月二日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願(二通)

請願者 三重県多気郡多気町四疋田一、二 三四ノ三 新屋進 外二千四百九十九名  
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。  
一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願(第一一三三三号)(第一二二二二号)(第一二四七号)  
二、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第一二四八号)  
三、高等学校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第一二四九号)  
四、私学助成の大幅増額と三十五人学級の早期実現に関する請願(第一二五〇号)

一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。  
一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願(第一一三三三号)(第一二二二二号)(第一二四七号)  
二、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第一二四八号)  
三、高等学校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第一二四九号)  
四、私学助成の大幅増額と三十五人学級の早期実現に関する請願(第一二五〇号)

第一一二二二号 平成四年四月六日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 奈良県吉野郡東吉野村三尾七二五 白代晴俊 外九十九名  
紹介議員 乾 晴美君

第一二四七号 平成四年四月七日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町長峯 水越潔 外九十九名  
紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一二四八号 平成四年四月七日受理  
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 長崎市深堀町一ノ六一ノ二七 宮住宅A一ノ五〇七 永原洋一 外二千四百八十名  
紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二四九号 平成四年四月七日受理  
高等学校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府茨木市新堂三ノ一六ノ二二 宮崎定 外二千二百三十六名  
紹介議員 高崎 裕子君

一人一人に行き届いた教育を保障できる教育条件の確立は、すべての子供と親・教職員の願いである。学級定員の縮小と私学助成の大幅増額等、教育費の父母負担軽減は、今や国民的な要求となっており、生徒の本格的減少期の今こそ、その実現の絶好の機会である。これは、我が国の経済力をもつてすれば、すぐにも実現可能である。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、高校進学率を引き上げるとともに、公立高校の三十五人以下学級(工・農等三十人、定時制

二十人)の実現を目指し、直ちに四十人学級(工・農等三十五人、定時制二十五人)を実施すること。また、教職員定数を増やすこと。  
二、私学助成を大幅に拡充すること。  
1 私立高校生への授業料・入学金補助を実施すること。  
2 学費値上げによらず教育条件を改善するため、私学への経常費二分の一補助を直ちに実施すること。  
3 私立高校の四十人学級実施、三十五人以下学級への早期移行、学校規模の適正化、父母負担軽減のための「急減期特別助成」を実施すること。  
4 私立高校の老朽校舎建て替え等に対し、施設・設備費補助を実施すること。  
三、父母負担の軽減を図り、教育費無償化(国際人権規約A規約第十三条二項b・c及び子供の権利条約)への努力をすること。

第一二五〇号 平成四年四月七日受理  
私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願(二通)  
請願者 富山県小矢部市植生一、四九八ノ八 高嶋幹夫 外五千六百六十七名  
紹介議員 高崎 裕子君  
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一二八五号 平成四年四月八日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願  
請願者 大阪市阿倍野区松虫通一ノ七ノ二 福滝保 外九十九名  
紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一二九三号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 茨城県下妻市大字中郷七四一 渡

辺定郎 外二千二百二十一名  
紹介議員 諫山 博君  
今、日本人の主食である米が大変な状態になっている。日本がアメリカの圧力に負けて米を自由化すれば、日本農業そのものが破壊される。これまでも農産物輸入自由化の中で、日本農業は大きな打撃を受けてきた。学校給食では、安全性に問題の多い輸入食品を大量に使用しており、過日もアメリカ産の輸入レモンからベトナム戦争で使われた枯れ葉剤の主成分である「2,4-D」という劇薬が使われていたことが判明し、大問題となった。また、学校給食の実態は、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」という「学校給食法」の定めには程遠く、子供たちの健康と安全を守るためには、ルギー、視力低下、骨折の多発など、心痛める状態になっている。有害な輸入食品や人手不足による不十分な給食が、子供たちの健康と安全を脅かしている。私たちの健康と安全を守るためには、米の輸入自由化をやめ、食糧の自給体制を確立することが大切である。また、学校給食を根本的に改善し、日本の風土に根ざした味と日本の大地から生産された安全な食材で衛生的に調理できる人員の確保や施設改善を、国の財政負担で行うべきである。ついでに、次の措置を採らねばならない。

一、学校給食に、安全な国内産・地産産物の米、農水産物を取り入れるよう、国の施策を抜本的に改善し、国庫補助金を復元して父母負担を軽減すること。  
二、安全で豊かな学校給食を保障するために、文部省の人員配置基準の改善、施設改善など条件整備を行うこと。

第一二九四号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 三重県伊勢市河崎三ノ五ノ一五 中井重行 外二千二百二十一名  
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。  
第一二九五号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町北方一、九五ノ四 古野ひさよ 外二千二百二十一名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一二九六号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 茨城県下妻市大字若柳乙三二一 栗野三重子 外二千二百二十一名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一二九七号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 三重県多気郡明和町坂本一、三七二 久田孝孝 外二千二百二十一名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一二九八号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 茨城県下妻市若柳甲五二〇ノ一 齊藤敏雄 外二千二百二十一名  
紹介議員 沓脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一二九九号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町新宮三八〇ノ五五 加藤綱代 外二千二百二十一名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇〇号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 岐阜県揖斐郡大野町五之里八四八ノ三 笹井功 外二千二百二十一名  
紹介議員 高崎 裕子君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇一号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 岐阜県吉城郡国府町金桶二六五 松本健治 外二千二百二十一名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇二号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市白子二ノ三八ノ二三 館賢治 外二千二百二十名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇三号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 岐阜県高山市桐生町六ノ一六 ヨーボ港二〇九 桃井由美子 外二千二百二十名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇四号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 岐阜県瑞浪市上平町三ノ二二 田近佐江子 外二千二百二十名  
紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇五号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市北江島町一ノ二二

紹介議員 野田昌子 外二千二百二十名  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三〇六号 平成四年四月八日受理  
安全で豊かな学校給食に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡谷汲村上名礼一、六  
八六 森龍子 外二千二百二十名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三三八号 平成四年四月八日受理  
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 大阪府東大阪市横小路町四ノ二ノ  
二五 桐山武男 外九十四名  
紹介議員 栗森 喬君  
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。